

## 目 次

### ◎会議録第1号（8月30日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	9
日程第2 会議録署名議員の指名	9
日程第3 会期の決定	9
日程第4 報告第5号 令和3年度決算に係る財政指標の報告について	9
日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町一般会計補正予算（第5号））	11
日程第6 議案第41号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第7 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第8 議案第43号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	15
日程第9 議案第44号 白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締結について	18
日程第10 議案第45号 白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結について	23
日程第11 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について	26
日程第12 議案第47号 令和3年度松前町歳入歳出決算認定について	27
日程第13 議案第48号 令和3年度松前町水道事業会計決算認定について	31
日程第14 議案第49号 令和3年度松前町下水道事業会計決算認定について	32
日程第15 議案第50号 令和4年度松前町一般会計補正予算（第6	

		号) ……………	37
日程第16	議案第51号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号) ……………	37
日程第17	議案第52号	令和4年度松前町介護保険特別会計補正予 算(第3号) ……………	37
日程第18	議案第53号	令和4年度松前町水道事業会計補正予算 (第2号) ……………	37
散 会			40

~~~~~

◎会議録第2号(9月5日)一般質問

|      |             |  |    |
|------|-------------|--|----|
| 開 議  |             |  | 44 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  |  | 44 |
| 日程第2 | 一般質問        |  |    |
|      | 11番 村井慶太郎議員 |  | 44 |
|      | 4番 曾我部秀司議員  |  | 56 |
|      | 10番 藤岡 緑議員  |  | 72 |
|      | 7番 住田 英次議員  |  | 80 |
|      | 5番 影岡 俊範議員  |  | 85 |
|      | 2番 西村 元一議員  |  | 87 |
| 散 会  |             |  | 99 |

~~~~~

◎会議録第3号(9月20日)委員長報告

開 議			105
日程第1	会議録署名議員の指名		105
日程第2	議案第41号	松前町議会議員及び松前町長の選挙におけ る選挙運動の公費負担に関する条例の一部 を改正する条例……………	105
日程第3	議案第42号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例……………	106
日程第4	議案第43号	松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬 及び費用弁償に関する条例及び松前町執行 機関の附属機関設置条例の一部を改正する 条例……………	107
日程第5	議案第44号	白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締	

		結について……………	109
日程第6	議案第45号	白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結について……………	110
日程第7	議案第47号	令和3年度松前町歳入歳出決算認定について……………	126
日程第8	議案第48号	令和3年度松前町水道事業会計決算認定について……………	126
日程第9	議案第49号	令和3年度松前町下水道事業会計決算認定について……………	126
日程第10	議案第50号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第6号）……………	136
日程第11	議案第51号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）……………	136
日程第12	議案第52号	令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	136
日程第13	議案第53号	令和4年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）……………	136
日程第14	議案第54号	R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について……………	141
日程第15	議案第55号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第7号）……………	143
日程第16	議案第54号	R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について……………	144
日程第17	議案第55号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第7号）……………	146
閉 議……………			147
町長挨拶……………			147
閉 会……………			148

8月30日（第1号）

令和4年松前町議会第3回定例会会議録

令和4年8月30日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
監査委員	安永紀雄
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
公営企業部長	渡部博憲
出納局長	住田民章
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	友田秀樹
財政課長	田中志延
保険課長	柏原正
会計課長	重松修平

会計課技監	伊達圭亮
上下水道課長補佐	柏原美和
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田匡志
議会事務局 書記	徳本敏子

令和4年松前町議会第3回定例会

議事日程表

No. 1

	令和4年8月30日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第5号	令和3年度決算に係る財政指標の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第5	議案第40号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度松前町一般会計補正予算(第5号))	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第6	議案第41号	松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第42号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第43号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第44号	白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第45号	白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第11	議案第46号	人権擁護委員候補者の推薦について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第12	議案第47号	令和3年度松前町歳入歳出決算認定について	
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第13	議案第48号	令和3年度松前町水道事業会計決算認定について	
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第14	議案第49号	令和3年度松前町下水道事業会計決算認定について	

上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第15	議案第50号	令和4年度松前町一般会計補正予算(第6号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第16	議案第51号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第17	議案第52号	令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第18	議案第53号	令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和4年松前町議会第3回定例会を開会いたします。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

日中はまだまだ厳しい暑さが続いておりますが、揺れる稲穂や虫の音が秋の訪れを感じさせる季節となりました。

本日、令和4年松前町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和4年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在これまでのものよりもさらに感染力の強いオミクロン株のBA.5ウイルスが全国で猛威を振るっています。

県内の感染者数は、これまでにないスピードで増加しており、松前町でも8月だけで1,600人の感染者が確認されています。

愛媛県においては、7月中旬以降の県内の感染急拡大を受け、7月12日に県独自の感染警戒レベルが、感染警戒期特別警戒期間に引き上げられました。

また、今月9日には、保健医療のひっ迫回避と感染回避のさらなる徹底により重症化リスクの高い方を守るため、愛媛県BA.5対策強化宣言が発出され、さらに23日には、感染急拡大に伴い、医療従事者の感染によるマンパワーの低下や救急医療を含め医療全般への負荷の増大により、県内の医療体制が危機的状況にあるとして、BA.5対策強化宣言を延長、強化し、愛媛県BA.5医療危機宣言が発出されました。

この宣言では、県民に対し、保健医療の負担を軽減する新たな取組の利用や一人一人の行動変容、積極的なワクチン接種を求めています。

町民の皆様には、県の宣言内容を踏まえ、保健医療の負担軽減に向け御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、さらなる感染拡大を防ぐため、引き続き感染リスクの高い行動を自粛し、感染回避行動をこれまで以上に徹底していただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和4年第3回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、新型コロナワクチン接種について申し上げます。

現在、4回目の追加接種を実施しており、8月29日時点の3回目接種者は2万473人で接種率は69.69%、4回目接種者は8,181人で接種率は27.85%です。現在、若い人の3回目の接種率が低い状況です。

ワクチンには、感染発症の予防や重症化の予防の効果が確認されています。全国でこれまでにないスピードで感染が拡大している状況ですので、接種を希望される方は早めの接種をお願いいたします。

次に、海上災害等対応合同訓練について申し上げます。

先月15日に、ふたみシーサイド公園において、伊予警察署、伊予市、松前町、愛媛県警、松山海上保安部、松山市消防局、伊予消防などの8機関が合同で、海上災害等対応合同訓練を実施しました。

この合同訓練は、昨年11月に本町と伊予市、伊予警察署の3者で締結した安全で安心なまちづくりに関する協定に基づき、伊予警察署の主導で実施したもので、行政、警察、消防、海上保安部が合同で行う訓練が今回初めて実現しました。

訓練には約80人が参加し、大規模災害や水難事故、テロなどに迅速かつ的確に対応できるよう、不審船対応や人命救助などの訓練を行いました。訓練は、回数を重ねてこそ有事の際に実効性が上がるものです。今後もこのような合同対処訓練を定期的の実施し、さらなる対処能力と関係機関との連携強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

先月24日に、松前町国体記念ホッケー公園で、全日本中学生ホッケー選手権大会の出場をかけた四国中学生ホッケー選手権大会が開催されました。男子は、町内3中学校合同の愛媛県代表チームと香川県代表チームとの2チームで代表決定戦が行われましたが、愛媛県代表チームは惜しくも敗れ、全国への切符を手にすることはできませんでした。

女子は、町内3中学校と松山東雲中学校合同の愛媛選抜チームのみでしたので、この愛媛選抜チームが全国大会の代表に決まっていたため、この日はジュニアユース女子日本代表西日本地区の選考を兼ねて、この愛媛選抜チームと伊予高校との試合が行われ、町内から3人の生徒が日本代表候補に選出されました。

なお、女子の愛媛選抜チームは、その後、今月20日に開催された全国大会に出場しましたが、熱戦の末、予選リーグで敗退しました。町内の子どもたちは、この選手権大会の経験を通じて、よりたくましく成長したことと思います。

様々な大会等で本町のホッケー場が選ばれるようになり、これまで積極的に誘致に取り組んできた成果が現れてきていると感じているところです。

現在も、昨日から神戸大学の男子ホッケー部が4日間の予定で合宿をしています。今後、機会を捉えて、本町のホッケー場のすばらしさを積極的にPRしてまいりたいと思っ

ています。

次に、かんがい排水施設の整備促進について申し上げます。

先月25日、26日の2日間、道前道後土地改良区連合と関係市町合同で農林水産副大臣や県選出国會議員に面会し、道前道後用水施設の長寿命化や耐震化に係る要望を行いました。

道前道後用水は、昭和42年の完成以来、50年を超えて松前町の約800ヘクタールの農地をはじめとする道前道後平野の約9,200ヘクタールの農地を潤すほか、松山・松前臨海工業地帯への工業用水の供給、さらには水力発電による電力供給を通じて地域の発展に大きく貢献しているところです。

しかしながら、調整池のえん堤は耐震構造ではなく、またその他の施設も建設から50年を超え、経年劣化による不具合や故障が多くなっています。万一、南海トラフ巨大地震などで調整池のえん堤が崩壊すると、下流住民の生命、財産に被害を及ぼしかねず、また施設が損傷し用水の供給が止まると、本町の農業も大きな打撃を受けることになります。

このようなことから、国営かんがい排水事業道前道後用水地区の令和5年度着工が実現できるよう、要望活動を継続してまいりたいと考えています。

次に、町の魅力発信力の強化について申し上げます。

町の魅力を広く発信し、町の知名度向上やイメージアップを図ることを目的として、まさきオフィシャルサポーターを設置しました。先月28日に、まさきオフィシャルサポーターの委嘱式を開催し、松前町出身で世間の皆さんの知名度が高く情報発信力のある4の方にサポーターを委嘱しました。

サポーターを委嘱したのは、俳優としてドラマや映画など多方面で活躍をされている片岡礼子さん、ロックバンド、ジャパハリネットのドラマーとして活躍されるほか、現在は地元番組などのパーソナリティとしても活躍されている中岡良一さん、地元番組のライターとして活動する傍ら、SNSを活用した地域情報発信で人気を博している久保田大希さん、そしてはんざり競漕の女子世界記録保持者で、現在は学生として学業に励みながら、SNSによる情報発信で多くの皆さんから支持を得ている河内裕里さん、以上4人の皆さんです。

サポーターの皆さんには、町の各種イベントに協力していただくほか、新たな魅力創出について提案していただくなど、町の魅力発信のための活動を行っていただきます。今後、大いに御活躍いただき、さらなるまちのにぎわいづくりにつながることを期待しています。

次に、まさき町夏祭りの中止について申し上げます。

7月中旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染がこれまでにないスピードで急拡大したことにより、各イベント参加者から、感染予防の観点から出場を辞退する旨の連絡等が

相次ぎ、またまさき町夏祭り実行委員会を構成する主な団体から夏祭りの運営を辞退する旨の申出がありました。

これを受け、まさき町夏祭り実行委員会において開催是非を審議した結果、現状では夏祭りの主体である実行委員会の構成団体や参加者である町民の多くが感染急拡大時の開催を望んでいないとの結論に至り、開催中止が決定されました。一日も早くコロナ禍が収束し、来年度こそは町民の皆様が心から楽しめる夏祭りが開催できることを願っています。

次に、地球温暖化対策の推進について申し上げます。

7月、8月の電気使用量を両月とも前年より削減できた人の中から、両月合計の削減率上位の168人に商品券をプレゼントする省エネキャンペーンを実施しています。応募の締切りは、10月11日までです。この夏、節電に取り組んだ方は、ぜひ御応募ください。

一人一人ができる生活に身近な取組を通じて、町民の皆さんの地球温暖化に対する意識を高めていただき、町の地球温暖化対策の推進につながることを期待しています。

次に、減災対策の推進について申し上げます。

町内の木造住宅の耐震化を中心とした減災のまちづくりを推進するため、名古屋工業大学高度防災工学研究センターと協力して、木造家屋耐震化の普及啓発等に取り組むことにしました。

随時、町民向け減災講習会や建築業者を対象とする耐震改修に関する勉強会を開催するほか、10月からは木造家屋の耐震化の必要性などをお知らせする「たいしんだより」を町の広報紙と一緒に配布します。地震発生時の被害を最小限に抑制するため、同センターと協力して町の減災対策を推進してまいります。

次に、健康づくりの推進について申し上げます。

9月1日から11月30日まで、インスタグラム等を活用して朝食の写真を投稿してもらう「わが家の朝食コンテスト」を、昨年に引き続いて実施します。

このコンテストは、皆さんに気軽に食生活の改善に取り組んでいただくため、朝食をテーマに、朝食の欠食率の高い20歳から40歳代の朝食欠食率ゼロを目指して実施するものです。朝食を抜く人は、毎日食べる人よりもメタボになる危険性が高く、また子育て世帯の親の朝食の欠食は子どもの欠食にもつながり、子どもの学力や成長にも影響を及ぼすとのデータがあります。

町民の皆様には、食生活を見直し、毎日朝食を食べることを習慣化していただき、健康な体づくりに取り組んでいただきたいと思います。

次に、町の物価高騰支援・消費喚起施策について申し上げます。

物価高騰の影響を受けている町民の皆様生活を支援するとともに、町内の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券「胸アツ！まさき応援券」を販売します。7,500円分の商品券を1冊として、1冊当たり5,000円で販売します。1人2冊ま

で購入可能です。9月上旬に各世帯に購入引換券を郵送しますので、ぜひ御購入ください。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、条例案件3件、決算認定3件、予算案件4件、その他承認を求めるもの1件、議決を求めるもの2件、意見を求めるもの1件、合わせて15件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名いたします。

14番伊賀上明治議員、2番西村元一議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月23日の議会運営委員会で協議の結果、本日から9月20日までの22日間と決定しました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの22日間と決定いたしました。

~~~~~

## 日程第4 報告第5号 令和3年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第4、報告第5号令和3年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第5号について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づ

き、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものです。

内容につきましては、健全化判断比率については田中財政課長に、資金不足比率については渡部公営企業部長にそれぞれ説明させます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 報告第5号について補足して説明いたします。

参考資料の3ページをお願いします。

健全化判断比率は、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標があります。それぞれの指標の状況のところに記載しています早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準です。

まず、1番、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和3年度一般会計における決算での実質収支が黒字であるため、実質赤字には該当しません。

次のページをお願いします。

2番、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計や公営企業会計など、全ての会計を合算することにより、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和3年度の全会計における決算での実質収支等の合計額が黒字であるため、連結実質赤字には該当しません。

次に、3番、実質公債費比率は、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の程度を示す比率です。令和3年度の実質公債費比率は8.9%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次のページをお願いします。

4番、将来負担比率は、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込額や職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことです。令和3年度の将来負担比率は78.1%となっており、早期健全化基準の350%を下回っています。

なお、監査委員の審査意見書が、議案書のほうの8ページと9ページについておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） 続きまして、公営企業の資金不足比率について補足して御説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

資金不足比率報告書になります。資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。2行目の水道事業会計の資金不足比率は、令和3年度水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足がないため、資金不足比率は発生していません。

続きまして、3行目、下水道事業会計の資金不足比率につきましても、令和3年度下水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足がないため、資金不足比率は発生しておりません。

なお、10ページ、11ページは監査委員の審査意見書となっておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町一般会計補正予算（第5号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第40号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町一般会計補正予算第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第40号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済や町民の生活を支援するための経費が緊急に必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第10号として17ページのとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 議案第40号専決第10号について補足して説明いたします。

議案書の17ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ114億3,032万4,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

参考資料のほうで説明いたしますので、参考資料の9ページをお願いします。

6款1項3目緊急経済対策費、補正額1億円は、愛媛県から交付されることが決定した地域の消費活性化支援のための補助金と国から交付される物価高騰対応のための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、プレミアム付商品券の発行冊数の追加を行うものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

議案書のほうの28ページをお願いします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額4,450万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の原油価格・物価高騰対応分の追加と通常分の減額です。

次の、15款2項5目商工費県補助金、補正額5,550万円は、えひめ消費活性化支援事業費補助金です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第40号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第6 議案第41号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説

## 明、質疑、委員会付託（総務産業建設）

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第41号松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第41号について提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、これに準じ、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第41号について補足して説明をいたします。

議案書は31ページからですが、参考資料で御説明いたします。参考資料11ページをお開きください。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、それに準じ、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

限度額の引上げの内容については、2の改正の概要を御覧ください。

まず、(1)の選挙運動用自動車の使用については、自動車借入契約、レンタカー契約を現行の1日当たり1万5,800円から1万6,100円に、燃料の供給契約を現行の1日当たり7,560円から7,700円にそれぞれ引き上げます。

次に、(2)の選挙運動用ビラの作成については、現行の1枚当たり7.51円から7.73円に引き上げます。

12ページの(3)の選挙運動用ポスターの作成については、1枚当たりの作成単価を現行の5,454円から5,562円に引き上げます。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定はこの条例の施行の日以降、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については従前の例によるものとします。

以上で議案第41号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第7、議案第42号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第42号について提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、及び人事院規則の一部を改正する人事院規則が施行されることに伴い、国家公務員の取扱いに準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(加藤博徳) 大川総務部長。

○総務部長(大川康久) それでは、議案第42号について補足して説明をいたします。

議案書は、35ページからとなりますが、参考資料で御説明いたします。参考資料13ページをお開きください。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、人事院規則の一部を改正する人事院規則が令和4年10月1日から施行されることに伴い、町の非常勤職員の育児休業の取得要件を国家公務員の取扱いに準じるよう、所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、2の条例改正の概要を御覧ください。

まず、(1)の育児休業の取得回数制限の緩和については、現在再度の育児休業取得の際

に必要であった育児休業等計画書の提出を不要とします。

次に、(2)の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和については、非常勤職員が子の出生後57日間以内に育児休業を取得できる回数を、現行の1回以内から2回取得することが可能となるよう、期間の要件を緩和します。

(3)の、非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化については、非常勤職員が子が1歳となった以降に育児休業を取得しようとする場合に、夫婦交代での取得や特別の事情による取得が可能となるよう、休業取得の柔軟化を図ります。

なお、この条例は令和4年10月1日から施行することとしています。

以上で議案第42号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第42号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第43号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第43号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第43号について提案理由を申し上げます。

水道事業の管理者の権限を行う町長の附属機関として、松前町水道事業経営審議会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） それでは、議案第43号について補足して御説明いたします。

議案書45ページを御覧ください。

今回の改正は、水道の利用者の負担の公平性を図るとともに、将来にわたり安全・安心で良質な水道水を供給するための適正な水道料金の水準を検討するに当たり、利用者の代表等から意見を聴取する審議会を設置するため、当該条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしまして、45ページ、第1条、松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、左の表、改正後の第1条中の下線、第203条の2第5項は、地方自治法の改正に伴い、項が追加されたため、改正前の第4項を第5項に改めるものです。

次に、46ページを御覧ください。

左の表、改正後の別表に62松前町水道事業経営審議会の委員の報酬額を月額7,400円と定め、下線で示すとおり追加し、項番62を63に改めるものです。

続きまして、第2条、松前町執行機関の附属機関設置条例において、左の表、改正後の第1条中の下線及び地方公営企業法第14条に規定する組織としての附属機関は、執行機関の町長と水道事業の管理者の権限を行う町長を区分するため所要の改正を行うもので、47ページ、新たな松前町水道事業経営審議会の設置に伴い、従前からある松前町水道事業施設整備事業評価委員会の区別を改めるものです。

松前町水道事業経営審議会については、担任する事項と構成員の定数15名をそれぞれ下線で示すとおり追加するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） ちょっと部長にお伺いしたいんですけど、げすの勘ぐりかも分かりませんが、名前は結構、ええ名前つけてもろうてこういう委員会をさあ開くんですよということなんやけど、ちょっと僕の考えです。これ、今度浄水場ができたり管理費も上がってくるんで、そこらの経費が上がってくるんで、こういう委員会を立ち上げて早速値上げ検討委員会みたいなのかなと思うんやけど、そういうふうには僕は取っとんやけど、そういうふうな考え、取った考えでええんかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（加藤博徳） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） 村井議員質問の、委員会設置の後は値上げが伴うのかという質問ですが、昨今施設の老朽化等で全国的にも水道料金の値上げというのは避けられない状況になっている現状がございます。短期的には、近い将来水道の料金の改定というのが必要になってこようかと思えます。また、長期的には経営の安定、安定経営という観点も審議会の中で注視していただくということになっておりますので、現在考えております審議会というのは、そういう形で将来的な水道料金の改定を見据えて長期的な経営安定のほうと注視していただくというような審議会を考えております。

○議長（加藤博徳） 11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） それはある程度やむないかなと思うんですけど、さっきの報告で上水道、報告にありましたように健全になっておりますよと、二十何%が今何ぼやけん健全になってますよみたいな話やけど、今健全でいっとなですよね。ほで、これ西古泉の水源地ができるのは多分何年か後なんやけど、多分2年ぐらいかかるんかな。タイミングとしてね、今の時期からこういうことを考えるのか、そのできる直前で考えていくのか、タイミングとして今がグッドタイミングなのか、僕はちょっと早いと思う。

さあ工事が決まりましたよ、はい値上げ検討委員会を立ち上げますよというのはちょっと早いんで、できるちょっと前に、言うたら予算もこれぐらいいったんで、ちょっと検討していかないかんですなというようなことやと思うんやけど、今からもう値上げありきでばんばん。今健全なんでしょ、水道事業会計が。先ほど報告もありましたが、その中で建設が終わる途中で建設費が膨らんでこうなったんじゃと、ほたらこれどうにか値上げせんともてんなということやってくれるとやけど、タイミングはね、今全然手つかずですよ、入札が終わったとこで。そこで早くもこの値上げ検討委員会をするという自体が、もう値上げありきで、さあ何ぼ上げよかぐらいの話で、ちょっと僕はなかなか納得いかんところがあるんやけど、そこら説明していただいたら大変うれしいんですが。

○議長（加藤博徳） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） 浄水場の建設に関しては、先ほど村井議員もおっしゃる建設完了に関してはまだ2年、3年、完了までにはかかろうかと思えます。先ほど来申し上げております設置委員会、協議会を開いて将来の値上げのタイミングであるとかそういったスキームを構築するに当たっては、現時点で発足してそれらを進めていくというタイミングにおいては適切なタイミングではなかろうかと思っております。

○議長（加藤博徳） 11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 詳しいことは委員会で聞きますんで、またよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） ちょっとこれからの値上げに向けてのスケジュールというか、値上げありきかという話につきましては、コロナ前の町政懇談会、各地域を回って行う町政懇談会、何年やったか忘れましたが、そのときにも浄水場を新たに建設した場合には、その経費が30億円余りかかるわけですけれども、その分は起債でやりますけれども、起債の償還時期が来た場合には経営が成り立っていかなくなるので、早晩いわゆる起債の償還が始まったときには値上げをせざるを得なくなりますという説明は各地域でさせていただいております。

したがって、もう建設をするということは値上げがついて回るということは、もう町民の皆さんにも御承知いただいておりますというふうに理解をしております。

これから建設が始まるわけですけれども、これからはどのタイミングでどのぐらいの値段を上げていくのが適切なのかということ、いろいろなシミュレーションをしながら、町民の皆さんに情報公開をしていながら御理解を得て値上げをするという手順を進めていきたいということで、そのシミュレーションもしたり、そのシミュレーションの結果に基づいていろいろな手法を検討していただいておりますという御意見をいただくという意味で、この審議会を早くつくって、御意見を聞きながらそういうことを検討していきたいということづくものでございますので、御理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第43号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

ここで理事者が交代しますので、暫時休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

午前10時17分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第9 議案第44号 白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第44号白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締結

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第44号について提案理由を申し上げます。

白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達会計課技監。

○会計課技監（伊達圭亮） それでは、議案第44号について補足して御説明いたします。

議案書49ページ、参考資料15ページをお開きください。参考資料により御説明いたします。

入札日は令和4年8月12日で、入札方法は入札後審査型一般競争入札で実施いたしました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和5年10月31日の予定としております。

入札参加業者は、白鶴保育所改築建築主体工事成武建設・松前土建共同企業体の1社でございます。入札の結果、白鶴保育所改築建築主体工事成武建設・松前土建共同企業体が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の有効な入札を行いましたので、3億9,160万円で仮契約を行っております。

そして、16ページには白鶴保育所の位置図、17ページには建物の配置図、18ページにはそれぞれ1階、2階の平面図、そして19ページにはそれぞれの東西南北の立面図をつけております。

20ページを御覧ください。

入札の執行表です。

ここに記載されている金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格3億5,678万2,800円に対して、落札金額は3億5,600万円ですので、落札率は99.8%となっております。

以上で説明のほうを終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） これ、ちょっと質問があるんですけど、技監に聞くか町長に聞くか、多分町長にお聞きしたいと思うんですけど、先般も一般質問で一般競争入札、もう

これの在り方も松前町かなり言うて、もう線引いて一発失格にしたらええんじゃないかというような議員さんからの一般質問なんかもあったときに、いや税金じゃけん一円でも安いほうがええんやと、その線より下で100円でも安い人にとってほしいんじゃないかというような熱い要望なんかがあつて、ああそうかなと。

ほな、今回に限ってこれ低入価格委員会かね、あれ、これは全然設けられずに、予定価格を下回ったらもう即失格になつとんですけど、これはどういうお考えで今回こういうふうな判断をされたんか。建築のほうは一緒やけん低入も何もないんやけど、設備のほうです。設備のほうは特にこれ1,000万円ぐらい安うできると思うんやけど、そういうとこでどうして低入委員会を開かずにもう即失格にしてしもうたんかなと。

ある案件はこうします、こっちはこうします、ちょっとこんな言葉を言うたらいかんけど、優柔不断ちゅうか、これはこう、もう一律にしてほしいんです、するならば、せんならせん。今回に限って、この間もかなり言われとったんやけど、税金やのに。ほいで、これは水道会計、企業会計やけん議員さんらが口出すことないんじゃないかと言われるんやけど、ちょっとお考えをお聞きしたいんですが。

○議長（加藤博徳） 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

伊達会計課技監。

○会計課技監（伊達圭亮） 今回のこの白鶴保育所の改築工事につきましては、当初の予定よりもかなり遅れておまして、今回もうこれ以上遅らすことができないもので、また所管課の要望もありまして、決裁の上、最低制限価格を採用した入札にしたものでございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 遅れたというか、遅れた原因が何なのかよね。行政側の不手際なのか業者側の不手際なのか、何で遅れたかよね。行政の不手際で遅れたけんというて、じゃあ今度はこうします。多分、町長が答えんかったけん、技監のこれ判断でやったんかなと私はそういうふう思うんやけど、技監、そんな遅れる遅れるって何が遅れてどうなんか知らん、水道なんか1年半も遅れてます、水道施設。大方1年半遅れて、遅れる遅れる、またこれ白鶴保育所、それはどういうふうなあれで遅れたか理由ね、理由。行政側のそれで遅れたのか、どういうふうな理由で一刻も早く、多分低入委員会はそのような2か月も3か月もかからんと思います。いっつもやられよる、根拠を出せということやけん。見積り出して材料費はこうですよ、そんなとこで多分時間はそんなにはかからんと思う。

遅れたけんというて1週間か2週間のことを、そんなルールを変えてまでするようなあれかなと思って、ちょっと僕、今回は納得いかんのでお聞きしたんですが。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今回、低入札の調査基準価格を入れて低入札のチェックをするという制度を入れなかった理由につきましては、意見として原課とか会計課のほうから意見がありまして、入れない方向でという話がございまして了解はしました。

その理由は、さっき言いましたように建築確認のときにこちらの思惑違いで建築確認がなかなか下りないので、工事着手が遅れてしまったということがあります。

これは保育所の建築ですので、定員増も予定してます。だから、保育所が建築できれば定員が増えるわけです。そんな中で、今24人の待機児童が出て、愛媛県で一番待機児童が多いという松前町の状況の中で、遅れますとまた年度当初に定員増を見込んで入れることができない、古い定員のままで募集しなければならないということになってくるというような状況も踏まえて、予定どおりの開設時期に定員増も含めた開所ができるような形でやるほうが優先するであろうということで、今回はそういう、もしかして低入が出た場合に非常に時間がかかってまた遅れて予定どおりの開所ができないということになるということが考えられましたので、今回は入れないということはいこうということで、私の判断でやりましたので、御理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 町長の判断でしたということやけど、町長、一般質問のときにかなりこれ討論もされてあれやったのに、今回に限ってちょっと僕はなかなか腑に落ちん。その時間、低入委員会が決定するんに時間的にはどれぐらいかかるもんを、もう度外視して今度はこれにしますよというて、松前町はこうするんじゃというて前に言うてもろうたと思うんです。ほな、業者もええし町民に対しても税金の無駄遣いというところで、言うたら1万円低いとこでもそこを拾ってやらにやいかんのじゃという熱い気持ちをこの間言いよったのに、今回これがらっと変わって時間がないという理由、その理由だけでこういうふうな大きいあれをドーンとひっくり返すというんは、僕らも大体げすやけん、勘ぐったりメンバー見たり、こんなことがあったんかなみたいな、言うたらわる勘ぐったりしますよね。ほやけん、もう一律でやってくれたら何の文句もない。でも、このときはこうよ、こっちはこうよ、ほいで理由づけが時間がない、ちょっとなかなか納得いかんようになるんだけど。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 時間がないというふうに思うとそういうふうに言われることになるんですけど、時間がないのではなくて、低入札の制度を入れてちょっとでも安くする要求

と、保育所を予定どおり開いて待機児童をちょっとでも少なくするという要求と、どちらを優先すべきかという比較考慮の下に、保育所を予定どおり開所するほうが、低入して万が一遅くなったら、それにより得られる利益とそれにより失われる利益と比べたときには、それをやめてでも早くできるほうを選んだほうが今回の場合は有効ではないかという判断をしたということですので。時間がないからというんじゃなくて、保育所を予定どおり開所することを最重要として選択をしたというふうに御理解いただいたらと思います。

(「3回目よ」の声あり)

(11番村井慶太郎議員「何で、2回よ。これ3回目よ」の声あり)

(「もう3回済んでる」の声あり)

(11番村井慶太郎議員「これ3回目」の声あり)

○議長(加藤博徳) 3回、一応終わりましたんですが。

(11番村井慶太郎議員「終わってないわい、2回しかしてないよ」の声あり)

1回目が御質問されて、2回目が何となくというので、3回目に今一般質問のときというお話で3回質問だったと思うんですが。

あとは、委員会で言えんのか。

(11番村井慶太郎議員「委員会なんかないわい」の声あり)

ほかに質疑はございませんか。

(11番村井慶太郎議員「証人関係ないのに」の声あり)

12番岡井馨一郎議員。

○12番(岡井馨一郎議員) この白鶴保育所の新築ですが、業者が1社、最終的に一般競争入札で出して1社しかきてないということについて、今建築材料費そのものが相当値上がりしてるとか、あるいは人手が足らんとかというような、いろいろ社会現象として出てきておりますけれども、どうして1社だったのか。今までだったら、3社なり5社なり一般競争入札でもきておったと思うんだけど、なぜ1社になったのか、そのようになった状況というか、そのあたりはどういうふうに町として御理解されてるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長(加藤博徳) 住田出納局長。

○出納局長(住田民章) 岡井議員さんからお話があった、なぜ1社だったのかということですが、正確な事情については、結果ですのでこちらのほうではなかなか分かりにくいところがあります。

ただ、この入札については松前町内の業者とのJVの形をとっているということが、なかなか単体の企業よりは参加しにくくなったという事情もあろうかと思えます。それか

ら、今議員もおっしゃいましたが、昨今の社会情勢でいろんなものの物価が高騰しております。そういったことも参加の難しさにはつながったのではないかというふうには思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 12番岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 分かりました。

ただ、今後も、全般的ですけれども、こういうような状況が、いわゆる建築資材の高騰とかというような形で今後の入札云々にもいろいろと影響が出てくるのではないかと思いますので、そのあたりは十分御検討していただいて、入札をやったのに業者が1社で結局そこへ落とさざるを得ないと、それも99.何%というような率でとなると、ということについては、やはり先ほど村井議員も言われてましたけれども、税金をいかに無駄なく使うかということにおいても考えていただいて、やっていただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 答弁は要りませんか。

（12番岡井馨一郎議員「あればですけれども、なければかまいません」の声あり）

住田出納局長。

○出納局長（住田民章） 御指摘いただいたように努めたいと思います。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第44号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第45号 白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建築））

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第45号白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第45号について提案理由を申し上げます。

白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達会計課技監。

○会計課技監（伊達圭亮） それでは、議案第45号につきまして補足して御説明いたします。

議案書51ページ、参考資料21ページをお開きください。参考資料にて御説明いたします。

施工場所から工期までは、先ほどの議案第44号の白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締結についてでございますので、省略させていただきます。入札参加業者は、株式会社戒田商事、北四国エアコン株式会社、三和ダイヤ工業株式会社、徳寿工業株式会社の4社でございます。入札の結果、北四国エアコン株式会社が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の有効な入札を行いましたので、1億896万8,200円で仮契約を行っております。

建物の位置、配置図等については、建築主体と同じですので省略しております。

22ページを御覧ください。

ここに記載されてる金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格9,907万円に対して、落札金額は9,906万2,000円ですので、落札率は100%となります。

以上で説明のほうを終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 質疑がないようですので、これに関連して。この案件とは直接関係ございませんが、あえて質問させていただきます。

本来なら電気工事もこの案件に入るはずなんです。今回ないのはどういう理由でなったのか、いつ入札していつ議決を議会に求めるのか、その説明をこの場でしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊達会計課技監。

○会計課技監（伊達圭亮） 白鶴保育所改築電気設備工事につきましては、同じ令和4年8月12日に入札をいたしました。その結果、有限会社いづみ電機様が落札候補者となったんですが、建設業法第26条第3項の規定による工事現場専任の技術者の方がいらっしゃら

ないということで辞退をされましたので、再度公告の上、入札をする形になっております。

去る8月22日に公告をいたしまして、9月8日に入札を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） よろしいでしょうか。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 先ほど質問したのに答弁漏れがあります。

要するに、入札をして議会にかけるのは予定しておるのかおらないのか、最終日にでも出す予定をしておるのかしてないのか、それを質問したと思うんです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊達会計課技監。

○会計課技監（伊達圭亮） 大変失礼いたしました。

9月8日に入札を予定しておりまして、その結果、落札者が決まりましたら最終日にお願ひしたいと考えております。

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 先ほど4回目やと言われてちょっと止められたんですけど、町長みたいな遅れたとかこうした理由、どっちがええんかつちゅうことで、それやったらかなり僕も納得はするんじゃないけど、全協でも時間がなかったですよというお話やっただんです。

ほで、今回も時間がないのに電気工事、多分公告のときに条件つけたら、その辞退された業者は入れんです。公告してないけんこういう不手際が起きて、ほやけん、僕はこんなことを技監には悪いんやけど、もうちょっとしっかりしてもろうて、もともと条件に当てはまん人は参加せんようにしてくださいよみたいな、やっぱり公告もびしっとして条件も書いてもらわんと、僕この辞退した業者はむごいと思います、本当。そうでしょう、あれ6,000万円ぐらいの工事、取ってやったら取れたわいと喜んだところが後から言われて、あんたとここうやろと。これは業者に対してもむごい。最初から線引いてくれとったら、条件つけてくれて、おたくはもうこのハードルは越えられませんかよというんをつけてくれたら業者もええんじゃないけど、あまりにもむごい措置。最初からつけといてほしい。僕が業者やったら本当に泣きますよ。やっとな6,000万円の工事が取れたと思うとったら、後で役場から来て実はこうなんですよとか言われて、ほたら最初から書いとけやという話よ。それはそれでええとして。

町長が言うたので分かったんやけど、技監、時間がないけんという説明やっただんで、

ほったらこれ電気工事、これ8月12日がほかの入札よね。ほな、そういう手違いがあって、今度9月8日に入札があるんでしょ。時間がないという理由づけにはならんですよ。これ3つで合体でしょ。やのに、ちょっと時間がない理由、町長みたいに言うてくれるとある程度納得いくところもあるんやけど、時間がないけんこうしましたよ、これ大きな判断よね、町としても。低入委員会をもうつくりませんよということやけん。町長は熱く前も語ってくれて、ちょっとでも安いところをひろてやりたいんじやと、業者を助けてやりたいんじやということでこうしよるのに、今度は一切せんのやけん、もうちょっと脇を固めるといふか、手法といふか、もうちょっと練つてもろうて、業者やそういうようなことに迷惑がかからんような入札方法にしてあげるんも一つの方法かなあと思うて、僕の提案なんですけど、返事も要りません。言いたいことを言わせてもらいました。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第45号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第46号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第46号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員石丸幸子氏の任期が令和4年12月31日をもって満了となることに伴い、改めて人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

内容につきましては、三原社会教育課長に説明をさせますので、よろしく御審議をいただき、御意見を賜りますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） それでは、議案第46号につきまして補足して御説明をさせていただきます。

議案書53ページのほうをお願いいたします。

人権擁護委員石丸幸子氏の任期が令和4年12月31日をもって満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、後任委員の推薦について議会の御意見を求めるものでございます。

石丸幸子氏の後任委員としては、同人の再任を考えております。

住所、伊予郡松前町大字筒井231番地2、氏名、石丸幸子、生年月日、昭和26年3月15日。

なお、議案書の54ページに、参考資料として石丸幸子氏の経歴を記載しておりますので、御参照ください。

以上で補足の御説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで理事者が交代しますので、11時5分まで休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（加藤博徳） 時間前ですが、おそろいでありますので、再開をいたします。

~~~~~

日程第12 議案第47号 令和3年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第47号令和3年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第47号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和3年度歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、住田会計管理者に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 住田出納局長。

○出納局長（住田民章） 令和3年度松前町歳入歳出決算認定について補足説明をいたします。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令の定めるところにより調製をいたしました。各会計の決算につきましては、令和4年7月20日から同年8月5日にわたり、安永監査委員、伊賀上監査委員により審査をしていただき、8月15日に監査意見書により報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いをするものです。

内容が多岐にわたるため、歳入につきましては会計ごとに調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の歳入合計を、歳出につきましては会計ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の歳出合計をもって補足説明とさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

なお、会計ごとに作成をしている歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び議案書112ページ以降の財産に関する調書については、決算の附属書類となりますので御参照いただきますようお願いいたします。

まず、一般会計です。

決算の議案書の6ページを御覧ください。以下、8ページまでが令和3年度松前町一般会計歳入歳出決算の歳入です。

8ページ、一番下の段の歳入合計は、調定額138億1,749万383円、収入済額135億7,592万4,755円、不納欠損額316万9,254円、収入未済額2億3,839万6,374円となっております。

次に、9ページを御覧ください。次の10ページまでが一般会計歳入歳出決算の歳出です。

10ページ、一番下の段の歳出合計は、予算現額137億766万2,000円、支出済額128億2,545万559円、翌年度繰越額2億6,125万1,000円、不用額6億2,096万441円となっております。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は7億5,047万4,196円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、国民健康保険特別会計です。

69ページを御覧ください。

令和3年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入です。

一番下の段の歳入合計は、調定額33億7,018万6,331円、収入済額33億1,760万5,423円、不納欠損額398万8,137円、収入未済額4,859万2,771円となっております。

次に、70ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計の歳出です。

一番下の段の歳出合計は、予算現額33億1,574万6,000円、支出済額31億6,838万3,465円、翌年度繰越額0円、不用額1億4,736万2,535円となっております。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は1億4,922万1,958円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

83ページを御覧ください。

令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の歳入です。

一番下の段の歳入合計は、調定額4億9,171万6,218円、収入済額4億9,123万1,588円、不納欠損額0円、収入未済額48万4,630円となっております。

次に、84ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の歳出です。

一番下の段の歳出合計は、予算現額4億8,341万6,000円、支出済額4億7,207万8,193円、翌年度繰越額0円、不用額1,133万7,807円となっております。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は1,915万3,395円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定です。

90ページを御覧ください。

令和3年度松前町介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算の歳入です。

一番下の段の歳入合計は、調定額29億8,072万5,033円、収入済額29億7,678万1,021円、不納欠損額109万2,640円、収入未済額285万1,372円となっております。

次に、91ページを御覧ください。

介護保険特別会計保険事業勘定の歳出です。

一番下の段の歳出合計は、予算現額29億6,272万5,000円、支出済額28億9,655万2,859円、翌年度繰越額0円、不用額6,617万2,141円となっております。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は8,022万8,162円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

最後に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定です。

106ページを御覧ください。

令和3年度松前町介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算の歳入です。

一番下の段の歳入合計は、調定額1,374万2,005円、収入済額1,374万2,005円、不納欠損額0円、収入未済額0円となっております。

次に、107ページを御覧ください。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定の歳出です。

一番下の歳出合計は、予算現額1,166万6,000円、支出済額1,056万1,044円、翌年度繰越額0円、不用額110万4,956円となっております。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は318万961円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

ここで演台を消毒しますので、暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いいたします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、令和3年度松前町一般会計・各特別会計の決算審査及び基金運用状況審査について御報告いたします。この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりでございます。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証拠書類等につき、関係諸帳票と調査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について確認いたしました。あわせて、関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算執行の状況についても適正であると認められました。

なお、以下の4項目について検討、努力をお願いするものです。

1、財政運営について、財政諸指数は良好な状態にあると認められます。経常収支比率は79.2%と昨年度に続き改善しているように見えますが、これは新型コロナウイルス感染症対策の影響が反映しているものと推察されます。依然、高い水準に変わりはない状況です。将来負担比率は普通交付税の追加交付により、平成29年度の水準まで回復しています。新型コロナウイルス感染症が社会に与える影響はいまだ不透明で、今後も人口減少社会の進展などで税収減少が予想されます。また、後期高齢者医療や障がい福祉に係る給付費や保育所建替えなどの建設費用、一部事務組合や企業会計への負担金など、今後も高い水準での経費負担が見込まれます。既存の経常経費の節減に努めるとともに、特定財源の確保や基金の見直しなど絶え間ない取組により、さらに適正な財政運営を心がけてください。

2、適正な財政運営を実施する有効なツールとしての事務事業評価制度について、多様化する町民ニーズや社会情勢の変化を的確に把握し、事業の必要性や目的を明らかにして、業務改善や事務事業の再編・整理を行うなどさらに深化させ、引き続き課題の抽出、新たな視点や柔軟な発想による改革に努められたい。

3、来るべきデジタル社会の実現のためには、住民に身近な行政を担う町の役割は極めて重要なものとなります。自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性の向上とともに、デジタル技術等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげ、費用の妥当性や業務の汎用性の可能性を点検できる組織運営を実現していただきたい。また、各部署においては、所管の事業の全体経費を把握することで一般財源の投入費と事業効果等について経年変化を分析するなど、マクロ的視点での経営改善に一層取り組んでいただきたい。

4、新型コロナウイルス感染症の収束は不透明で、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確な対応が求められています。第5次松前町総合計画の施策及び公約の実現のため、地方公共団体として自主性及び自立性を十分に発揮し、町民と共に知恵と力を出し合い、生きる喜びあふれるまちづくりを強く期待するものです。

以上をもちまして審査の結果報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 監査委員の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第47号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

演台を消毒しますので、暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第13 議案第48号 令和3年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第14 議案第49号 令和3年度松前町下水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第48号令和3年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第14、議案第49号令和3年度松前町下水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第48号及び議案第49号について、一括して提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、松前町の水道事業会計、下水道事業会計の令和3年度決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、渡部公営企業部長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） 令和3年度松前町水道事業会計決算について補足して御説明いたします。

決算書271ページ、令和3年度松前町水道事業会計決算書を御用意ください。

272ページを御覧ください。

こちらの決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を御説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入では決算額4億5,040万1,736円で、予算額に比べ1,229万2,264円の減となっています。支出では決算額4億5,086万2,423円で、不用額6,171万577円となっています。

273ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について、収入では決算額1億3,781万8,100円で、予算額に比べ1億5,754万7,900円の減となっています。支出では決算額3億2,878万4,032円、翌年度繰越額0円、不用額1億5,181万9,968円となっています。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対し1億9,096万5,932円不足となりますが、273ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,248万8,809円及び過年度分損益勘定留保資金1億7,847万7,123円で補填しました。

続きまして、274ページ、275ページをお願いします。

令和3年度松前町水道事業損益計算書について御説明します。

当年度は、275ページの下から3行目にありますように2,357万1,510円の純損失となり

ました。前年度繰越利益剰余金 1 億2,602万1,474円から当年度の損失を除くことにより、当年度未処分利益剰余金は 1 億244万9,960円となります。

続きまして、276ページを御覧ください。

令和 3 年度松前町水道事業剰余金計算書になります。こちらは、279ページの貸借対照表における 7 の剰余金の変動状況を表していますので御参照願います。

277ページ、令和 3 年度松前町水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、剰余金等の処分計算について表しているものであり、今回における処分はありません。

続きまして、278ページを御覧ください。

令和 3 年度松前町水道事業貸借対照表です。

資産の部のうち 1 の固定資産では、年度末の固定資産合計は一番右の列最初に記載していますとおり、49億2,022万858円となりました。

また、2 の流動資産では、年度末の流動資産合計は10億2,103万9,294円となりました。この結果、資産合計は59億4,126万152円となっています。

続いて、279ページ上段の負債の部のうち 3 の固定負債では、年度末の固定負債合計は28億4,109万3,085円となりました。

また、4 の流動負債では、年度末の流動負債合計は 2 億4,109万6,762円となりました。

次の 5 の繰延収益では、年度末の繰延収益合計は16億1,707万8,021円となりました。この結果、負債合計は46億9,926万7,868円となっています。

次に、その下の資本の部のうち 6 の資本金では、年度末の資本金合計は 9 億1,471万5,386円となりました。

また、7 の剰余金では、年度末の剰余金合計は 3 億2,727万6,898円となりました。

これらの結果、資本合計は12億4,199万2,284円となり、279ページ最下段の負債資本の合計額は資産合計と同額の59億4,126万152円となるものです。

なお、280ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で水道事業会計の決算の説明を終わります。

続きまして、令和 3 年度下水道事業会計決算について補足して説明いたします。

決算書319ページ、令和 3 年度松前町下水道事業会計決算書を御準備ください。

320ページを御覧ください。

収益的収入及び支出について、収入では決算額 5 億4,829万9,086円で、予算額に比べ 602万2,914円の減となっています。支出では決算額 4 億6,385万8,268円で、不用額 1,707万2,732円となっています。

321ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について、収入では決算額 3 億2,184万9,880円で、予算額に比べ 2

億7,128万4,120円の減となっています。支出では決算額5億3,454万8,315円、翌年度繰越額1億8,750万円、不用額8,639万5,685円となっています。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入が支出額に対し2億1,269万8,435円不足となりますが、321ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,696万9,546円、当年度分損益勘定留保資金1億4,574万958円、当年度未処分利益剰余金195万6,917円及び減債積立金4,803万1,014円で補填しました。

続きまして、322ページ、323ページを御覧ください。

令和3年度松前町下水道事業損益計算書について御説明します。

当年度は、323ページの下から4行目にありますように6,747万1,272円の純利益となりました。その他未処分利益剰余金変動額6,348万5,472円を加えることにより、当年度未処分利益剰余金は1億3,095万6,744円となりました。

続きまして、324ページを御覧ください。

令和3年度松前町下水道事業剰余金計算書になります。

こちらは、327ページの貸借対照表における7の剰余金の変動状況を表していますので、御参照願います。

325ページの令和3年度松前町下水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、剰余金等の処分計算について表しているものです。案のとおり、未処分利益剰余金として1億3,095万6,744円を処分させていただくこととしております。

続きまして、326ページを御覧ください。

令和3年度松前町下水道事業貸借対照表です。

資産の部のうち1の固定資産では、年度末の固定資産合計は一番右の列に記載してありますとおり、87億595万3,035円となりました。

また、2の流動資産では、年度末の流動資産合計は9,489万9,755円となりました。この結果、資産合計は88億85万2,790円となっています。

続いて、327ページの上段の負債の部のうち3の固定負債では、年度末の固定負債合計は42億1,650万1,002円となりました。

また、4の流動負債では、年度末の流動負債合計は3億2,893万3,855円となりました。

次の5の繰延収益では、年度末の繰延収益合計は31億9,649万2,552円となりました。この結果、負債合計は77億4,192万7,409円となっています。

次に、その下の資本の部のうち6の資本金では、年度末の資本金合計は1億240万7,436円となりました。

また、7の剰余金では、年度末の剰余金合計は9億5,651万7,945円となりました。

これらの結果、資本合計は10億5,892万5,381円となり、327ページ最下段の負債資本の

合計額は資産合計と同額の88億85万2,790円となるものです。

なお、328ページ以降につきましては、同様に会計方針に係る注意事項や事業報告書、収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で下水道事業会計決算の説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

ここで演台の消毒を行いますので、暫時休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、令和3年度松前町水道事業会計及び令和3年度松前町下水道事業会計の決算審査について御報告いたします。この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりでございます。

審査の方法は、町長から提出された決算書が各事業の財政状態及び経営状況を適正に表示しているか、また経済性の発揮及び公共の福祉を増進するように経営が行われているかどうかを検証するため、決算書、会計帳票及び証拠書類との照合確認を行うとともに、担当職員の説明を聴取して審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令の規定に基づいて作成されており、計数は正確で、各事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されていると認められました。

初めに、水道事業会計については、次の3項目について検討、努力をお願いするものです。

1、収益的収支は、修繕費の増により、昨年度に比べさらに悪化しております。総収益の主体となる料金収入は、人口減少の中、有収水量の維持の努力は認められますが、昨年に続き減収となっております。今後も給水人口の減少が見込まれることから、さらに厳しい状況が予想されますので、経常経費の削減や水道料金の徴収向上など経営改善に向けた取組に努めていただきたい。

2、資本的収支は、昨年に比べ建設改良費が減少したことで収入・支出ともに減少している。配水管の新設、改良工事に加え、今後も第6次拡張事業の浄水場施設など計画的な建設に伴う資本費の増加が見込まれます。最適規模の施設による効率的な運営を目指すとともに、長期的な財政計画に基づいた安定的な経営に努めていただきたい。

3、安全な飲料水を安定的に供給できる基盤づくりを目指し、令和3年度から10年間で計画期間とした松前町水道事業経営戦略が策定されています。この経営戦略の基本方針に基づいた計画的な経営の実行と経営環境の変化に対応する質の高い見直しにより、将来にわたって安定的な事業継続を強く期待するものであります。

次に、下水道事業会計においては、次の3項目について検討、努力をお願いするものです。

1、松前町下水道事業は、令和2年度から町が経営する企業として地方公営企業法を適用することとなり、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組むため、公営企業会計を導入しています。公営企業会計の当年度の経営成績は、総収益は5億2,877万2,368円であり、総費用が4億6,130万1,096円であることから、純利益は6,747万1,272円となっており、前年度に比べて398万5,800円増加しております。

収益的収入には、経費負担区分に基づき一般会計が負担することとされている経費が含まれており、当年度はこれらの配当科目を見直しており、今後も適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則に立ち、経営の健全化に努めていただきたい。

2、当年度の主な事業は、事業計画内未整備地区の管渠新設工事であり、計画的に推進していることにより着実に整備率及び普及率を伸ばしている。一方、整備区域の拡大に伴い有収水量は増加するものの、下水道使用料の現年度分収入は増加する一方、未収納額も増となるねじれ現象が生じている。また、水洗化率については81.7%と前年度に比べて0.5%減少しています。収益の基盤である下水道使用料を徴収できるよう、整備済区域における未設置、未接続世帯の早期接続の促進を図り、より適切な運営に向けて経営努力を続けていただきたい。

3、水質保全と美しく快適な居住環境づくりの計画的推進を目指し、令和3年度からの10年間で計画期間とした松前町下水道事業経営戦略が策定されています。この経営戦略の基本方針に基づいた事業推進に努めるとともに、決算分析や社会状況の変化を捉えた事後検証を行うことにより、将来にわたっての安定的な事業継続を強く期待するものであります。

以上をもちまして令和3年度松前町水道事業会計及び令和3年度松前町下水道事業会計の審査の結果報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 監査委員の報告を終わります。

議案第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第48号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第49号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第49号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

ここで理事者が交代しますので、暫時休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第15 議案第50号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第6号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第16 議案第51号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第17 議案第52号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第18 議案第53号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第15、議案第50号令和4年度松前町一般会計補正予算第6号、日程第16、議案第51号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号、日程第17、議案第52号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号及び日程第18、議案第53号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第2号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第50号から議案第53号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書5ページをお開きください。

令和4年度松前町一般会計補正予算第6号は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ4,512万3,000円を追加し、総額を114億7,544万7,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の23ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、消防の充実のため、消防団員が水災害現場で着用するかっぱを新調し、消防団員の安全確保を図ります。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、子育て支援の充実のため、不妊に悩む夫婦に対する不妊治療助成について、愛媛県が令和3年度以前に不妊治療を開始し令和4年度中に終了する者を新たに助成対象者に加えたことから、町においても必要な経費を追加計上します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実のため、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が臨時休業となった場合に、保護者に代わって児童・生徒の学校給食費を負担した松前町学校給食会に対し給食費相当額を助成することにより、松前町学校給食会の健全な運営を支援するとともに保護者の負担軽減を図ります。また、松前公園体育館2階の多目的トイレの便器取替工事を行います。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業の振興のため、新規就農するに当たり必要となる農業用機械や設備の購入費用の一部を助成し、農業の担い手の確保と育成を図ります。また、さといもの生産拡大を図るための省力化機械の導入に要する経費の一部を助成し、生産基盤の強化を図ります。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、木造住宅耐震促進事業の利用者が見込みを上回ることから、必要な経費を追加計上し、安全な建築物の整備を促進します。また、道路・交通網の充実のため、町道西15号線の道路改良工事に向けた取組を進めます。また、いりこ加工工場の移転に向けて、移転先町有地の整備を行います。そのほか、県が実施する道路改良等の事業や、港湾の保全のための維持管理事業について、その経費の一部を負担します。

なお、財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が1,400万3,000円の増、一般財源が3,112万円の増となっています。

予算の議案書29ページをお開きください。

議案第51号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ420万6,000円を追加し、総額を32億3,783万4,000円とするものです。

予算の議案書45ページをお開きください。

議案第52号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ8,081万6,000円を追加し、総額を30億3,623万1,000円とするものです。

予算の議案書61ページをお開きください。

議案第53号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第2号は、既定の収益的収入及び支出の予定額の支出の予定額を14万8,000円増額するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第50号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第50号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第51号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第51号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第52号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第52号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第53号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第53号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

松前町議会議員 西 村 元 一

9月5日（第2号）

令和4年松前町議会第3回定例会会議録

令和4年9月5日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	住田民章
教育委員会 教育事務局長	仙波晴樹
総務課長	友田秀樹
財政課長	田中志延
福祉課長	平村展章
町民課長	渡辺司
子育て・ 健康課長	大西雅弘

まちづくり課長	山 田 善 仁
産 業 課 長	田 中 俊 臣
上下水道課長	中 村 慶 彦
学校教育課長	金 子 裕 之
社会教育課長	三 原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠 田 匡 志
議会事務局 書 記	徳 本 敏 子

令和4年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.2

令和4年9月5日(月)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問(提出順位)	

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

3番渡部恵美議員、4番曾我部秀司議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 11番村井慶太郎、議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

今回は、先陣を切ってトップバッターでさせてもらうわけですけど、4つの項目に分かれておりまして、まず最初の質問ですが、コミュニティバス、これについて僕も出来始めですか、北伊予回り、岡田回りというのかな、あれに両方乗せてもろうて、バス停は結構多いんやけど、そのバス停にベンチとか、松山市でよく見る何とか建設とかなんとか土木とか広告が書いて多分協賛してもろうとんやろうけど、そのようなベンチが一つもない。ほで、去年も今年も暑い中、年寄りが日傘を差してずっと立って待っておられるような姿もちよいちよい見るんやけど、ちょっとベンチに座ってバスが待てるようなベンチをつくってもらえんかなあということで、最初の質問はベンチ等を設置する考えはないのか町の対応を伺うということで最初の質問とします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） コミュニティバスのバス停のベンチなどの設置についてお答えします。

現在のコミュニティバスのバス停の設置場所は、その多くが道路上に設置されていますので、これらのバス停にベンチを設置する場合は道路使用許可が必要です。

愛媛県警察本部が決めている基準によると、道路にベンチなどの工作物を設置する場合は、原則として歩車道の区別のある歩道上でなければ設置できない、ベンチ設置後、歩道

におおむね1.5メートル以上の有効な幅員を確保できなければ設置できないこととされており、現在のコミュニティバスのバス停の現状では、58か所中51か所がこの基準により設置ができない状況です。

また、コミュニティバスの運行は約2時間置きであることから、利用者は発車時刻に合わせてバス停へ来ていると考えられ、バス停での待ち時間は短いと考えられます。

これらのことから、現在のところコミュニティバスのバス停にベンチを設置する考えはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 交通法の関係で設置場所がなかなか少ないんでしませんということなんやけど、僕はこれ言いたいんは、今言う多分バスで来られる人は買物弱者、交通弱者と言われるような方が来られるんですよ。今課長が言われた、あなたの健常者の考えで長いじゃ短いじゃ、待つ時間が。それは健常者が考えること、そうでしょう。弱者や老人、10分が長いという人もおるが、おたくにとって10分はたった10分よと言うかも分からん。でも、そういう人のために暑い夏、寒い冬、ちょっと腰かけて待ったらええんじゃないかなと。できません、できませんというて、現状を見てできませんと言うんやけど、現状を見てできるようなところにバス停を移動してもええわけです。

ほで、ほかにもよう聞いとるけど、もうちょっとバス停を増やしてとかという人もおるんやけど、僕もかなり多いんかなと思うんやけど、やっぱり弱者にとってはそのバス停まで行くんが遠いけん増やしてくれという声も多分聞かれとる思いますよ、そうでしょう。あなたは元気で体調があれやけんそんなこと言えるんで、こんなこと言うたら悪いけど、体の不自由な方とか年寄り、ほでバス停へ行くまでも難儀して行くんよ、ほうでしよ。ほたら、ああバスが出てしもうたという人もおるんですが、ベンチでもいっちょあつたら、ああベンチがあるけん先へ行って座っとうかという年寄りもおられるかも分からん。

僕は、もうちょっと松前町としてそういうふうな弱者に優しい行政をしていただきたい。見て、できません、ほで四角に囲うて道路交通法でできません。ほな、できるような場所に設置したらいいじゃないの。58あるか知らんけど、100%せえとは言わんです、ほうでしよ。できるとこ、隙間を見て、ここちょっとずらしたらできるな、30メートルこっちやったらちょっと広いとこがあらいとこ、そういうとこを見てください、現状を見るんじゃなくって。もう最初からできんという頭で、できません、できません。もうちょっと松前町を弱者に優しい町政ということで、できるとこからやっていってもろうたらええんやけど、できませんと言うんじゃけん、僕はええんやけど、本当におたくら元気なけんやけど、明日は我が身です。いつか行く道。今元気でおるけど、僕らも10年たったら本当にお世話にならないかんかも分からん。

そういうことで、やっぱりもうちょっと前向きに考えてもろうて、できません、できませんって全然やる気がないような返事はあまり納得がいくような返事ではありませんでした。できませんと言うんやけん、町民の皆さんにこれ聞いていただいて、僕はできることからやっていくんかと思うて期待しとったけど、もうはなっからできません、そんなことで、この質問はもうこれで終わります。

2番目の質問ですが、個人情報の取扱い、これも昨今かなり厳しくなって、日本全国結構厳しゅうなっとなやけど、ある例で言うたら農業の担い手総合支援事業、これは名前を言うんですが、誰に支援したか、企業もやけど個人名も出すんです。ほで、放置艇、このときには個人情報じゃけん言えませんと。片一方は名前も全部言う、片一方は名前を言わんと。ほで、そのときに僕も今までずっと聞いてきて聞き苦しい。名前を言え、はいはい誰ですよ、どこそこの誰べえさん、ずっと名前を言う、もう聞きよつても聞き苦しい。ほで、僕も委員長をさせてもらいよんで、委員会の前に課長に、言うなら言う、言わんなら言わん、どっちかにせえやということ言うたら、結局言うんは今まで言よったけん言いますよ、新しいのは言いませんよ、もうそんな個人情報、僕は聞きたくない。

ほやけん、こうやって委員会やったらあんまり知られんので、公の場で個人情報の取扱いについて町のほうでどういうふうにしていくんかということをお聞きしたいんで、質問させてもらいました。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） 個人情報の取扱いについてお答えします。

個人情報は、松前町情報公開条例に基づき、原則として非公開情報になります。しかし、御質問の農業の担い手総合支援事業の補助金の交付を受けた者の氏名は、個人情報ですが、公金の交付を受けた以上、行政の透明性を確保するため非公開情報でないと判断し、請求があれば公開することとしています。

一方、放置艇を処理する事業については、放置艇の所有者に補助金を交付したものではないため、放置艇の所有者の氏名は原則どおり非公開情報になると判断しています。

今後も、引き続き個人情報の公開については、松前町情報公開条例に基づき適切な運用を行ってまいります。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） まだそういうふうなお答えなんやろうけど、松前は本当に松前流というんがあつて、もう独特よね。それとか、この放置艇、あれは鑑札というんがついって番号を調べたら誰のかというんが分かるんで、その何か月か前にみんなあれ難儀してのけたでしょ、二、三台。それらは、町がぎゃんぎゃんぎゃんぎゃん言いに行つて、お金がないんでみんなもう泣きもって年金を出して、兄弟なんかで皆のけてます。ある人

はええ、そっちはいかん、それもおかしい。

ほで、農業、補助金をもらうんは名前を出します、ほでこっちは補助金出すのに名前を出しません。ちょっと講釈はそうやって言うんやろうけど、口上は。なかなかその口上に僕らはついていけません。もうちょっとしっかりしたもんを持ってもらうて、もう聞きよっても聞き苦しい、見苦しい、僕は聞きたくもない。ほで、言わんようにしてくれというんやけど言うというて言うたんやけど。もう委員会でもちょっと不細工だなと思うんで、もうちょっとこの公開の場ではっきりしたことを言うてほしいんやけど、もう今の答えでしかないというんやったらそれでええんやけど、もう一回お聞きしますが、もうこれはほったらもうずっと続けていくっちゅうことやね。

○議長（加藤博徳） 友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） 個人情報公開については、町の条例に基づき判断していくこととなります。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 何回言うてもそれで対処してくれんということで、聞きよっても人の名前を聞くんはもう本当に聞き苦しいんよ。ほで、聞きよっても不細工なん、形が。それはそれでええとして。

じゃあ、3つ目。

今、子どもの新型コロナの接種が始まってますよね。これで、本町でも子どもへの接種が始まってます。各種報道ではいろんな情報があふれている中、正しい情報を提供できるよう、町としてはどのように情報の収集に努めるのか何うということなんやけど、今ちょっと調べたら、やっぱり批判的な人もおるんです、これに。子どもへのワクチンをするなという人もおるし、いやしなさいというて国がやっとする人もおるし、この間調べた全国平均、5歳から11歳の子どもの、これ全国的に見たら平均18%ぐらい、20%いってないんよね。ほで、一番低い自治体が大阪で7%ぐらいやったかな、子どもにしとるんが。ほで、多いところは山形とか、ちょっと田舎のほうに行くと30%ぐらい。松前町は25%ぐらいなんやろうけど。

そういうことでこの間も、ちょっと余談になるんやけど、ある家庭へ行っとったらじいちゃんが疾患を持つとる、70代のじいちゃん、40代の息子さん、ほで小学校に行きよるお子さん。ほな、じいちゃんが息子に孫に注射を打たせと。ほな、この40代の若いお父さんとお母さんはネットやユーチューブや、ネットで情報があふれとんで絶対打たさんよと。ほな、じいちゃんはテレビばかり見る。テレビ見るけん、テレビを信用しとる。テレビの信者みたいなもんよね。ほな、打たな大ごとじゃ、わし疾患持つとんやけん、わしがうつされたら死んでしまうが、孫に打たせえ。子どもは、そんな悪いもん子どもには打たせたくないんじゃ。もう親子で大げんかです。僕も目の前でやられて何を言うてええか分から

んのやけど。

そういうふうな情報とか、若いもんは若いもんの情報、言うたら高齢者には高齢者のテレビや新聞のみの報道ということではいろんな情報があるんやけど、ちょっと僕もどっちが正しいやらなかなか言いにくいところもあるし、今そういうふうな情報が入り乱れとんで、打たんのも怖い、でも打つのも怖いという今中間になっとんよね。ほで、どっちにしたらええかという判断は、そりゃもうその父兄にお任せしますよというて責任転嫁じゃないけど、そういうふうになってますよね。ほやけん、僕はそういうふうな今情報があふれる時代なんじゃけえ、担当課としてもうちちょっと正しい情報が、何が正しいんかということを見極めて、そういうふうなところをキャッチしたら、また町民の方にも伝えてほしいんですけど、そういうことでこれ3番目の質問をさせてもらいよんですけど、どんなですか。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

大西子育て・健康課長。

**○子育て・健康課長（大西雅弘）** 子どもへの新型コロナワクチンの接種についてお答えします。

現在実施している新型コロナワクチン接種は、国の指示の下、都道府県の協力により市町村において実施しています。5歳から11歳までの子どもへの新型コロナワクチンの接種についても同様です。

本町では、本年3月8日から、町内にある小児科医院において子どもへのワクチンの接種を実施しています。8月29日時点の接種対象者は1,995人で、接種率は25%です。

新型コロナワクチンに関しては、議員のお話のように様々な情報がSNSやメディアであふれています。特にSNSでは、発信者が不明な情報や科学的根拠や信頼の置ける情報源に基づいていない不確かな情報があり、注意が必要です。国は、ワクチンの情報に関して国の機関や公的機関、公的団体などから情報を得ることを推奨しており、本町では国の機関が発出する情報を町民に提供しています。

今後も、国の発出する情報を基に、引き続き町民の皆様が安心して接種を受けられるよう努めていきたいと考えています。

以上です。

**○議長（加藤博徳）** 村井慶太郎議員。

**○11番（村井慶太郎議員）** 今お答えの中に、国が発信してということで、僕この間多分部長さんに資料を渡しとると思うんやけど、変な人が書いとるんでもないんです、資料的にその何言うの、批判的な人は批判的な理論もあるし、検証も重ねて、これ東京理科大学の名誉教授という方、それで阪大の教授、京大の教授なんかも同じような意見で、ほでこれは子どもの接種にはちょっと関係ない余談の話なんやけど、北海道の大きい病院がもううちは4回目の接種はしませんよと、一切来ないでくださいという、多分4つぐらい北海

道であるんです。ほで、日本全国的にもあるし、本町でも先進的というたらまた不都合かも分からん、先進的なお医者さんで、もううちは4回目を打たんよということを公表されとる医者もおります。

その医者判断が正しいのか国の判断が正しいのかやけん、そこらの見極めをしてもろうて、反論説にはなかなか乗ってこれんとは思うんやけど、やっぱりもうちょっと、今ちょっと子どものことで結構テレビとかネットなんかでも騒いで、後遺症とか副作用とか、そんなことを言われとんで、もうちょっと正しい情報がないんかなあと思うて、ネットを見ると真反対の意見、テレビを見るとせえせえと言う、打て打て、こっちは打つな打つな、危ない危ないということで、そういうふうな情報が飛び交つとんで、担当課としてそんな反対意見もいろいろ聞いて何が本当なんか。

ほで、反対する人も反対する人でちゃんと根拠も持って反対しとんです。国も根拠があってやりよるんやけど、こんなことも長話になるんやけど、言うたら3年前のワクチンですよね、今。言われるんが、3年前はデルタ株、これにはよう効いたと。昨日もテレビを見よったら、今はオミクロン。オミクロンには効かんよと、それはもう国も承認というか認めとると、その代わり重症化にはならんということで、僕もちょっとへ理屈かも分からんけど、考えたらインフルエンザかて毎年A型じゃあB型じゃあというていろんな種類の菌が出てくるんよね。それにはそれに沿ったワクチンを打つよね。今年A型やけんA型の、ほでまた次、今年B型がはやります、そしたらB型ワクチンを打つんよね。ほたら、もし病院へ行ってインフルエンザの予防をしてください、3年前のワクチンが余っとるけん打つかなと言うたら、僕もう打たんと言いますよ、それは。

やけん、今9月の末か10月頃にオミクロン用のワクチンも出てくるんよね。やけん、そんないろんな検証をしていただいて、どっから正しい情報を拾い上げて、何が正しいかどうかにも本当に僕らは素人で物も見えんし分からんのやけど、いろんな情報をアンテナ張って収集していただきたいなということで、これ3つ目の質問をしよんですけど、ちょっと回答があったら、答弁があったら答弁してください。

○議長（加藤博徳） 大西子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（大西雅弘） 議員さんがおっしゃるとおり、いろんな情報が今あふれて、何を信じていいか、どういったワクチンが有効なのかっていうのがなかなか不明確な状況になっているんだと思います。

ただ、松前町としましても国の指示を基に実施しているもので、国のほうも、答弁にもありましたように、ほかで発出するような情報よりもできるだけ科学的根拠がということもありまして、松前町としては引き続いて国の情報を基に接種を続けていきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 地方自治体としてはそういうふうな答えしか出るのは大体分かっとなやけど、全国で僕が知っとなは1個だけ、どっかの、もう名前言うてええんかな、市長、大阪のほうの市長です。4回目の子どもに対するワクチン接種の送付はしてないんです、それは市長が止めて。4回目のワクチンの申請書類は出してないところもあるんです。それは子どもに悪いんやと。最初に書いとるように、子どもは国の宝ということで、うちの市から子どもはということで、子どもを守らないかんという思いでそういうふうにしとる市長もおります。僕が聞いたんはもういっちょあるんやけど、全国的にこれからやわいね。

それと、接種がよかったか悪かったかというんは、結果が分かるのはもう3年向こうか5年向こうか10年向こうか分からんけど、ほやけん正しい情報を得てもろうて正しい判断をしていただいたらええんかなあということで、3つ目の質問は終わりますということで。

次に、最後4つ目の質問なんですけど、4つ目の質問に関しては私もう本当にこんなこと言うたらいかんなど、虎の尾を踏むと言うんですか、これ言うたらいかんようなことかなと思うんやけど、ちょっと言わせていただきます。

これ、最初にちょっと長いんやけど聞いてください。

この4つ目の質問、これをなぜしようかというたその発端というか理由、これは令和元年、僕の友達で難病指定されて半分寝たきりになって、ほでその人が田を持っとって、ほたらその農業区長さんから、障がいを持って生活保護を受けて、もう半分寝たきりで歩くんがやっとな、こういう人のとこに、田んぼは持っとなやけど、あぜ費を払えというて請求がくるんですが。

ほで、僕はそのときに、もうあんたは生活保護になったんやけん、あぜ費なんか払うことないよと。生活保護になったんやけん、国が生活保護のお金を渡してこれであぜ費を払いなさいというて、そういうお金をもらいよんじゃないんやと。最低の生活水準、これを賄うためのお金をもらいよんのにそんなお金なんか払えんのやけん払わんでええよと言うたんやけど、もうその人が人がええんで、もうぐだぐだ言われるんやったら嫌じゃけん払おうわい、2万二千何ぼがしですが。ほで、2万2,000円払うたけん、ちょっとその人は2か月ほど飯を食いにくいんで、本当に爪に火をともしような思いで生活して2万2,000円のを捻出した、ほでお支払いした。

ほな、令和2年にも来た、当然これは毎年来るんです。ほで、私が払わんでええと。そうこう言よって、その農業区長さんと手紙のやり取り、今言うたように令和元年から生活保護になったんやと。ほで、難病指定は何年前にされて、生活保護を受けて今はもう歩けん状態で田んぼもつくれよらんと、何もつくれよらんのにあぜ費か何か、僕はあぜ費が何

か分からんのやけど、そういうお金を取るんをやめてくださいと再三再四手紙のやり取りもずっとしりました。ほな、そこから最後に来たんが、通知が郵便で来たんが、令和2年度の滞納についてはお金ができたときに払うてくださいと、土地が売れたり余裕ができたときには令和2年度の滞納分については払うてくださいよと、でもその障がい者になって生活保護やけん令和3年度からは免除しますと、こう来たんよ、お手紙が。それで、歯がゆいで、これは関係ない話なんやけど、そんなんでもちょっと免除という言葉も、免除してくれりゃあそれでええんやろうけど、滞納分も払えと。

ほで、この方は生保を受けられて今固定資産税も免除になっとんです。国は生活保護の方は固定資産税も免除してくれるんで、免除申請もして免除になってます。国が免除を認めてもろうとんのに、あぜ費というてどんなことを僕はするや分からんのやけど、そんなもんを生活保護の方から2万2,000円も毎年取り上げると言うたらいかんが、お支払いする。ほで、ちょっとほかの農業の人に聞くと、いやいや村井さん、それは強制するもんじゃないんやと、農業区がよかったら払うてくださいや、協力金というんでもらうんやと。そりゃそうよなど。お金に余裕がある、お世話になっとんやつたら払わないかん、けど畑もしよらん、田んぼもしよらん、ちょっと感情的になっていろいろ調べようと、今回の4番目の質問にヒットしたわけですが、同じような性質かなあと思うて質問させてもらいよんやけど。

ちょっと4番、質問を読みましょ。そういうような経緯があつて4番の質問、放流同意金ということで、放流同意は公共下水道が整備されてない地域で自治体が建築を認める建築確認の前に水利組合、土地改良区などから浄化槽設置と排水放流の同意を得るように義務づける慣習であるが、国は1988年、約30年以上前なんやけど、全国の自治体に解除を求めたにもかかわらず、いまだにいわゆる放流同意金の徴収が行われていると聞く。

- 1、2020年と2021年の2年間に町内で建築主から徴収された同意金の総額と件数。
- 2、町は暗黙の了解と解釈しているのか、町の現状認識を伺う。

大きい2番、1988年以降、建設省や厚生省から、いわゆる放流同意問題について、不合理な放流同意の解消に努めるよう、あるいは建築主に過度の負担がかからないよう、また建築確認申請時には放流同意は不要であることを建築主に明らかにするよう求められてきたが、町はこの間どのような対応を行ったのかお伺いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 建築確認申請に伴う浄化槽の設置と排水放流同意の問題についてお答えします。

建築物を建築する場合、建築主は建築主事を置く特定行政庁、または指定確認検査機関へ建築確認申請書を提出し、確認済証の交付を受けなければなりません。

本町では、建築主から特定行政庁に対して提出される建築確認申請書を受け付けし、特定行政庁である県に進達する事務を行っており、浄化槽設置を伴う建築確認申請の際には、浄化槽の配置図、仕様書及び構造詳細図について添付を求めています。浄化槽の設置に係る水利組合や土地改良区の放流の同意書の添付は求めています。

浄化槽の設置に係る放流の同意については、議員御指摘のとおり、昭和63年10月27日付け建設省住宅局建築指導課長から、建築確認申請の際に放流同意書の提出を義務づけることが違法であると通知がありましたが、本町ではそれ以前から建築確認申請書への浄化槽の設置に係る放流の同意書の添付を求めています。

建設省の通知があった際、どのような対応を行ったのかについては、当時の書類が残っていないことから確証はありませんが、今述べたとおり、建設省の通知以前から建築確認申請書に浄化槽に係る放流同意書の添付を求めていなかったことから、町としては特別な対応をしていないと思われま。

なお、愛媛県浄化槽協会によれば、平成2年3月に同協会から協会員である浄化槽工事業者に対し、保健所に提出する浄化槽設置計画届出書への放流同意書の添付を廃止する旨通知したとのこと。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 行政として正しい答弁やと思います。そういうふうな答弁を高知新聞でも捉えられとんじゃけど、放流同意金、高知市は不関知強調、当然よね、分かってしとりますよなんか言うたらもう大変なことやけん、もう町には関係ないですよということで、建築確認に関してはそれを通知しとんかどうやら知らんけど、僕も議員になる前に建設業をやりよったもので、やっぱり放流同意金、松前は大体平均5万円、高いとこで10万円取られたんです。それを払わな農業区というんか水利組合というんか、そういうようなとこの判子がもらえんで、大体松前も5万円、高い地区は10万円、あんたんとこ高いなあと言うたら、もうそれ取っとんよというて。取るんはええわいな。ほで、今まではほかの議員も言いよったけど、補助金もつきよって、合併浄化槽をつけたら半分ぐらい補助金をしてくれるけん、まあええわいって出しよった金や思うんです。ほで、今回松前町も補助金もなくなったでしよ。ほで、物価も上がるじゃ何じゃ、そんなあれはええんやけど、やっぱり町民に負担をかける。

ほで、課長は今言われたけどそうやって知りませんと言うんやけど、大体これは昔の慣習として農業区は金取りよんです、いまだに。これ取ってはいけませんよ、違法ですよというんを町のほうから周知していただきたい。いまだに合併浄化槽を設置するには水利組合か農業区か何か知らん、そこに取りあえず放流同意金の判が要るんじゃというて5万円、それがないと浄化槽の設置してくれんです、許可が下りんところ言うんです、業者

が。業者が、許可が下りんけん放流同意の判が要るんじゃというてむりこやりこ10万円から5万円取られていくんで、認知しとるかどうかというんをちょっと聞いても知りませんと言うと思うんやけど、ちょっと僕が言うんは町行政として違憲なんじゃけん取ってはいけませんよという周知を。

それと、合併浄化槽を据えるような人、年間大分おると思うんやけど、町民課にくるのかな、合併浄化槽は。そんな人にそういうふうな周知をしていただきたい。払うと言うても払わんでええんよということ、そんなことも何も言わんけん、これはもう黙認状態。今、松前町も昔ながらの悪しき慣習があつて、町の職員も黙認。払わんでいいんですよと言うたら、この間払うたところよ、ほたら返してもらいなさいって言えるんよ、町がそういう指導したらええんよ。そうでしょう、何でもかんでも町がここに印鑑もろうてきてくださいなんか言うけん、僕はそういうふうな。

そして、話は全然別やけど、この間も近隣同意か何かの判、町が判をもろうてきてくださいというて指導するもんじゃけん、100万円渡そうが1,000万円渡そうが私は判を押さんと、もっと持ってこいという人がおるんやけど、こういうふうになってくる。これ、町がそういうふうな指導をするけんこそ、ほやけん町はそんなん要りませんよと。ほな、そういうような不当な金は払わんでええんよ。

ここに新聞にも書いとるけど、建築確認を盾にした集金システムであり、名前が使われた形の市がこれをやめさせずに黙認したことで改良区にお金を支払わなければならない家が建てられていると、こういうふうなことを新聞も書いとんやけど、松前町で言うたら建築確認だけやないですよ。浄化槽、年に54件ぐらい、5万円平均でどれぐらいになるか知らんけど、この農業区か水利組合か何か知らんけど、そこにこれだけのお金が取られよんです、不当に。こうゆうようなことを指導していくんが僕は行政かなと思うんやけど、課長、何かお答えがあつたら言うてください。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 町としてその立場にはないと考えていますが、もし建築主から相談があつたときは特定行政庁に相談するよう助言したいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 相談があつたらやなくて、相談がないように周知してもろうたらええんです。ほうでしょう、相談があつたらということでしょう、ほたらなかつたらもう黙認したままなんですよ。もし、ほたらうち浄化槽を改築するんで、これ七人槽を埋めるんよというたら金取られて、それでもその人が知らんかつたら町になんか相談せんわいね。ああ、要るもんじゃわいと思うて、ほたら七人槽やけん、奥さん10万円要るよというたら10万円払うわいね。こんなもんじゃと思うたら相談なんか電話ないですよ。ほやけ

ん、相談が来んように、こういうことがないように、今違憲状態なんでこういうふうなんは取らんようにしてくださいというて町行政のほうで指導というか周知していただきたい。

ほやけん、今高知でもかなり報道、新聞にも載ったり、ほで徳島が発祥地かな、これで結構やられとるんじゃけど、僕は行政としてそれが仕事や思うんです。相談があったらじゃの言うたら、相談がないようにしてほしい。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議員のおっしゃることは一々もっともだと思っております。私も何か慣習が残っておるやらうわさは聞いてございます。

ただし、さっきまちづくり課長が答弁しましたとおり、町としてそれについて全く今関わりのない状態なんです。浄化槽の権限は保健所が持ってます、設置届とかそんなのは。ですから、そういう行政はちゃんと仕切りがあって、どこがそこに、それについて対応するということが仕切りがありますから、そのよその権限のところに町が手を突っ込んでいくというのはなかなか厳しいなあと。

実際に、きちっとした具体的な事例があって確証があれば、それに対して保健所のほうにこういう事案があるから何とかしてくれというのを我がほうから言うこともできますが、うわさ限りの話の中で、何も分かってない中で、なかなか町が手を突っ込んでいくというのは厳しい状況かなというふうな認識はしてございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 町の範疇にないちゅうことだけど、町長の話では。じゃあ、その領収書なり判をついた、多分コピーもくれるんで、それがあって証拠があったら、それは町長、保健所なりには言うていただけるということでいいんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 具体的に町のほうにこういうことが行われていると、私は分からずに払ってしもうたがこうであるという具体的なものがあれば、こういう事案があるので善処してくださいというのは所管の行政庁のほうに申し上げることはできると思います。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 町長の言うんも分かるんですけど、事後、あってからじゃあ遅いんで、例で言うと非常口がないんで、火事になったときに住人が焼け死んだというようなときに、多分全国一斉に非常口の点検すると思うんです。これらもちよっと事案は違うかも分らんけど、違法なことなんじゃけん、やったらいかんことをやりよんやけん、僕は町としてちよっと周知、こうなんですよということを言うてほしい。

それと、言うてほしいというんもあるんやけど、僕が言うことによって、ネット見よる

人もおるかもしれんけど、広報なんか書いてもろうて、これ払わんでええお金やなというんをみんなが認識してほしい、そう思うて今日言わせてもらいよんで。

ほで、ちょっと話がずれるんやけど、あぜ費、ちょっと農業委員会の人に聞きたいんやけど、あぜ費というんは何なかなあと思うて。ちょっと質問が変わるんやけど、答えられたら言うてください。

○議長（加藤博徳） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 失礼します。

農業委員会のほうでは、あぜ費を取り扱ってはおりませんので、承知しているところではないんですけども、もしかしたら土地改良区とか他の団体で、議員さんがおっしゃっているような費用を取り扱っているのかも分かりません。すいません。失礼します。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） もうぼやき節で最後になりますが、僕も農業してないんで、あぜ費が何やら分からんのやけど、多分それも免除しますや免税しますやというて税金じゃないんじゃけん、強制的なことじゃなくて、協力金よね。協力して払うてくださいというんなら分かるんです、強制で払うもんじゃないと思うて。

これも一緒です、この浄化槽。浄化槽の件でも、かなり年間に50件ぐらい、建築確認がどれぐらい出るのかも分からんけど、浄化槽に関しては五十何件出よんで、これどっかの農業区がお金をもらいよると思うんです。農業区か何か知らんよ、水利組合というんがあるんかどうか知らんですけど、そこらがお金もらいよる。

ほで、ある農業委員さんに聞いたら私らとは別よということで、僕ちょっとこんなことあんまりは言いたないんよ、言いたないんやけど、このお金、決算報告っちゅうか納税対象になると思うんです、収入になるんで。こういうことを、このお金を取りよる、どこが取りよるか知らんですけど、水利組合というて3人か5人が組んで、みんながそれ旅行に行つてとか何しよるんか分からんけど、僕その決算報告や収入に上げとんじゃろうかと、このお金を。多分、今まで無税できとるはずです、申告してないはずです、多分何十年、昔ながらの慣習じゃけん、ずっと取り続けてきとると思う。これ、決算なんかしよんじゃろうか。そこらの団体が分かったら、そこらも聞いてほしい。

これ、本当は言いたなかった。言いたなかったけど、町にせえと言うても多分無理やけん、多分これ僕の話が農業区の誰かが聞いたとったら、村井さんがこんなこと言ったでというて、多分大変なことになると思うんやけど、脱税にもなりますよね。これ、消費税つかんのです、ほで。このお金、消費税なし。申告して、判代というて5万円から10万円取って何の帳簿にも上げてない。ほで、あんたら金大分あろうがねと言うたら、何言よんね、うちら金なんかないでということやけん、ないことない、ただでもらう。判子代を5万円も10万円も払うて、ないことない。

そんなことも、これは行政には言わんのやけど、ネットで見たり広報で見ていただいて、こういうふうな悪しき慣習、田舎に行くほどこれがあるんですが、松前町もやっぱりもうちょっと都会派にしてもらうて、こういう悪しき慣習をなくしてもらいたいと思って質問させてもらいました。

以上で私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（加藤博徳） 村井議員、1点確認をさせてください。

今、村井議員があぜ費と言われたと思うんですが、あぜ費と字費との違いというか、今言われてるのはあぜの費ということですか、すいません。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 字費は当然払わないかんのやけど、あぜ費というてきとんですが。あぜ。

○議長（加藤博徳） はい、分かりました。

○11番（村井慶太郎議員） ほで、僕も分からんけん、あぜってどんなんかなと。昔ながらにこんなあぜをかいてくれるような人がおって、その人らに何ぼかお支払いするんで、あぜ費払いよる。今頃そんなん見ることもないもん。この農業区が金取るだけ。金取って何に使いよんかは分からんです。ほで、多分納税もされてないと思う。1円もしてないと思う。こういうとこにちょっとメスを入れていただいて、健全な松前町にさせていただきたくて今日の質問をさせてもらいました。

以上です。

○議長（加藤博徳） ありがとうございます。

村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

ここで質問席を整備しますので、暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 4番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、子どもへの支援について質問をさせていただきます。

現在、世界的な資源価格の高騰や円安等により、食料品や日用品、ガソリン代等、幅広い品目で値上げが進んでいます。資源価格の高止まりや円安は当面続くと見られており、これまでは消費者が離れることを警戒して値上げを我慢しているものの、値上げに踏み切る企業がこれからも増えてくるものと思われています。このため、今後食料品を中心に値上げの動きはさらに進んでいくと見られています。

今、家計において、賃金の伸びを物価の上昇が上回ることによって、実質的な賃金が目減りしているのが現状です。このため、貯蓄が十分に積み上げられていない世帯では、子どもの教育費も減らさざるを得ない状況になっています。

このような状況であり、将来人口減、少子化と言われている中で、子どもへの支援は必要ではないかと私は考えております。

1つ目です。

食料品等の値上げにより給食費の値上げも検討するようですが、給食費を値上げとなると子育て世帯にとって家計へのさらなる負担となります。食料品等の値上げにより仕方のないことではありますが、子どもへの支援、子育て世代への支援を考え、この機会に給食費を無償化にしてはどうかと私は考えます。町長は、小中学校給食費の無償化を考えているかお聞かせください。

2つ目です。

給食費無償化だけでなく、18歳までの医療費無償化やゼロから2歳児の保育料無償化など、子どもへの支援を独自に行っている自治体もあります。子どもへの支援を本町は考えているかお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 小中学校給食費の無償化についてお答えします。

本町では、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するため、学校給食法の規定に基づき、町内全小中学校において学校給食を実施しています。学校給食に関する経費については、同法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営費などの経費は学校設置者、経費以外のいわゆる学校給食費は保護者の負担とすることとされており、これに基づき、本町においては学校給食の全額を保護者の負担としています。

児童が健やかに成長するための衣食住の環境を整えることは、一義的には保護者の責任であり、また町としては要保護者及び準要保護者に対しては就学援助費として給食費相当額を支給していることから、これらの者以外の者に対し給食費を無償化する考えはありません。

なお、全国の給食費の無償化の状況については、平成29年度の文部科学省の調査では、全国1,740自治体のうち小中学校ともに無償化が76自治体で4.4%、小学校のみ無償化が4自治体0.2%、中学校のみ無償化が2自治体0.1%であり、愛媛県では無償化している市町はありません。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 18歳までの医療費無償化及び0歳から2歳児までの保育料

無償化など、本町独自の子どもへの支援についてお答えします。

まず、18歳までの医療費無償化です。本町では、現在、中学校を卒業する年度末までの児童を対象に医療費の助成を実施しています。以前の対象は就学前の児童までとじていましたが、大勢の町民の方から要望を受け、平成29年1月診療分からその対象を拡大しました。

その後、対象を18歳まで拡大してほしいとの声は直接に聞いておりませんので、現在は拡大する考えはありません。

次に、0歳から2歳までの保育料無償化です。国が令和元年10月に、全世代型社会保障制度の主要施策として幼児教育・保育の無償化を開始した際に、その主な対象を3歳から5歳までとした理由は、無償化をすることにより保育需要が増大し、待機児童が増加すると予測されたためであると考えられます。

これは、0歳児は3人につき1人、1歳児と2歳児は6人につき1人の保育士が必要となるため、無償化により0歳から2歳までの保育需要が増えると、ただでさえ保育士が不足している状況の中で、さらに不足が助長されて待機児童数が拡大することを懸念したものです。

したがって、現在待機児童が多数生じている本町としては、待機児童の増加を助長するような0歳から2歳までの保育料を無償化する考えはありません。

なお、これらを含めた子育て支援については、町民の声や社会情勢に注視してまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。ほとんど無償化は考えていないということがよく分かりましたが、1点だけ、学校給食の無償化なんです、先ほど教育長が言われましたが、学校給食法第11条第2項によって保護者の負担とする、これは当然私も分かっております。

そしたら、無償化にしている自治体はこの法律違反をしているのかというように私も考えてみたんですが、幾つか私が調べてみますと、保護者は給食費を払っています。何で先にもう無償化するんだったら、お金をそのまま行政から振り込んだらいいんじゃないかということを私考えたんですけども、払っています。学期ごと、あるいは何か月かごとに給食費の補助として保護者の銀行口座等へ振り込んでいます。ですから、無償化にしても保護者は支払っているということなんです。面倒いなあ、何で学校にこういう振込用紙を出さないかのだろう、私なりに考えたならそういうことですので、保護者は決して支払っていないのではないということです。

私、先ほど言いましたように、いろいろ賃金が、言ったら目減りをしているような状況

の中で、まだまだ食料品も、10月もかなりニュースではかなりの品目が上がってくると、それから円安もなかなか止まらない、もうこの機会に本当に給食費、子どもに対する支援っていうものを本気で考えていってはどうかなと思っておるんですが、ただ小中学校の無償化は無理でも、中学生だけでも無償化を考えていただきたいなというような考えがあります。

というのは、やはり子どもは大きくなればなるほど、成長すればするほどいろいろな面でお金がかかってきます。ですから、小中は無理でも中学校だけでもそういった意味で無償化にするという考えはないでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 今の議員さんのいろいろ御研究されたのは勉強になりました。ありがとうございます。

先ほど申しましたように、経済的に厳しい家庭も増えてきている状況はこちらも把握はしているつもりなんですけれども、そういう家庭につきましては、先ほど申しましたように、要保護、準要保護の就学援助で対応をしていきたいと考えております。

なお、それ以外の補助、前回ちょっと回答いたしましたけれども、地産地消等推進のための補助等、研究できるのであれば研究をして進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、待機児童について何点か質問させていただきます。

令和4年4月1日時点の県内待機児童は25人となり、前年同月比で8人減少しました。本町の待機児童は24人、前年同月比で19人増えました。県内の待機児童25人中、本町は24人、県内では待機児童が8人減少しているのに本町は19人増加。

全国の待機児童について、先月30日、厚生労働省から報告がありました。全国の待機児童は4年連続で過去最少を更新しており、令和4年4月1日時点で2,944人、前年同月比で2,690人減少したとのこと。

これまで本町は、待機児童解消に向けいろいろ取り組んできたと思いますが、その効果はなく、結果として待機児童が増えている、これが現実です。

待機児童の原因は、主に保育士不足であり、保育士を確保できない原因をしっかりと捉えて分析し、具体的なプロセスを設定し、取り組んでいないことにほかならないと私は考えます。

昨年9月定例会一般質問、待機児童に関する私の質問に対し、町長は最後に次のように答弁されました。

待機児童の解消の件につきましては、御意見はごもつものとおりでございますけれども、先ほどから答弁しておりますように、待機児童の解消を目指して町としては最大限の努力をしていることは御理解をいただいたらと思っています。

それからもう一つ、保育士の確保に関してですけれども、保育士を確保するのは物すごく簡単なんです、正規の保育士を入れればいいんです。正規の保育士は、たくさん受検を毎年していただいております。ところが、先ほどデータのお示しもしましたが、児童数はどんどんどんどん少子・高齢化の中で減っております。正規の職員を採用すると、40年近くその職員を食わせていかなければいけません。子どもが減ったにもかかわらず、生首は切れませんので、退職はせずにその職員を抱えて保育所を運営していかなければならない、そういう児童減少している中での保育士を、正規をどのくらい雇うかというのが非常に微妙なところがあります。

一応、計画をして、採用計画を立てて、その年の待機児童が出ないように採用するわけですが、やみくもに増やせないから、今は会計年度任用職員といいます、会計年度任用職員の職員を入れて児童数に対応した柔軟に運営できるような形で、財政負担が大きくなるような形で運営しているという中で、先ほど言いましたお母様の就業率の変化によって毎年思ったように予想が外れるということもあり得るわけでありまして。その点についても御理解をいただいて、我々としては一生懸命努力をしていることを御理解いただいたらと思います。

1つ目に、この町長の答弁に関して質問させていただきます。

町長は、正規の保育士はたくさん毎年受験をしていただいていると言われましたが、過去5年間の保育士採用予定数及び申込者数をお聞かせください。

また、保育士を簡単に採用できるのであれば、保育士資格を持つ会計年度任用職員も簡単に採用できるでしょう。であれば、保育士不足にはならないはずであり、待機児童が発生してもここまで増えていないのではないのでしょうか。簡単に採用できるのであればなぜそうしないのか、簡単に採用できなかったのはなぜかお聞かせください。

さらに、今年は予想が大きく外れたことも待機児童増加の原因ではないのでしょうか。どのような予想をし、どのような対策を講じたのでしょうか。また、反省点及び今後の対策をお聞かせください。

最後に、本町の待機児童は24人、同月比で19人増加しました。このような状況の中で、町長が言われる、待機児童の解消を目指して町としては最大限の努力をしている、我々としては一生懸命努力をしている、この努力とはどのようなことなのでしょう、お聞かせください。

2つ目です。

本町の保育士不足は、正規だけでなく会計年度任用職員やパート職員が集まらない原因

があると思います。その原因は何だと捉えているのでしょうか、お聞かせください。

関連するとは思いますが、自主退職者、特に他の保育施設に勤務するため退職した方や、新規採用でも辞退者がいましたが、その辞めた理由について把握しているのでしょうか、お聞かせください。

3つ目です。

保育士不足は、給料等を含めた職場環境に問題があると私は考えています。昨年9月定例会一般質問で、働き方改革による魅力ある職場づくりに取り組んでいることは分かりました。勤務条件を改善したことに対する検証についての質問に対し、早瀬保健福祉部長は、保健福祉部長と福祉課長が在職保育士と面談を行いました、これにより勤務条件の改善を行っても保育士確保につながらないこと、保育士確保には保育業務以外の膨大な事務処理や保育士間及び保護者との人間関係の難しさがネックとなっていることが判明しました、課題としては労働環境面の改善であると考えていますと答弁されました。

さらに、早瀬保健福祉部長は、人間関係に問題があると今年7月の全員協議会で話されました。具体的にはどのような問題があるのでしょうか、またその対策、そして改善としてどのような取組をされているのでしょうか、お聞かせください。

そのほか、職員との面談により新たに分かった問題点はなかったでしょうか。あれば、その内容と改善点、改善していることをお聞かせください。

給料等についてですが、令和2年9月定例会一般質問で、私から他市町で行っている自治体独自の保育士確保の施策を紹介しました。保育士資格保有者に月4万円から7万円の手当支給、宿舍借り上げ費用の補助、保育士資格を取得するために要した受講料等の補助、町内での勤務希望の保育士養成施設卒業予定者に対しての貸付け、町内の保育施設での従事が決定した潜在保育士に対して就職準備金の交付などなど、このような自治体独自の積極的な保育士確保に努める考えはないか質問したところ、当時の保健福祉部長は、御提案のありましたような手当等になりますと、なかなか厳しい財源の中では、本町においてはこれは難しいのではなかろうかと考えています、またいろいろ検証しながら費用のかからないような形で保育士不足の解消に取り組んでいけたらなと考えていますとの答弁がありました。

待機児童の解消に向け最大限努力、一生懸命努力しているはずなのに、待機児童は増加しています。最大限の努力をしていれば、待機児童は解消していると思います。できなくても現状維持であり、19人も増えたのに待機児童の解消を目指して町として最大限の努力をしている、申し訳ありませんが私は全く理解できません。

町長が言われた最大限の努力、それではどうにもならないことが分かった以上、給料や手当等、保育士確保にお金を使うべきではないでしょうか。この件に関する考えをお聞かせください。

4つ目です。

幼稚園は2園とも定員割れです。教育委員会とも関係しますが、幼稚園を1園にし、1園を認定こども園にする考えはないでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 待機児童の解消に向けた保育士確保等についてお答えします。

初めに、過去5年間の保育士採用予定数及び申込者数について、採用試験実施年度ごとにお答えします。

正規職員については、継続的に保育士を確保できるよう、定年退職者と自己都合退職者を補充する形で計画的に職員採用を実施してきました。平成29年度は、採用予定者数1名に対し申込者数が9名、平成30年度は採用予定者数3名に対し申込者数が8名、令和元年度は採用予定者数4名に対し申込者数が11名、令和2年度は採用予定者数1名に対し申込者数が4名、令和3年度は採用試験を2回実施し、7月に実施した第1回採用試験では、採用予定者数を1名に対し申込者数が6名、2月に実施した第2回採用試験では、採用予定者数7名に対して申込者数が1名です。

非正規のフルタイム勤務職員については、平成29年度は採用予定者数10名に対し申込者数が15名、平成30年度は採用予定者数10名に対し申込者数が10名、令和元年度は採用予定者数5名に対し申込者数が2名、令和2年度は採用予定者数5名に対し申込者数が2名、令和3年度は採用予定者数5名に対し申込者数が1名です。

次に、保育士を簡単に採用できないのはなぜかについてお答えします。

昨年9月議会での、保育士を確保することは簡単であるとの町長の答弁は、正規保育士については昨年7月実施の採用試験までは採用予定者数を大幅に上回る申込者数があったため、合格者を増やせばすぐに確保できるという意味であったと聞いています。現在は状況が変わり、正規保育士についても昨年度の第2回採用試験から採用予定者数を下回る申込者数となり、保育士採用は厳しくなっています。

また、フルタイム会計年度保育士については、令和元年度から採用予定者数を下回る申込者数が続いていること、申込者数も年々減少していることから、厳しい状況が続いています。

次に、どのような予想をして対策を講じたのか、また反省点及び今後の対策についてお答えします。

令和4年度の年齢別児童入園申込数は、令和4年度の年齢別推計人口に申込率を乗じて算定しました。年齢別推定人口のうち、1歳から5歳までの推計人口については、令和3年3月末の0歳から4歳までの年齢別人口を用い、0歳の推計人口は令和2年3月末と令和3年3月末の年齢別人口増減率を乗じて求めました。申込率は、令和3年4月入所申込

者数を令和3年3月末の年齢別人口で除して求めました。

算定した見込数を基に必要な保育士数を積算し、職員採用募集を行います。

職員採用募集は、先ほど申し上げたとおり、正規職員については継続的に保育士を確保できるように、定年退職者と自己都合退職者を補充する形で計画的に職員採用し、フルタイム会計年度保育士については入園申込児童数や各園の状況を踏まえ、児童の受入れに必要なフルタイム会計年度保育士数を募集します。

令和4年度の年齢別児童入園見込数と実際の申込数は、0歳児は見込数18名に対し申込数15名、1歳児は見込数53名に対し申込数57名、2歳児は見込数51名に対し申込数55名、3歳児は見込数65名に対し申込数64名、4歳児は見込数75名に対し申込数69名、5歳児は見込数75名に対し申込数79名、合計は見込数337名に対し申込数339名でした。

入園見込数と申込数に大きな誤差はないことから、議員御指摘の予想が大きく外れたことが待機児童増加の原因ではありません。待機児童増加の原因は、必要な保育士を確保できなかったことです。

令和4年4月の新規採用予定保育士については、令和3年度の定年退職者が1名だったため、新規採用予定保育士1名を募集、6名の申込みがあり4名を採用内定していましたが、うち2名から採用内定辞退の申出がありました。

また、令和3年度中は正規保育士4名が自己都合により早期退職したこと、さらに育児休業を3名取得したことで、合計7名の正規保育士が必要数より減となりました。そのため、本年1月には7名の正規保育士の採用募集をしたところ、申込者数は1名ありましたが採用には至りませんでした。このほか、フルタイム会計年度保育士の募集を年間通じて実施しているものの応募はなく、保育士不足の状態が続いています。

自己都合による早期退職者が4名出たことは不測の事態であったことから、今後は保育士との面談の中で、退職や育児休暇取得予定の確認を行い、保育士不足を生じさせないよう早めの対応に努めます。

次に、待機児童解消を目指した最大限の努力についてお答えします。

待機児童解消を目指し、小規模保育事業に係る公募による民間事業者の参入促進と保育士確保に努めました。

小規模保育事業に係る公募による民間事業者の参入促進では、待機児童解消や保育サービス選択肢の充実を図るため、松前町内で小規模保育事業所を開設、運営する事業者の募集に向け、本年7月に小規模保育事業者選考委員会を開催し、募集スケジュールや募集要項について協議を行い、先月30日から募集を開始しています。

保育士確保については、保育士資格を持ちながら保育士として働いていない潜在保育士の確保と新規人材の確保に努めています。

潜在保育士の確保策は、これまで実施してきた個別勧誘のほか、今年度から新たに県内

で保育士として働きたい人をサポートする愛媛県保育士・保育所支援センターに登録している松前町在住者27名に対して、勧誘できないか同センターと協議、相談を行っています。

また、新規人材の確保策は、県内保育士養成校から実習生を積極的に受け入れて職場体験をしていただき、実習生及び各校に対して採用試験を受験するよう声かけを行っています。

次に、保育士不足と保育士が集まらない原因についてお答えします。

保育士が集まらないのは、本町の町立保育所が就労希望者にとって魅力のない職場環境として定着しているためです。これは、保育所職員との面談の中で、今の職場を自分の知人に働く場所として紹介できるか尋ねたところ、ほとんどの職員から紹介できないとの回答を得たこと、また愛媛県保育士・保育所支援センターへの聞き取りでは、就労希望者に対し松前町保育所を紹介するものの、人間関係が厳しい、仕事が大変そうなど、職場環境がよくないことを理由に断られることがあるとのことでした。

働く場所として選んでもらうためには、今後、職場環境の改善が不可欠であります。

次に、自主退職者や新規採用辞退者の辞めた理由についてお答えします。

昨年度の自主退職者11名の退職理由については、健康面が2名、家庭事情が4名、職場環境が5名となっているほか、新規採用内定者2名の辞退理由については、他の自治体の保育所に勤務することになったためであると聞いています。

次に、人間関係の具体的な問題についてお答えします。

本年7月の議員全員協議会で答弁した人間関係の問題というのは、保育士同士の人間関係に問題があるということです。昨年度、保育所職員全員と面談した結果、キャリアの長い保育士と若手保育士との間や正規保育士と会計年度保育士との間で、保育や仕事に対する考え方の違いがあっても十分な議論がされないまま、理不尽な業務命令や過度な業務を押しつけられ、ストレスを抱え、人間関係の溝を生み、職場環境がよくない状態になっていることが分かりました。そのことが理由で、令和3年度末で辞めたいとの声が一定数ありました。

そこで、保育サービスを提供するためには、今いる保育所職員の維持、確保を図り、保育所職員のマンパワーを発揮させる必要があったことから、本年度は人事異動において保育所職員の配置について配慮しました。

その結果、本年度当初に実施した保育所職員との面談では、4月以降はストレスもなくなり継続して働きたいとの声があり、改善の兆しがあると判断しています。

次に、保育所職員との面談により分かった職場環境の問題点についてお答えします。

人間関係の問題点のほか、保育所職員との面談において、保育所内で保育に関する相談や意見交換はできても職場環境や仕事の分担について相談しづらい環境であるとの声があ

りました。

そのため、福祉課長に直接相談するよう声かけをしたところ、相談、意見が寄せられるようになり、寄せられた意見を基に早めに対応することで職場環境の一助になっていると判断しています。

また、保育士から、保育業務以外の膨大な事務処理が負担になっているとの声がありました。保育所で作成する帳票は50種類程度あり、そのうち約6割を手書き処理していることが保育士の大きな負担となっていることが分かりました。

そこで、昨年度から福祉課職員が表計算ソフトを活用した帳票フォームを作成し、各保育所に提供するなど、すぐにでもできるものから事務改善を進めているところです。さらに、今年度は現在作成している全ての帳票を精査し、必要のない帳票の廃止や同じ種類の帳票を整理して事務処理の効率化を重点的に進めてまいります。

このほか、昨年度まで各保育所で対応していた給食の賄材料費の事務処理について、今年度から福祉課が一元化して事務処理を行うことで、年間約70時間の保育所業務の負担軽減を図っています。

次に、自治体独自の保育士確保策として、保育士資格保有者へ手当等を支給する考えについてお答えします。

本町では、令和2年度に会計年度任用職員に対し給与月額や期末手当の引上げ、年次有給休暇の繰越し、結婚休暇等の有給休暇制度の拡充、昇給制度や退職手当の創設など、勤務条件の大幅な改善を行ったほか、本年2月分の給料から、保育所に勤務する職員については給料月額に正規保育士及びフルタイム会計年度保育士は9,000円、パートタイム会計年度保育士は6,967円の保育所職員等調整額を上乗せする処遇改善を行い、正規保育士の給料は近隣市町の中で、松山市に次いで2番目に高い給料月額となっていること、また保育士との面談において、保育士不足の原因は給与や手当等の勤務条件面ではなく、人間関係や事務処理等の職場環境面であることから、保育士資格保有者へ手当等を支給する考えはありません。

私の答弁は以上です。

○議長（加藤博徳） ここで演台を清掃しますので、ちょっとお待ちください。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 幼稚園を1園にし、1園を認定こども園にする考えについてお答えします。

第2期子ども・子育て支援事業計画では、令和5年度に町立幼稚園の幼保連携型認定こ

ども園への移行を掲げています。これは、現在の町立幼稚園2園を、1園は町立幼稚園として存続し、1園を幼保連携型認定こども園へ移行しようとする計画です。

町立幼稚園2園とも、各年齢ごとに定員が35人で、2園合計では各年齢定員70人のところ、令和3年度の園児数は2園合計で3歳児24人、4歳児23人、5歳児24人で定員の半数にも満たない状態となったため、教育委員会としては町立幼稚園を1園にするという判断をしているところです。

なお、令和4年度の園児数は、2園合計で3歳児17人、4歳児24人、5歳児23人となっています。

令和3年度には、2園の教職員との話し合いを行うとともに保護者へのアンケートを実施しました。アンケートの結果、町立幼稚園を1園にすることに賛成は約56%、反対は約17%で、1園にするのであれば預かり保育や給食の提供などを導入してほしいなどの意見があり、これらの意見の実現に向けて検討を進めているところです。

また、今年度幼保連携型認定こども園への移行に備え、幼稚園、保育所の双方の教育や保育を知り、交流を図ることを目的に、教職員の保育所との人事交流を実施しています。

なお、園の魅力化を図った上で、1園にしたいと考えているため、園舎の改修や意見のあった預かり保育や給食の実施の検討が必要であることから、1園にするのは令和6年度からを予定しているところです。

認定こども園については、町長から答弁をします。

○議長（加藤博徳） 演台を消毒するため、暫時休憩します。

午前11時1分 休憩

午前11時1分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 幼保連携型認定こども園の開設についてお答えします。

今の教育長の答弁では、令和6年度に町立幼稚園を1園にするとのことですが、残り1園の施設を活用した認定こども園の開設につきましては、園舎の改修などに相当額の費用を要すると考えられることから、今後の保育ニーズの推移を見守りながら、開設の必要があるかどうか、開設する場合においてはいつ開設するかということを慎重に検討して判断したいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 私、最大限の努力、町長が言われたんはこの9月です、去年の9月です。その半年後に19人も増えたと。そしたら、どのような努力をしてきたのかなということをお聞きしたかったんですけども、あまり2年間答弁の内容が変わらない。

予想はほぼ合っていた、ただ必要な保育士を確保できていなかった、これ毎年のことなんですよね。それを一体どうするのかを今日聞いたかったですけれども、そのあたりがはっきりしない。先ほどありましたように、魅力のない職場、これがもう松前町は魅力のない職場なんです、これが定着している、周りに。ということは、来年度、再来年度、すぐに本町の勤務を希望する正規、会計年度任用職員が一体来るのだろうか。

それから、小規模保育事業にしろ認定こども園にしろ、待機児童がいる中でなかなか腰が重たいというか、令和6年度、もっと早くこういったことを審議していたらなとは思いますが。ちょっとこれは答弁を聞いた簡単な感想なんですけれども。

そこで、人間関係は大分よくなってきているっていう話もあったんですけれども、1点だけ人間関係に関することをちょっとお聞きします。

人間関係であれば、やっぱりその関係を変えなければいけない。人事異動でこういうふうにしてよくなっていますという話もあったんですが、保育所、幼稚園間で人事異動はしているのでしょうか。正規であれば、保育士資格、幼稚園教諭免許を持っていれば、正規であれば私は可能だと思うんです。それをしているかどうかお伺いします。

○議長（加藤博徳） 暫時休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 保育所1名、幼稚園1名、交換でそれぞれで勤務していただいております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

保育所と幼稚園、業務内容もちょうと違いますので、それぞれの努力、大切なことをやっぱり考えていく上でも必要じゃないかなと思っております。

保育士確保がとにかく十分できないんだと、これがもうはっきりした以上、そこに焦点を当てるしかない。先ほど言いましたように、魅力がない職場である、今働いている方が誰かを紹介するにもしたくないというような中での保育士確保、これ非常に難しいと思います。

私が、去年ですか、職員配置基準等の基準の範囲内で定員以上の子どもを受け入れる定員弾力化について、実施について質問したんですけれども、先日、平村福祉課長や大西子育て・健康課長と話した際、この話題になりまして、ほぼそういうことはしていないということも分かりました。それと同時に、私が感心したのは、配慮する子どもがいるので、

本当は保育士1名でいいところを2名にしていると、これも大変すばらしいことだと思っています。

そういった中で、やはりこれから配慮する子どもも増えてくる可能性もあると思うんです。そういったときに、4歳児でしたら30人ですけれども、30人の中に1人そういう子どもがおると大変です。やから、そういったことも考えていかなければいけない。

それから、厚生労働省が待機児童の減少の理由、それと今後の方向性も30日に示しておりました。減少の理由として、コロナへの感染を懸念して保育所利用を控えた保護者が増えた、少子化に伴い利用する子どもの数が減ったということを上げておりました。一方、今後女性の就業率の上昇やフルタイムで働く共働き世帯の増加などで、再び保育所の申込みが増える可能性があるかと分析しております。

私も考えると、3歳から5歳児が無償化になった、これも私は大きな理由だと、これからなってくると思うんです。そしたら、0歳から2歳児も一緒に保育所に預けて1人分で済むじゃないかと、そういうような発想も出てくると思うんです。ですから、少子化の中であるとはいえ、配慮する子どもとか、それから女性の就業率の増加、共働き世帯の増加、それから先ほど言いましたような無償化、そういったことでやはり保育士を今以上に確保しなければいけない、そういう状態になると思うんです。

ですから、そういったことに対応するために予定よりも少し多めの保育士をこれから確保していくんだという考えはないでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議員のおっしゃることはもっともだと思っております。最大限の努力をしてないんじゃないかというお話もありましたが、今回の分は不測の事態というか、保育所が予定した子どもの予定数を確保するための保育士を確保するような手続を進めておったんですけれども、それが来なかった上に、不測に4人も辞めた、これがやっぱり大きいことでありまして、今年度の待機児童はちょっと不測の事態が生じているということというふうに私どもは理解をしております。

今後の保育士の確保については、おっしゃるように少子・高齢化の中で、生産労働年齢がどんどん減っていく、そんな中で高齢者、それから女性を労働者として確保する、女性に社会に出て来てほしいと、こういう誘導が今後国から進んでくると、国のほうの施策として進んでくることは恐らく間違いないと思っておりますので、そういう流れの中で、子どもの数が減少する中で、保育所に預ける数が増えてくるということが十分考えられますので、保育士の確保についてはこれまで以上の施策を打っていかねばならないなあというふうに考えているところで、まだ具体的な策は考えておりませんが、ちゃんとした保育士が確保できるような施策について今後考えていきたいと思っておりますし、この職場環境が悪化しておることについては、かなりどうもうわさでは松前の保育所はなかなかし

んどいという話が広がっておって、根強く広がっておることがありますので、今少しずつ改善の兆しが見えておりますが、その改善の兆しが見えたほうはなかなか広がらないと、悪いほうはすぐ広がりますが、いいほうはなかなか広がらないということもあって、今後もなかなか厳しいなあというふうな感触は受けておりますが、そんな中でも何とか確保する方向で頑張っていきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 職場環境も改善していきながら、余裕ある保育士をやはり確保していただきたい。先ほど言いましたが、それ以上に保育士が体調を崩して休みたいといった場合に、急に休む場合に、その日を休みにして予定していた人を保育に当たっていただく、急に変更しなければならないということも出てきます。中には、体調が悪いけど子どもがいるからちょっと無理して行こうと、周りの保育士に迷惑かかるから行こうと無理して出られる方もいます。やっぱり、体調面でゆっくり休める、そういった意味でも保育士が余裕であれば1人、2人、園に余裕があれば、あしたはいいですよ、ゆっくり休んでください、私が余裕でおりますので、そちらのクラスを見ますからというような形になると思います。

言っちゃ悪いんですけども、庁舎内で勤務されている職員の方は、休めばその仕事で自分が次の日すればいいんですけども、保育士は休むと、休んでも子どもは目の前にいます。その子ども、やはり保育士というのは、大げさな言い方をすると子どもの命を預かっていますので、そういった意味で、やはり1日緊張した中でということだと思っておりますので、その辺の配慮もお願いしたらと思います。

それから、ちょっと会計年度任用職員のこと、正規も含めて給料ですけども、9,000円というのは国のほうから一律ということで、町としてどういったことをしているのかなあということもお聞きしたいなと思ったんですけども、会計年度任用職員、フルタイムで働いている方も正規の職員と業務内容はほとんど同じですよ。その中で、正規との給料格差はあるわけですよ。やから、そういったところでもなかなかフルタイムの非正規の方が集まりにくい、それもあるんじゃないかなと思うんです。表にありますように、正規職員に比べると非正規の採用予定数に対し申込者数が少ないというのは、同じ業務しながらこっだけ違うのかっていうのがあるんじゃないかなと思います。その辺はどんなでしょうか。

○議長（加藤博徳） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） ただいまの曾我部議員の再質問ですが、まず正規職員と会計年度でもフルタイムの職員については、この月額9,000円の保育所職員等の調整額、これは非正規、会計年度を問わず同額になっております。ただし、パートタイムの会計年度任用

職員につきましては6,967円、これは労働時間の差によるもので、ここは差ができておりますが、基本的な考え方としては同額を同じ労働内容だから同じように支給をしているというふうな考え方は持っております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません、私はそれは分かっておるんで、聞いたのは正規と非正規の職員の給与格差があるんじゃないかなということなんです。業務内容は同じであるにもかかわらず違うんじゃないかなということをお聞きしたかったんですが。

○議長（加藤博徳） 暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） 正規と非正規の給料の違いですけれども、これは給料に違いはあります。そもそも正規職員と非正規職員、分かれているとおり、責任の重さ等々が違いますので、給料そのものは差があります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） そこで先ほど言った、やはり子どもの命を預かっている、業務内容もほぼ変わらない、そうするとやはり責任っていうのはこの庁舎内で勤めている職員とはまた違った意味があると思うんです。やはり、子どもの命を預かっているんです。子どもが、保護者にとったら無事帰ってくる、けがをしたとか病気になった、そうやって帰ってくると何でだろうというふうになりますので。

そういった意味で、こちらと保育士というのはちょっと責任の重さはそんなに変わらないんじゃないかなというような気がしておりますので、またその辺も考えていただけたらと思います。

ちょっと早瀬保健福祉部長にお伺いするんですけれども、この今年19人も待機児童が増えたこと、それから待機児童の問題について町民の方はどんなに思ってるかな、どういうふうに考えているかなと思われませんか。また、特に待機児童を抱える家庭、保護者の方にとってどういうふうに思われているかな、どういうふうに想像されますか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員、お尋ねします。

部長に意見を求めるというのはどうかと思うのですが、意見じゃなくて質問をお願いできればと思うんですが。

○4番(曾我部秀司議員) 私がこの今の質問をしたいというのは、やはり私たち議員、それから町長、職員も、私はやっぱり町民のために仕事をしているんだと思います。ということ、町民の声を聞かなければいけない、聞くことができなかつたら、やはりどういうふうに町民は思っているのか、そういうことを想像した上で、やはり議員は議会で議論する、職員であれば職場で議論するべきだと思うんです。

町民の声を無視して、町民の声といえば賛成も反対もあります。そういういろんな意見をやはり議論して調整していかなければいけない。賛成だ、反対だ、民主主義イコール多数決、それでは私はないと思うんです。いろんな意見を聞いて、その中でどういうふうに調整していったらいいのか議論して行って合意意見をつくるのが私は民主主義だと思っているんです。

そういう意味で、議員であろうが職員であろうが町民の声、これを大切にしなければいけない。そしたら、この問題について町民はどう思っているのか、それを私は想像するのは大切なことだと思って質問させていただきました。趣旨と離れるようであれば、取り下げます。

以上です。

(「部長が答えたらいいんよ」の声あり)

○議長(加藤博徳) 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長(早瀬晴美) 曾我部議員の御質問にもありますように、今年度多くの待機児童者を出してしまいました。町民の方からは、この待機児童について早く解消してほしいというような声は聞いております。先ほどから答弁しておりますとおり、我々としては職場環境の改善を急ぎ執り行い、待機児童の解消に努めたいと考えております。

以上です。

○議長(加藤博徳) 曾我部秀司議員。

○4番(曾我部秀司議員) 何度も申しますが、やはり早期の解決をとということなんですけども、人間関係が主な原因となると本当に大変だと思います。本当に並大抵の努力ではなかなかできない。人口減少、少子化と言われている中で、もうそのうち解消するだろうであつては私はいけないと思うんです。やはり町民の声、いろんな声を私は大切にしていきたい。これは職員だけではありません、議員もそうです。そういったことをお願いして、最後に、すいません、意見だけ言わせていただいて終わりにさせていただきたいと思います。

今回、私は子どもに関して、子どもへの支援、それから保育所、待機児童のことについて質問させていただきました。ある市の給食無償化というものは、子どもたちが心身ともに健康でたくましく成長すること、高齢化社会を支える子育て世代への経済的支援という目的の下、実施しているようです。

ある市長は、子どもに対する支援に関して次のような考えの下、様々な施策を行っているようです。少子化の加速、経済の停滞、それらの原因の一つが、社会が子どもに対して冷た過ぎるのではないかということ、子どもを本気で応援すれば人口減少の問題に歯止めをかけられる、経済もよくなってくる、決断して子どもについていろいろ施策を展開したことで人口増、そして地域経済は活性化している。お金がないからといってせこいことをするのではなく、お金がないときこそ子どもにはお金をかけるべきである。しっかりと子どもに力を入れたら出生率が上がるのは明らか、そのように思えてならない。

このように人口が増える、人気の高まる町になると人がやってくる、住む人が増えるだけでなく来る人も増えてくる、その結果地域経済が活性化する、お金が動き始めると税金が増える、お金をつくっているが預金、財政調整基金も増える、税金が確保できると高齢者、障がい者等に対してさらなる施策が展開できる。つまり、お金ができてきたので、子どもだけでなくみんなに優しい町が作り出される。全ての子どもたちを町のみんなが本気で応援すれば町みんなが幸せになる、このように言っています。

町の規模等の様々な状況により効果に差が出てくることはあるでしょう。しかし、子どもを本気で応援する、本町がそのような町であってほしいと強く願って私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

ここで、11時40分まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいまから、議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑の一般質問をさせていただきます。

今回は、3つの点で御質問をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、学校教育について、町内小中学校における平和教育の内容についてお伺いしたいと思います。

今年2月のロシアによるウクライナ侵攻が世界を震撼させ、その戦争が既に半年以上続き、原子力発電所付近の攻撃など核の脅威すら現実味を帯びてきています。世界中で唯一の原子爆弾の被爆国である日本は、核兵器に対する特別な思いがあり、非核三原則を堅持し、終戦から77年目を迎え、改めてその思いを強くし、恒久平和を望んでいます。

一方、戦争体験を知らない世代が多くなる中、実際の戦争の悲惨さや暴力性、国によるプロパガンダでゆがめられる現実、厳しい言論統制など、つらい歴史を知り、しっかりと後世に伝えていかなければならないと思います。

今はその当時よりはるかに進んだ科学技術や情報収集により、ボタン一つでピンポイントで多くの人を殺傷したり建物を破壊したりすることのできる時代であることを、毎日のようにウクライナのこの現地報道から見てとることができます。ゆえに、平和教育の大切さを感じ、感受性豊かな子どもたちへ発展段階に合わせて伝え、しっかり受け止め、理解を深めてもらうような学習を進めていただきたいと思います。

ただ、平和教育の内容は自治体によってかなり差異がございます。例えば、爆心地である長崎や広島では原爆について深く、あるいは沖縄では戦前、戦中の本土決戦の悲惨さや戦後の基地問題など特殊性がございます。

そこで、本県、本町の小中学校における現在の平和教育の内容はどんなものなのでしょうか、また今後はどのような方向性や内容を考えておられるのか、町としての考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 小中学校における平和教育についてお答えします。

教育基本法第1条には、教育の目的として平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成と規定されており、これに基づき、町内全ての小中学校において平和に関する教育を行っています。

小学校では、地域の戦争当時の写真や生活用具等を教材とした戦時下の生活についての学習、戦時下を生き抜いてきた方々の語りを聞く学習や、こうした方々への聞き取り学習を行っています。

また、6年生の修学旅行において被爆地広島を訪れ、平和記念公園、原爆資料館の見学や被爆体験者への聞き取り学習を行い、その成果を基に平和について考えようをテーマとした探究学習を実施しています。

中学校では、小学校で学んだことを基に、日本や世界の戦争の歴史と現状や国際社会の平和問題について理解し、平和な社会を構築していくための考えをまとめる活動を行っています。

我が国は、戦後77年を迎え、戦後生まれの人の割合が全人口の8割を超え、戦争や被爆の体験を直接的に聞く機会が失われつつある中、ロシアによるウクライナ軍事侵攻が発生し、平和に関する教育の重要性は増してきています。

今後は、SDGs、持続可能な開発目標の達成の視点を持ち、戦争や被爆に関連した教育だけではなく、人権教育、環境教育、ボランティア活動等との連携を図りながら、平和で持続可能な社会の形成者の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 私も想像していたとおり、大体小学校でも中学校でも平和教育はされているということではあるんですけども、今教育長が言われたとおり、今年になって特にこの国際問題ということに関して、本当に77年前のその現状を目の当たりにテレビ報道で見る、あるいはニュースで見ることができるようになったことが、逆に言えばネットなんかでもすごく皆さん知れ渡ってるんですけども、現実問題として私は戦争の悲惨さっていうのは、それを伝える方々が言われたとおり、本当に少なくなってきました。そして、戦後生まれの者がほとんどになってきたときに、その伝え方とかそのやり方とか、今現在こういうことが行われているのは人ごとだとか他人事であるというふうな感覚でなくて、自分のことのように受け止められるような、やはり教育思考をお願いしたいなというふうに思います。

それで、私ちょっとここんところ割とよく新聞で、やっぱり平和教育のことはいろんなことが出ているんですけども、実際に8月15日の終戦記念日の新聞記事の中で、子どもに戦争を伝えたいというタイトルで平和学習の現場の記事が掲載されておまして、これは西予市野村町の大野ヶ原小学校で、出前授業の講師として県歴史文化博物館の専門学芸員さんが、当時の兵隊さんの人形とか千人針とか当時の空襲を受けたときの写真とか、これらを前に当時の様子を語り、子どもたちが実際にそれを見てまた語り合ったり、あるいは実際にその当時ありました防空頭巾なんかを着せるような写真なんかも出ておりました。

これは、似たようなことはされているのではないかと今のお答えで感じたんですけども、これは多分戦後の県歴史文化博物館の専門学芸員さんですから、語られてる方は戦争当時を知ってる方ではないと思うんですが、非常にその中身、歴史的なものから非常に実のある話ができるのではないかなということで、こういう出前授業というようなことも、これからぜひ今考えていただけたらなあというふうなことを私は思いました。

歴史を学んで戦争の悲惨さとか平和の大切さを共有するというのが、二度と戦争を起こさないというためにも何より重要なことだと思いますが、改めて今後、私は今方向性とかということで今までの分についてはお聞かせいただけたんですが、今後の方向性ということについて、さらにちょっと突っ込んだところで、教育長でもお考え、平和教育、学習についてさらにこういうようなことを考えてるというようなことがございましたら、さらにお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 今議員から御指摘もありましたけれども、体験的な学習とか実際に体験をした方から聞いたり学ぶという活動は大事なことです。そういう機会を捉えて、先ほど申しましたように、修学旅行で実際に被爆地を訪ねて、見たり聞いたりという活動も大事にしていきたいと考えておりますし、積極的にそういう体験活動等の導入も考えてはいきたいと思っております。

今後につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、広い意味で、SDGsでも求めておりますけれども、SDGsが平和と公正を全ての人にとという目標が一つにありますけれども、世界の平和、自分たちの身の回りも含めて世界の平和を求めていけるよう、ただ単に戦争の悲惨さとかつらさ、そういうものを教えるだけでなく、それらも含めて、先ほど言いましたような人権、環境、自然保護等々、またボランティア活動の推進等も含めた、みんなが共に生きていける、支えるような社会づくりは平和の一つの活動として取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 本当に戦争の悲惨さとかそういった部分だけじゃなくて、もっとオールラウンドに環境の問題とか、それを含めているんなエネルギーの問題とか、いろんなことを含めて、人権の問題とか、そういったことを含めた平和学習ということにつなげていきたいというお考え、私も全く同意ではあります。

ただ、その中で、今私たち非常に原発とか、それから核兵器のことがよく出てるんですけど、この間も核兵器に対して国連が結局まとめることができなくて、とても悲しいというか残念な結果になってるんですけども、この核軍縮ということに対しては非常に私たちもどうなっていくのかなということ、被爆国である日本としては、もっと積極的にやってほしいなあという気はあるんですけども、これからの子どもたちにもやっぱり核兵器の恐ろしさとか、そういった核に関してもやはりもう少し学習として進めていっていただけたらなあということで、抑止力という問題と絡めてくると、なかなか国の方針とかいろいろありますので難しいと思うんですけども、やっぱりいろいろ考えたところでオールラウンドに少しずつ何が大事なのか、何が一番今必要なのかということも考えながら、教育のほうを進めていただけたらと思います。

この件に関しましては以上にしたいと思います。

それでは、第2点、無園児対策ということで、小学校の就学前の子どもたち、ゼロから5歳児の中の子どもということで、無園児という言葉、ちょっと聞き慣れない言葉だと思うんですが、育児で困難を抱えている家庭で保育所や幼稚園などの施設に通っていない子どもさんのことを無園児というような形で、新聞報道なんかでもその支援について取り上げられておりましたので、その点についてお聞きしたいと思います。

8月18日付けの愛媛新聞にも掲載されていた記事なんですけど、無園児の問題は最近特にコロナ禍以降クローズアップされてきたように思えます。無園児家庭は孤独な家庭に陥りやすく、子育てのストレスから児童虐待のリスクが高まりやすい傾向にあります。家庭が地域から閉ざされていると、周囲も子育てのストレスや抱えている問題に気づかず、児童虐待などもエスカレートして痛ましい事件に発展する例などもよく耳にいたします。報道

などでも取り上げられています。

週に数日でも保育園を利用することができれば、保育士が家庭内リスクや異変に早めに気づくことができ、問題が深刻化しないうちに支援につなげることができるような取組を、定期的保育サービスとして先進的に行っている民間団体もあります。

折しも、8月31日付けの愛媛新聞の1面に、待機児童が過去最少になり全国的には空き定員が拡大しているとのことで、松前町は待機児童は二十数人おりますから、これはちょっと違うんですけども、今後の動向の中ですが、三面にはそれに関連して、来年4月創設の子ども家庭庁の目玉政策として無園児対策を掲げ、23年度には専業主婦家庭などの子どもを定期的に預かるモデル事業を行う方針が出ています。

さて、本町においては、実際に無園児家庭の問題についての実態把握はされているのでしょうか。これらに向けた実際の取組とか、もしあれば今後の対策について町の考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

大西子育て・健康課長。

**○子育て・健康課長（大西雅弘）** 無園児家庭の把握及び支援についてお答えします。

無園児とは、子育て支援団体などが提唱した考え方で、保育所や幼稚園などに通っていない小学校就学前の0歳児から5歳児までの児童のことを指し、報道では全国に約182万人いると言われていています。

国では、無園児のことを未就園児といい、未就園児の数について、0歳児から2歳児までを約182万人、3歳児から5歳児までを約5万人、合計約187万人と推計しています。本町の未就園児は、国と同じ算出方法で推計したところ、0歳児から2歳児までは394人、3歳児から5歳児までは26人、合計419人でした。

しかしながら、本町では子育て世代包括支援センターはぐはぐにおいて、その創設時から出生や転入した全ての乳幼児やその家庭と関わりを持ち、乳幼児を対象に乳幼児健康診査や生後4か月以内の乳児がいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業などを実施し、家庭状況の把握に努めています。

さらに、地域子育て支援拠点事業として、総合福祉センターや町立の保育所や幼稚園、地区公民館などで、主に未就園児とその保護者を対象に遊びや交流の場を提供するほか、就園に関する子育て情報の提供や子育て相談なども実施しています。

このように、様々な事業を通して家庭状況の確認を行い、手厚い支援が必要なハイリスクの家庭には個別に相談を行い各種事業につなげるとともに、関係機関と連携し、きめ細かな支援を継続的に行っており、こうした活動を通じ、0歳から5歳児までの児童の状況については、未就園児も含め全てを把握しているところです。

0歳児から2歳児までについては、その多くが保護者の下で養育されています。今回、

小学校就学を控えている3歳児から5歳児までの児童のうち未就園児の国の算定方法では、未就園児として算入されると思われる26人の児童について、改めて未就園児であるかどうかを確認したところ、25人が企業型保育事業等の利用をしており、未就園児には該当しませんでした。残る一人は、未就園児に該当していましたが、転入時から支援が必要な家庭であると判断し、電話や訪問などによるきめ細かな相談支援を行い各種サービスにつなげている児童でした。この児童に対しては、引き続き就園につながるよう支援を継続していきます。

国は、来年4月に子ども家庭庁を設置し、子どもや家庭が抱える様々な課題の解決に向けて包括的に支援する体制の構築を新たに進めています。

本町では、引き続き子育て家庭の支援に取り組み、国の動向に注視しながら、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 一応、その国の仕分でいくと419名という方が未就園児ということになってるようなんですが、その中身について今課長が言われましたように、特に3歳から5歳の26人についてなんかは企業型のところの保育サービスを受けたりとか、あるいはお一人の方についてはしっかりと支援をしていると、きめ細かな、そういうことをお聞きしました。

ゼロから2歳については、親御さんの考えで手元でいろんな特別な教育を受けさすとか、わざとそういう団体のところに行かさないで独自のいろんな教育をされる、そういった方もいらっしゃるの、ここで問題になってるのはネグレクトというか放置されたような状態とか、行かせたくても虐待とかいろんなことがあって、DVがあつたりして行かせられてないとか、非常に問題を抱えている場合が対象になってくるんじゃないかなあと思うんですが、そのときに今後、来年ですか、子ども家庭庁ができたときには、いわゆる専業主婦の方でも子どもを抱えて家の中でも本当に子どもとしか1日物を言わなかって、それでそのお母さん自身が鬱状態みたいになって、非常に子どもさんにも影響が出てきているというような家庭も間々見られるようなので、そういったところに対しても、来年は子ども家庭庁ができると、そういったところにも支援の手を伸ばしていきたいというふうなことが出ているんですが、それが国のそういう動向に対してしっかりと町としても受け止めていただき、そういった一人でも取り残しのないような支援をお願いしたいと思います。

その0歳から2歳のところについては、今私が申しましたように、保護者の下でそういうふうにされてる方と一応仕分はできてるんでしょうか、そのところで。もう、本当に無園児対象になってるとこと、本当に子どもさんをわざとしっかり特別教育を受けたい

ということで、そのあたりの把握まではできているのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大西子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（大西雅弘） 0歳から2歳児のお子様については、先ほどの答弁にもありましたとおり、町の健康診査の中でそういうお話も聞くことがあったりとか、そういう相談を聞くことを設ける場を持っておりますので、そういった中で、お母様、保護者の方が御家庭で養育をしたいであったりとか、保育所に入れたいけど入れれるところがないとか、そういったストレスを抱えるとかというところは、様々なサークル等、そういう場を通じて情報のほうを収集しておる状態です。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今後も、きめ細やかに支援のほうをお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

公共施設の長寿命化ということでお尋ねしたいと思います。

特に町民が多く利用する公民館など施設内設備機器のメンテナンスや取替え計画などどのようにしているのか、維持管理計画と適切な運営についてお聞かせ願いたいと思います。

町民の利用頻度の高い公民館などの快適な環境は、空調機器によるところが大きいと思います。今、空調機器の使用が一番必要な暑い時期に、長期にわたって使用できない状況になっている部屋もあります。北公民館や東公民館の空調機器は既に取替え時期を超えているものも多く、一部は故障で使用できなくなっていて、住民の使用にも支障を来しています。せっかく前に北公民館などは長期間閉館して耐震改修工事をして使えるようになったのに、なぜその間に施設の長寿命化を図り、空調機器のメンテナンス、保守点検や物によっては取替えができなかったのか残念に思います。コロナ禍の中でも、補助金などを利用して早く快適な環境を取り戻していただきたいと思います。

また、今後このような事態が起こらないような長寿命化計画を立てて、しっかり運営してもらいたいと思いますが、その手だてとして何か方策はあるのでしょうか、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 公民館における施設の維持管理計画と適切な運営についてお答えいたします。

本町では、公共施設等における総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針として、松前町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定し、この計画に基づき、施設ごとの対応方針をまとめた個別施設計画を平成30年度から策定しています。

個別施設計画は、各施設の所管課において施設の点検を年2回実施し、今後10年間における各施設の改修の必要性について検討を行った上で策定しており、ローリング方式により毎年度見直しを行っています。

北公民館の耐震改修時に空調設備の改修を行わなかったことについては、直前の空調施設の定期点検において不具合が認められなかったためです。

しかしながら、本来は空調設備についても、公共施設等総合管理計画に基づき、予防的改修をすることによって延命措置を図っていくことになっていきますので、北公民館の空調設備についても耐用年数や点検状況を踏まえ、どの時期に予防的改修を行うか個別施設計画に定めるべきであったにもかかわらず、こうした対応ができていなかったため、耐用年数を大幅に経過していた設備を耐震改修時に合わせて改修をするという判断ができなかったものです。

この北公民館の事例を踏まえ、他の地区公民館の空調設備についても設備の経年劣化の度合いについて調査をした上で、公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、修繕の是非を検討した結果、今年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、北公民館に合わせて東公民館の空調設備についても改修工事を行うこととしています。

現在、両公民館の空調設備改修工事の設計業務を行っており、準備が整い次第入札し、工事に取りかかる予定です。

今後は、町民の施設利用については、空調設備、その他の設備についても公共施設等総合管理計画に定められたとおり個別施設計画を策定するとともに、適切に予防的な改修を実施することにより、町民の皆様が快適に施設を利用できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（加藤博徳） お昼を過ぎましたが、進行上、藤岡議員の一般質問を続けさせていただきますので、御了承ください。

藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今お答えいただいて、今後のことに期待をするんですけども、5年前に私が総務産業建設常任委員会の委員をしておりましたときに、千葉県の佐倉市と東京近郊の武蔵野市というところにファシリティーマネジメントっていうことについて研修に行ったことがございます。そのときに設備の運用管理を非常に効率よく方策として運用されていて、FMの画期的なやり方だなあと。ただ、都会の先進事例はすごいなということで関心事で終わっていたような気がいたします。

ただ、今DX推進の時代に入って、さらにこれが一元化した管理ができるようになったということで、先日の私DX研修会においても、講師の菅原先生からもヒントをいただきましたし、ぜひ総務課にもDX推進係ができたわけですから、このあたりも今までは所轄別に分かれたことを一元化して、もう少し壊れる時期とか、それからメンテナンスとかそ

ういったものが全部一括でトランスレートできるっていうことをちょっとお聞きできたので、ここからの研究課題ではあると思うんですが、ぜひそういうことも進めていただけないかなということで、それだけちょっと最後にお聞きしたいなと思ったんですが。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 公共施設等総合管理計画につきましては、現在は財政課のほうで取りまとめております。点検自体は、各課のほうで行った上で個別施設計画をつくっておるんですけども、その辺の管理もうまくできてなかったもので、今後きっちりまとめていきたいと思えます。

そして、DXのお話ですけども、これから研究いたしまして、どのような連携ができるか検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 時間はかかると思いますが、ぜひ進めていただいて、能率がいい管理運営をしていただけたらと思えます。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 以上で藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで、13時30分まで休憩をいたします。

午後0時8分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

7番住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 7番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問形式は全て一問一答の形式で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、2件の質問のうち最初の質問をいたします。

初めに、コロナ禍での町内事業者への支援策についてということで、町内事業者への支援策として、愛媛県信用保証協会を利用した借入れ時の保証料や利子の一部を補助する考えについてお尋ねします。

コロナによる事業収入の減少の影響を受けている事業者は、政府系の金融機関や民間の金融機関のいわゆるコロナ融資や、国や県、そして町のコロナによる売上減少に苦しむ事業者への補助金、助成金等でこれまで何とか事業を継続してきた業者も多いと考えます。

コロナ融資の取扱いが開始されてから約2年が経過しますが、借入れ当時に元金据置きを選択した事業者は、今年に入ってからその据置期間も終了し、元金の返済が始まった事業者が多くなっていると聞いています。当然、これまでより借入金の返済額が増え、今後

の資金繰りに不安を覚える事業者も多くなってきていると考えます。また、コロナの影響の続く中、原材料価格の高騰など、さらに事業者の不安は増すばかりであります。ただ、返済は待ってくれません。

今後の事業の継続のためには、新たに融資を受けるという選択も一つの方法であります。事業者、特に中小企業が金融機関からの融資を受ける際、公的機関である信用保証協会による債務保証を受けると金融機関からの融資が受けやすくなります。ただし、この場合、金利以外に保証協会への保証料を負担しなければなりません。

愛媛県信用保証協会のホームページを見ると、保証制度の中に市町融資制度保証があります。少し説明させていただきますと、この制度保証は、各市町が融資制度の運用資金を指定金融機関に預託するとともに、その融資に対して信用保証協会が信用保証を行うことにより運営されており、各市町内の中小企業の事業資金の融通を円滑化し、中小企業の振興を図ることを目的に設けられた制度ということで、このことから次のようなメリットがあります。

通常より貸付利率や保証率が低く設定されていたり、一部の市町では信用保証料を負担してもらえます。そして、その中の幾つかの保証制度の一つとして中小企業振興資金融資制度保証という保証制度があります。これは、中小企業者に対する事業資金の融資を円滑化し、その資金の安定化及び強化を図り、もって中小企業等の振興に資することを目的とするものというものでありますが、これは便利な小口資金として運転資金や設備資金に利用でき、保証限度額の上限は500万円となっております。

県内の20市町の中で、当町以外の市町は愛媛県信用保証協会を利用し、この融資の完済後には保証料や利子の一部を負担する市町もあるなど、地元の事業者の事業継続のために手厚い対応をとっていますが、当町の考えをお聞きいたします。

以上、一件目の質問とさせていただきます。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の説明を求めます。

田中産業課長。

**○産業課長（田中俊臣）** コロナ禍での町内事業者への支援策についてお答えいたします。

町内事業者に対しては、国や県の施策のほか、町ではコロナ禍における事業継続のため、これまで松前町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援対策助成金、松前町えひめ版県・市町連携事業応援金などの助成金の給付に加え、県が制度化している新型コロナウイルス感染症対策資金の利子の一部を補給することにより支援してきたところです。

こうした中、昨今ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模での不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格が変動を伴いつつ高い水準で推移しているほか、円安の進行による輸入物価の上昇が家計に影響を与えていることから、国では令和4年4月

26日に、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を決定し、セーフティネット貸付のさらなる金利引下げを行うとともに、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長しました。

議員が御提案されているのは、愛媛県信用保証協会の市町融資制度保証を活用した町の新しい融資制度の創設だと思いますが、これは町と指定の金融機関、信用保証協会が連携し、中小企業者の事業資金の融通を円滑にすることを目的に設けるもので、愛媛県信用保証協会から低い保証料で債務保証が受けられることで、金融機関からは低金利で融資が受けられます。

また、この融資制度の一つである中小企業振興資金融資制度は、中小企業者の経営の安定化と強化を図るため、運転資金や設備資金に対して500万円までの融資を受けられることから、中小企業者の事業継続の対策として有益な制度であると考えております。

この融資制度については、町長からも数年前から創設を検討するよう指示を受けていましたが、はだか麦プロジェクトの推進やコロナ対応のため余裕がなく実現できておりませんでした。

現在、町では中小企業振興プロジェクトを進めていくこととしており、手始めに中小企業実態調査の実施について取り組んでいるところであり、その調査において、融資についての要望も調査することとしておりますので、調査結果を踏まえ、市町融資制度保証を活用した新しい融資制度の創設について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 答弁ありがとうございます。

今、20市町のうちで19市町まで取り上げていただいているような制度なんですけど、恐らく私がちょっと聞いたのは、金融機関さんもこの制度があると非常に動きやすいと、融資をしやすいというようなことも聞いております。

今、プロジェクトの調査中というような答弁もありましたけど、今後の見通しといたしますか、実際やるようになるかどうかということは今答弁いただけるでしょうか。

○議長（加藤博徳） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） 何分これからのことですので、この場で明言することはできませんが、プロジェクトとして中小企業振興審議会を設置しますといたしますか設置しました。

これは、先に3月に条例改正をしまして設けた審議会でございます。7月8日に第1回の審議会を開きました。その審議の中で、今回答弁させていただいた融資制度をはじめ中小企業を振興する様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 9月の愛媛県の補正予算ですか、これもこの間の土曜日の新聞にも案ではあると思いますが、町内業者の追加融資のような記事も出ておりました。

松前町は特にエミフルによる恩恵というのも大きいところがあって、それはそれでいいことだと思うんですけど、反面ももとの地元の業者というんはいろいろ難儀しとる面もあるんじゃないかと、これは個人的な意見ですけど。そこらで少し目配り、気配りをしていただいて、20市町を別に強調するわけじゃないですけど、やっぱりよそとある程度足並み、内容のこともあるんでしょうけど、先ほど最初に言われた助成金等々は、もうよそもある程度取り組んでいる内容やと思いますんで、今後の事業者の展開の中で、やはりそういう有利な融資ですか、その辺がスムーズに進むようなことを前向きに、それと早い段階で決めて進めていただいたらと思うのが私のこの質問をした趣旨になります。

以上で1つ目の質問を終わります。

では、続きまして2つ目の質問として、北黒田海岸近郊の整備についてということで、北黒田の西の海岸には北黒田、宗意原、新立地区の墓地がありますが、墓地の北側にある町有地の整備計画についてお尋ねします。

この9月議会で、北黒田海岸については前向きな整備計画が補正予算で計上されていますが、以前から地元の声として、お墓参りをする方々の駐車場がないので、町道西15号線に路上駐車をしていると聞きます。今回、町有地の整備計画に当たって町有地の一部に駐車場の整備も検討してはどうかと考えますが、今後の駐車場の整備について町の考えをお聞きします。

また、海岸線の道路についても北方向へ自動車を通れるように道幅を広げ、元の石油基地へ抜けるように整備すれば、幾分か松前小学校の周辺の通行車両の減少や災害時の避難道路の一つとして機能するのではないかと考えますが、併せて町の考えをお聞きいたします。

以上、2つ目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 北黒田海岸近郊の整備についてお答えします。

松前町では、現在墓地参拝用の駐車場については、墓地を管理している行政区において整備するのがルールになっています。このため、ほかの行政区では行政区で土地を借り上げ、墓地参拝用の駐車場を整備しているところもあります。

したがって、今回のいりこ加工工場移転予定地の整地に併せて墓地参拝用の駐車場を整備する考えはありません。

いりこ加工工場移転予定地の西側の石油基地跡地から海岸線を南へ向かう町道西15号線

は、議員お話しのように未整備であり、車が南北に往来できない不便な道となっていますので、今回いりこ加工工場移転予定地を整地する機会に、その南側の町道と併せて西側の町道についても整備することとしています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） ありがとうございます。

先ほどの駐車場の件ですけど、町が設置するということは、ごめんなさい、できないということですか、今の話では。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） はい。現在松前町では、墓地の駐車場については墓地を管理している行政区において整備するのがルールとなっておりますので、今回の整地に併せて駐車場を整備することはできないというお答えです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） ありがとうございます。

整備するというなら、それはそれ相応の費用がかかりますが、逆に言うと後の維持管理等を地元がしていただけるのなら、そのような形も取れるというふうに今の答弁は解釈していいんですか。

○議長（加藤博徳） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 今の墓地の整備については、町が整備するというような形をとっておりません。行政区のほうで整備をしていただいて、維持管理をしていただくというような形を取っておりますので、まず町で整備ということがございませんので、スタートとして行政区でしていただいて、その後、維持管理をしていただくということになると思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 分かりました。

いや、ただあれだけの広い土地を今まで放置しておいて、仮の話ですけど、例えば少し端のほうにでも数台でもちょっと止めれるようなスペースをつくっていただいたら、後の管理の問題も、ちょっと僕も質問を作りながら考えはしたんですけど、非常に墓地へ来られる人は今町外の人もおられるかもしれんけど、ほぼほぼ町内の人为主になるんじゃないかと思って、あこら辺の交通で事故が多いとかそういう場所ではもともとないとは思いますが、やっぱり利便性を、使うに当たって広大な土地があったということで、ちょっと今そういう提案もさせてもらったんですが、もう少しそのあたりも私も研究させ

て、また質問させていただきます。

では、以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員の一般質問を終わります。

ここで演台を消毒しますので、暫時休憩します。

午後 1 時46分 休憩

午後 1 時48分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

5 番影岡俊範議員。

○5 番（影岡俊範議員） 5 番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

1 点、質問をいたします。

件名としては、カーボンニュートラルにおける里海とブルーカーボンについて申し述べたいと思います。

里海とは、人が手を加えることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のことです。

かつて、日本沿岸域には多くの藻場、干潟が存在した。藻場は、昆布、ワカメなどの海藻、アマモなどの海草、海の草が繁茂する場所です。水質、底質の浄化や魚介類などの産卵、生育場、幼稚仔魚の隠れ場などの重要な役割を果たしております。

干潟は、潮の干満により出現と水没を繰り返す砂泥地のことです。干潟にすむ二枚貝や底生生物などが陸から流れ込む物質を分解するため水質浄化機能が高く、干潟にすむ生物を餌とする魚類や水鳥などが数多く集まるため、生態系や物質循環においても重要な場所となっております。

また、藻場や干潟などの浅場は、人と海が接することのできる貴重な場であり、かつては魚介類の採取、肥料としてのアマモ採取などが行われておりました。

私が小学校の頃、海水浴シーズンには北黒田海岸の干潟でハマグリを取って夕飯のおかずにした記憶もあります。また、地引き網も見かけたものであります。

そこで、話は変わります。国連環境計画 U N E P に提唱され国際的に注目されているブルーカーボンという用語は、海洋生態系の生物活動によって固定、貯留される炭素の総称です。

里海は、ブルーカーボン貯留の場として注目されております。町は、里海創生、あるいは復興に取り組む考えはないかをお尋ねいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） カーボンニュートラルの実現に向けた里海とブルーカーボンに

ついてお答えします。

まず、カーボンニュートラルとは、大気中の二酸化炭素の排出量と吸収量を等しくして二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることで、国は地球温暖化対策として2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指しています。また、ブルーカーボンとは、藻場、浅場などの海洋生態系に取り込まれた炭素のことです。

議員がおっしゃるとおり、ブルーカーボンを取り込み蓄積する海洋生態系が地球温暖化対策としての吸収源の新しい選択肢として世界的に注目されており、本町に存する重信川河口の干潟をはじめ塩屋海岸、新立北黒田海岸といった浅海において、豊かで多様な海洋生態系を有する里海の創生を図ることは、カーボンニュートラルの実現にとって有効であると認識しております。

しかしながら、里海づくりは市町を越えた対応が必要であることから、県の事務として取り組まれており、町としては、今後県が進める里海づくりの取組を注視しながら連携を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 御答弁ありがとうございます。

このいわゆる里海づくりというマニュアルを読みますと、事例を聞きますと、さっきおっしゃられたように県単位で今やられとるのが実情であります。

私はここで御提案したのは、松前町はグリーンカーボンは貢献できません。できるのは、ブルーカーボンが貢献できるということで、ブルーカーボンの取組を提案させていただきました。

これは広島の実例であります。その効用ということにつきまして、アマモ場において実際にアマモを刈り取り生物の生息状況を調べたと、その結果、アマモを刈り取った裸地では、周辺のアマモ内と比較して数倍以上の魚介類が観察され、人手によるアマモを刈り取ることにより、自然の生え際と同様に多種多数の生物が集まり、里海の有効性が確認された。アマモを刈り取ることによって魚介類の増集以外の効果を考えられる。刈り取った空間では、海中の光量が増加し、他の海藻類が生息できる機会が与えられた。アマモも新しい株を成長させることになる。このことは、アマモ場の活性化にもつながる。また、刈り取ったアマモの活用としては、かつて行われていたような肥料として利用することができる。ここでそういったアマモを育てることによって、それを今有機肥料と、有機栽培というのが各地で栽培されていると思います。海の肥料を陸に持ってきて、陸でそれを活用して、そしてまたそれを海に戻すというふうなこの循環社会というものを目指して、そのカーボンニュートラルを基に町独自でその循環社会を築いていくというのをまちづくりの一つの施策として掲げていただいたらと思ひまして、今回提案させていただきました。

大きなカーボンニュートラルというふうな地球規模の話ではなく、松前町でできるそういうカーボンニュートラルというものを捉えていただけたらというふうに思います。

以上であります。

○議長（加藤博徳） 答弁は要りますか。

（5番影岡俊範議員「ございましたら」の声あり）

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） カーボンニュートラルというのは、松前町では既にヒマワリの栽培と、そのヒマワリの種から取った油を再生をしてBDFにしてコミュニティバスを走らせるという形、グリーンのほうですけども、カーボンニュートラルの取組をやっておる、結構早い時期からそういう取組をやっておるわけでありましてけれども、今お話しのブルーカーボンについては、おっしゃる意味は非常によく分かって、必要性は分かるんですが、じゃあ誰がやってくれるのか、誰かが事業化をしてやるということになった場合に、それが本当に公共の公益的な必要性があつて、町としてやっていくってことや補助をするような形でインセンティブを与えて進めていくというようなことも一つ方法としては考えられるんですけども、誰がそれをやってくれて、どういうふうな形で回すシステムが出来上がるのか、町独自がそれに手を出して、町自身が直営でやるということはちょっと考えにくいところがありますから、事業化をする人が出てくることを期待しているところであります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） それは、おっしゃるとおりだと思います。だから、その事業化をしようとする人というか企業とか、そういった形が出てくれば、それを全面的というか非常にバックの支援として町が取り組んでもらえたらというふうなことが考えます。

そういうことで、私の提案というのは、町がやるというよりも町は後押しするというふうな意味合いでお話しさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備を行いますので、暫時休憩をいたします。

午後1時59分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（加藤博徳） お集まりのようでありますので、再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村議員が議長の許可を得たので、一般質問を通告どおり説明いたします。

まず1番目に、松前港移転についてお尋ねします。

ちょっとマスクを下げさせてください。眼鏡が曇るもので。

○議長（加藤博徳） はい。

○2番（西村元一議員） 県を交えて役場の会議室で三、四回話し合いをしたと思います。港の青写真までできていたと思います。

十数年前に塩美園と東にある汚水終末処理場建設移転に伴う松前港移転計画の話がありましたが、当時の会議録を公表してください。

2、その当時の漁業組合と交わした契約書があると思いますが、原本を公表してください。

3、移転中止についてお聞きします。なぜ松前港の移転が中止になったのですか、理由をお答えください。

4、漁港移転の必要性についてお尋ねします。後の質問にもありますが、今後の松前町の漁業の活性化のためにも漁港の移転は必要と考えますが、考えをお聞かせください。

5、汚水終末処理場建設地の変更に伴う松前港移転計画の契約書の中に、松前町から松前漁協に毎年1,000万円ずつ5回、5,000万円が支払われていますが、その内訳を教えてください。

6、松前港への汚水などの流入対策についてお聞きします。松前漁港は長尾谷川の河口にあるため、最近では集中豪雨や台風で漁港への真水の流入が突然増加して、船の生けすの中の魚が死んでいます。漁民は、少しでも値段を上げるために船の生けすに魚類を入れ、生きたまま出荷するように努力しています。港に戻り、すぐ出荷できればよいのですが、夜中や早朝時は船の生けすで魚を待たせなければなりません。そのとき、潮は引き、河川の真水の急増により、船底の50センチぐらいはすぐ真水のみになってしまいます。魚類は全て死んでしまいます。その対策をお聞かせください。

皆さんも御存じだと思いますが、この前ちょっとある人に聞いたら、真水と塩水が混ざりますという回答がありましたが、皆さん知っていますか、真水と塩水は混ざらないのを。職員の方、どうですか。返事ください。知っていましたか。

○議長（加藤博徳） 後で。

続けてください。

○2番（西村元一議員） 塩水が重たいので、真水より下にいます。船の生けすは上のほうにあるので、港の中はいつも真水が上にあり、魚の生命が危うくなります。

7、貯水池設置による影響についてお聞きします。松前港の長尾谷川の河口に貯水池の設置の計画がありますが、一時貯水池を設置しないと氾濫などが心配されるということは、貯水池設置による漁港への真水の流入増加の可能性を示唆していませんか。環境影響評価はどのように評価していますか。

以上、お願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 松前港についての御質問のうち、まず松前港移転計画の会議録を公開せよとの点についてお答えします。

汚水終末処理場建設に伴い、松前港移転計画があったとの御指摘ですが、確かに汚水終末処理場建設の時期と同時期に松前港の港湾整備の話が持ち上がったことがありました。

汚水終末処理場建設は平成3年度から平成13年度までの間に行われていますが、これと時期を同じくする平成3年頃に愛媛県の地域高規格道路整備計画が公表されました。この計画は、松前港を埋立てして自動車専用道路を整備し、これに伴い、あわせて松前港も整備しようという計画でした。議員お話の松前港移転計画というのはこのことだと思われま

す。このように、汚水終末処理場建設と地域高規格道路整備計画が同時期であったことから、当時町では汚水終末処理場建設に向けた地元調整と県の地域高規格道路整備計画に伴う港湾整備の動きへの対応の2つを合わせて、町、町議会、松前町漁業協同組合の3者により協議する場を設け、協議を重ねています。この会議録も保存していますので、情報公開制度により請求していただければ公開いたします。

次に、移転契約書を公表せよとの点についてお答えします。

港湾整備は、港湾管理者である愛媛県が実施する事業であるため、港湾整備について何の権限もない松前町が松前町漁業協同組合と港湾の移転について契約を交わせるはずもなく、そういう契約書を交わした事実もありません。

続きまして、移転計画中止の理由については、港湾整備は、さきに述べたように県の地域高規格道路整備計画が松前港を埋立てして自動車専用道路を整備する計画であったことから、県が併せて整備しようとしたものであるため、地域高規格道路整備計画に進展がなかったことで必然的に具現化されなかったものと考えます。

次に、漁港移転の必要性についてお答えします。

現在、松前港内には漁港漁場整備法に基づく漁港は存在しないため、別の場所に漁港をつくることは漁港の新設になります。漁港を新設するには、海岸保全区域や港湾区域に指定されている区域を除外し、新たに漁港区域として指定し、漁港機能を備えた施設を構築する必要があり、場合によっては免許を取得した上で、公有水面埋立てを行う必要があることから、多額の費用を要するほか、事業も長期間に及びます。

現状の松前港においても、漁業を営むために必要な機能を有していると思いますので、新設する必要はないと考えています。

次に、松前町が松前町漁業協同組合に支払った5,000万円の内容については、地元調整

の結果としての町と松前町漁業協同組合との汚水終末処理場建設に関する覚書に基づき、町は漁業振興費として平成7年度から平成11年度までの5年間、毎年1,000万円を支払っています。

次に、松前港への雨水等の流入対策及び貯水池設置の影響についてお答えします。

大地に降った雨が河川を通じて海に流れるのは自然の摂理であり、気候変動による大雨の影響により松前港内が淡水化するという環境の変化も自然の営みです。したがって、こうした自然環境の変化により影響を受ける場合は、自ら対策を講じなければならないと考えます。

最後に、松前保育所跡地に整備する雨水貯留施設は、河川の水位上昇による内水氾濫を防ぐため一時的に河川水を貯留する施設であり、この施設を設置することで松前港への雨水の流入が増えるものではありません。

なお、この事業は愛媛県環境影響評価条例が適用される事業ではないため、環境影響評価は行っていません。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 説明ありがとうございました。

うそ八百の説明でございますが、ちょっとお聞きします。

一番に言うた回答なんです、港ができるできんの話じゃないんで、青写真までできたんです、私も説明に来とんです、3回も4回も、ここで県と交えて。汚水処理場ができるんに当たって、本当は塩美園も北の端やったんです。北の端からこっちへ東レが道路もつからないかん、処理場は北の端で道路もつからないかん、こっちへ変わってください、東レの土地と交換したんです。そのたびに港の口で水を流されたらいかんというんで漁師が反対して、それなら港をつくりましようという話を3回も4回も、ここに議事録が残つとると思うんです。それを今みたいな言い方じゃあおかしいですよ。うそ八百です。

その当時の議事録が残つとるでしょと言うのよ。何でそんなうそ八百されるん。今の町長さんはその当時の町長じゃないけん分からんか分からんけど、私がこれ今書いとるんは、その当時のことを聞きよるんです。今現在のことを聞きよりゃへんのです。その当時、下水処理場、塩美園にしても今度新しく処理場ができるにしても、北のつまやったんです。東レの埋立ての中の北のつま、そこへ東レさんが道路もつからないかん、北のつまではちょっと不便なけん、東レさんが換わってくれ、東レの土地を交換してくださいと言うんでこっちへ移ったんです。ほたら、港の口で水を流されたら漁師は困る、今でさえ魚が生きんのに困りますと言うて、県とみんながここで、役場で相談して、3回も4回も青写真まで港の地図もできて協議した結果、5,000万円払うたためにできなんだんですか。それを聞きよるんです。

ほで、5,000万円毎月払うたけど、何に払うたか今言わんでしょうが。汚水処理場の件で払うたと言うて。もう10年以上たちます。どんな契約を交わしたんですか、その当時。皆、漁師は泣きよるですよ。塩美園は毎年400万円水に流すんでもらいよります。こっちの汚水処理場は一銭ももろうてないんです。その5,000万円もろうたおかげで契約書がどんなになつとるか分からん。それを公表せえと言うのにどうしてできんのですか。ほうでしよう、5,000万円で一生水を流して構わんというて書いとんですか。10年なら10年、5年なら5年というて書いとんですか。それを聞きよんです。

ちょっとへらこすぎしませんか、松前町は。そんなうそ八百を垂れたらいかんですよ、青写真まで港の地図までできて、私らここへ3回も4回も足を運んで県と役場と交えて話したですよ。その議事録が残つとると思うんです。それを聞きよんのに、何ですか、今の答弁。たった5,000万円払うた、1,000万円ずつ5回、松前町が、それは分かっとりますよ、調べて、だから聞いとんでしよう。その内訳を聞きたいんです。それ説明できんのかな。

○議長（加藤博徳） ちょっとお待ちください。

渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 失礼します。

議員さんのおっしゃる処理場の関係と支払いでございますが、先ほど答弁させていただきましたが、約25年から30年前の案件でございます、汚水終末処理場のほうにつきましては、松前町漁業組合と汚水終末処理場に関する覚書を締結しました。それに基づきまして、漁業振興費、いわゆる漁業の振興に補助するという形で、平成7年度から1,000万円ずつ平成11年度までの5年間、組合のほうに漁業振興費として支払っております。その契約に基づき、浄化センターは築造が整い、今の供用の形となっております。一方の浄化センターについてはそういう状況です。

港湾整備につきましては、先ほど来申し上げました高規格道路整備計画との関連がございまして、そちらの進展がなかったために整備計画というのは現在まで具現化しなかったという説明で間違いございません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほやけん、その5,000万円が水を流してええ5,000万円か、ただ移転に伴った5,000万円払うたんかということもちゃんと契約書の中に入っとんじゃないんですかということをお願いです。ただ、5,000万円払うた払うただけじゃいかんでしようが。その内訳が聞きたいんです。

それと、ほやけん十何年前にここで私らが何回もここへ足を運んで移転の問題で県と交えて話をして、そのときの青写真までできとるのに、その青写真も何で出さんのですか。

役場も県も、組合は前の組合長はどこへ持っていったか分からんけど、役場と県は残つとると思うんです、何十年前の写真でも地図でも。何でよう出さんのですか、青写真も。移転問題があったでしょうが。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 移転問題につきましては、先ほど来説明しております道路との関連がございましたので、そちらに関する会議録等は情報公開制度により請求していただければ公開することは可能と考えております。

もう一件御質問の、何のために当時汚水終末処理場建設に伴い5,000万円を払ったかにつきましては、覚書のほうに記載されております漁業振興に協力する見地からという形になっておりますので、ちょっと塩美園の状況というのは私は存じませんが、汚水終末処理場の建設に際しては、漁業振興に協力の見地から5年間5,000万円を支払っておるといふ形になっております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 漁業振興に伴って5,000万円払うたんなら、ほたら塩美園みたいに水を海に放流するお金はいただいてないんです。それが漁業振興に水を流すのに役立つ5,000万円ですか。どういう意味で漁業振興に役立つ5,000万円なんですか。水を流してええという契約書ですか、それとも漁業が発展するためやったら塩美園みたいに同じ、塩美園よりかは多いと思います、水を流すのは。ほれやったら、塩美園よりか上に毎年お金を組合に納めるんが普通やないんですか。ただで水を流すんですか。

（町長岡本 靖「議長」の声あり）

○議長（加藤博徳） ちょっとお待ちください。

（町長岡本 靖「議長」の声あり）

ちょっとお待ちください。

いいですか、西村議員。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私のおったときの話じゃないんで、書類でしか分からんのですけど、覚書を読んでみます。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

松前町長住田広行と松前町漁業協同組合組合長澤邊秀男は、平成7年11月7日付け松山広域都市計画下水道（松前公共下水道）計画の変更についての同意書に基づき、次のとおり覚書を交換する。

甲は——甲というのは松前町です——甲は松前町公共下水道計画の変更及びこれに伴う施設の建設並びに公共下水道施設から処理水を東レ愛媛工場埋立地南西部（別紙）の海域

に放流するものとし、乙はこれを容認するものとする。

第2条、甲は公共下水道施設における処理水については、周密な管理を行い、法令の定める放流水質基準を厳守し、放流水が魚族類に損害を及ぼさないよう万全を期するものとする。

第3条、甲は乙の漁業振興に協力する見地から、漁業振興等支援対策事業補助金要綱に基づき、平成7年度から平成11年度までの間、毎年1,000万円を漁業振興費として乙に助成するものとし、その支払いは年1回乙の請求により支払うものとする。

第4条、この覚書の規定にかかわらず、公共下水道建設の放流水に起因して、魚族類または漁業上の被害が発生した場合は、速やかに甲、乙及び学識経験者を含めた対策協議会を設置し、原因の調査を行う等、解決に当たるものとする。

この覚書の定めがないことについては、甲、乙協議の上、定めるものとする。乙はこの覚書を議決機関に諮り、その議決に添付するものとする。この覚書を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、立会人が記名、押印の上、各自1通を保有。

こういう内容なんです。これ以上ないんです。したがって、この終末処理場建設に関しては、一応5,000万円を払うということで一件落着しているものと私は考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それは一生ですか。

（町長岡本 靖「一生」の声あり）

一生。

（町長岡本 靖「一生」の声あり）

そう書いとる。

（町長岡本 靖「はい。問題が起こったら協議しましょう」の声あり）

問題が起こったら協議やね。

○議長（加藤博徳） すいません。2人で話をせんようにしてください。手を挙げて。西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

ほたら、問題が起きたら協議したらええんやね。分かりました。

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

1番目はそれでよろしいですか、1番目は。まだある。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほで、青写真は出てこんけど、青写真はどうなったんですか、

港の移転の。ないんかな。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 資料等は、会議録の保存をしていますので、情報公開制度により請求していただければ公開はいたします。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

ほなら、そういうことにさせていただきます。

ほたら、次の問題に行きます。

社会福祉の向上策についてお聞きします。

この十数年間、庶民の暮らしはよくなっていません。特に、新型コロナウイルス感染に伴う社会の疲弊や経済活動の鈍化は、さらに今年になってロシアがウクライナに戦争を始め、社会の不安が増し、さらに最近出た28年ぶりとも言われる1ドル140円の円安になっています。資源のない日本では、輸入品であるガソリン、他の油、食料品の値上げが続いており、年金や福祉に頼って生活している人は苦しい状態です。

国の調査では、1人当たり1か月で1万4,000円ほどの負担が増加していると言われていますが、補助対策事業の考えはありますか。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） それでは、社会福祉の向上のための政策についてお答えいたします。

議員御指摘の、1人当たり1か月で1万4,000円の負担が増加しているとする国の調査については承知しておりませんが、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格が変動を伴いつつ高い水準で推移しているほか、円安の進行による輸入物価の上昇が家計に影響を与えており、総務省統計局が公表する家計調査（家計収支編）の本年4月から6月までの3か月間の消費支出額を昨年同時期と比較すると、1人当たり1か月約3,800円増加しています。

本町では本年度、物価高騰等に直面する生活困窮者等を支援するため、1世帯当たり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金を給付しているほか、ひとり親世帯を除く低所得の子育て世帯の生活を支援するため、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を給付しています。

このほか、物価高騰の影響を受けている町民の皆様の生活を支援するとともに、町内の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券「胸アツ！まさき応援券」を販売します。

町としては、当面これらの支援策により物価高騰等の影響を受けた個人や世帯を支援し

てまいりますので、新たな対策を実施する予定はありません。

なお、県では低所得者のひとり親世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金事業や、生活維持のための生活福祉資金貸付事業等の取組を実施していますので、町としては町民の皆様からの相談内容に応じてこれらの県の取組の情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今説明を聞いたんですが、これは1家族とかはあれやけど、福祉で生活しとるなんかは要するに生活いっぱい生活しよんです。その人らにやっぱりちいとも補助というか、町のほうも考えてあげてくれんかなと思うて、この一般質問をさせてもろうたんですが、要するに松山市は、松山市と松前町は隣町なんです、ほやのに福祉をいただいてる人は松山市はA級ランク、松前町はC級ランクで、要するに金額が違ふんです、一人頭の金額が。もう大体、物価はそんなに松前町も松山も変わらんのです。

ほやけん、そこで今こういう物価が上がってきよるんじゃけえ、福祉なんかをいただいてる人なんかをもうちょっと援助をしてもらえんかなと思うてちょっと言いよんですが、お願いします。

○議長（加藤博徳） 西村議員、福祉ということは年金ということですか。年金ということじゃあないんです。

（2番西村元一議員「年金とか」の声あり）

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 年金とか福祉をいただいて生活しよる人なんかは。これだけ物価が上がって、もうぎりぎりの生活をやりよるけえ。

○議長（加藤博徳） そういうことですね。

（2番西村元一議員「松前町でもちょっと補助をお願いできまいかと思うて」の声あり）

（町長岡本 靖「生活保護じゃないかと思うのですが」の声あり）

生活保護の方という意味でもないんですか。生活保護の方ということじゃあないんですか。

（2番西村元一議員「いえ、違います」の声あり）

年金ですか。

（2番西村元一議員「年金」の声あり）

年金とか福祉。

（2番西村元一議員「年金と生活保護の両方で」の声あり）

そういうことだそうですが、答弁は。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 西村議員御指摘のとおり、昨年度来、コロナ禍の影響で、今年度に入りまして物価高騰等の影響によりまして、年金生活者であったり生活保護の方については非常にその影響をまた大きく受ける方だと思います。

それに対しまして、昨年度も生活保護者の方も含めました非課税世帯等の特別給付金、これも1世帯10万円、昨年度もやっております。今年度も引き続き、物価高騰等によって影響のあった方、要件はありますが、そういった非課税世帯等の給付金、これも1世帯当たり10万円というのも引き続きやっております。

そのあたりで、まずは町としては支援をさせていただいておる、子育て世帯等に関しましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、児童1人当たり5万円の特別給付金も支給をしておりますので、一旦そのあたりでの支援策を町としては考えております。

先ほど御質問の中にありました松山市と松前町の生活保護の等級、確かに議員御指摘のとおりだと思います。この等級の部分につきましては、どうしてもその市町の立地の部分が含まれますので、なかなか等級を変えてというふうなことにはならないんですが、ちょうど今年度厚生労働省によります5年に一度の生活保護費の見直し作業というものが進められておりますので、またそのあたりで金額が、昨今のこの物価高騰等を踏まえてどのように変動するのかというあたりは、また継続して見ていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ありがとうございます。

10万円、5万円という補助を出しておるけど、それをそういう具合に渡さんと、福祉の人でも金額を上げて一年中に渡るようにしたほうがええんじゃないかと思うんですが。ありがとうございます。

○議長（加藤博徳） 次の。答え。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 次の質問に移させていただきます。

遊水池工事後の経過評価についてお尋ねします。

松前港の南にある瀧姫神社の横に、周辺からの生活排水が集まる遊水池があります。昨年、除草対策や環境改善として周囲の水路工事をしました。しかし、今年になって周囲水路工事の内側のススキ草が繁茂して、改善前同様蚊や悪臭の発生源になっていて、以前と変わりません。改良の基本目的が達成されていないように思いますが、どのような設計で工事をしたか、完成後の成果検証結果はどのように評価していますか。今後の対策をお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 遊水池の工事後の管理についてお答えします。

江川遊水池は、生活排水の流入によるヘドロの堆積が原因で悪臭が発生していたことから、令和2年度に県と町が協力してヘドロの除去を行うとともに、生活排水がスムーズに海に排水できるよう遊水池の周囲に排水路を整備したほか、満潮時には強制排除ができるように排水ポンプを設置しました。

現在遊水池内にはアシなどの草が繁茂していますが、水の流れを阻害することなく、生活排水はスムーズに海へ排水されており、周囲の生活環境は工事前より大きく改善されていると考えています。

引き続き排水路の適正な管理を行い、生活環境の維持に努めていきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 中のススキの草の、もう雨水がたまって、ほで今でもたまにナイロン袋がいっぱい転げとんを見ますんで、私らは入ることもできません。取ってあげたいけど、入ることもできないので、要するにあれを取って、土をあそこ排水路にコンクリを入れたら、人間が歩くんじゃなし車が通るんじゃない薄いコンクリートでええんです。ほたら、雨水も排水口へ流れるけん、もうそれこそ臭いもススキも生えんなるんですが、コンクリを入れる計画なんかないですか。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 江川遊水池は県が管理する施設であり、町は排水路を整備するため、その行為に対して許可を受けています。よって、排水路の管理については町が行う義務がありますが、それ以外の箇所については基本県が行うべきだと考えております。

議員から御指摘のあったことは、町から県に対してお伝えします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よろしくお願ひします。

次に、移させていただきます。

4番目、義農大賞事業についてお聞きします。

義農大賞総事業費についてお聞きします。

この事業の決算内容は幾らか、委託費の内容は、委託費以外の松前町の負担はなかったのか、あればその比率は幾らか。事業の委託について、この事業の町の事業との委託先との委託比率は幾らか。

2、義農大賞での新作能の発表で披露された能面の制作金額は幾らか、その所有権はど

こにあるのか。

3、この能舞台セットの制作金額は幾らか、所有権はどこにあるのか。

4、能舞台後面にあった松の絵の制作費は幾らか、所有権はどこにあるのか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、義農大賞事業についてお答えします。

当事業の事業費は委託料のみで、決算額は令和3年度が867万7,000円、令和4年度が750万円、合計1,617万7,000円です。

なお、委託料の内訳につきましては、前回6月議会の一般質問で答弁したとおりです。

次に、新作能「義農」で使った能面は、演じていただいた能楽師宇高德成氏の姉であり能面師である宇高景子氏が新作能「義農」の初披露に合わせて制作したもので、能面の所有権は宇高氏にあり、制作費用は不明です。

なお、義農大賞事業の委託料に能面の制作費は含まれていません。

次に、義農大賞表彰式で使用した能舞台設備については、所作台など文化センター既存の舞台備品と指定管理者が自主事業「松前能」を実施するために新たに整備した柱や鏡板などの舞台備品を組み合わせ設営しましたので、義農大賞事業では費用はかかっていません。

松の絵が描かれた鏡板については、今述べたとおり義農大賞事業で制作したものではなく、指定管理者が「松前能」のために整備したもので、制作金額は承知していません。また、指定管理者が「松前能」のために整備した舞台備品の所有権については、現在指定管理者にあります。指定期間が終了したときに町に寄附していただく予定です。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

舞台の後ろの松の木とか絵とかというんは、そしたら文化センターが出したんですか、費用を。文化センターが費用を出したんですか、この上の舞台セットも、セット代も。文化センターの費用でやったんですか。松前町は出てないということやね、能面も。能面は今誰が作ったと言うたんかな。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） 能面は、今回能楽師として参加していただきました宇高德成氏のお姉さんが能面師でございまして、その能面師の宇高景子氏が作成したものです。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 以上で西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午後 2 時50分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 渡 部 恵 美

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司



9月20日（第3号）

令和4年松前町議会第3回定例会会議録

令和4年9月20日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	住田民章
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	友田秀樹
子育て・ 健康課長	大西雅弘
会計課技監	伊達圭亮

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長  
議会議務局記  
書

楠 田 匡 志  
德 本 敏 子

令和4年松前町議会第3回定例会

議事日程表

No.3

	令和4年9月20日(火)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	議案第41号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第3	議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第4	議案第43号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第5	議案第44号 白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締結について		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第6	議案第45号 白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結について		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第7	議案第47号 令和3年度松前町歳入歳出決算認定について		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第8	議案第48号 令和3年度松前町水道事業会計決算認定について		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第9	議案第49号 令和3年度松前町下水道事業会計決算認定について		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第10	議案第50号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第6号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第11	議案第51号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第12	議案第52号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第13	議案第53号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第14	議案第54号 R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について		

上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第15	議案第55号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第7号）	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
日程第16	議案第54号	R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について	
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論 採決
日程第17	議案第55号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第7号）	
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論 採決
	閉 議		
	町長挨拶		
	閉 会		

○議長（加藤博徳） 傍聴席の皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いをいたします。

なお、議会中に新型コロナウイルス対策のため間で消毒を行いますので、暫時休憩を取らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。5番影岡俊範議員、6番田中周作議員、以上、両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議案第41号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第41号松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る8月30日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第41号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、これに準じ、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、選挙運動用自動車の区分にハイヤー方式とレンタカー契約とがあるが、どちらかの選択ということか。また、選挙運動用ビラの作成というのは選挙運動用はがきとは別のもので、はがきもビラも使用できるということかとの質疑があり、選挙運動用自動車はどちらか一方になる。ビラとはがきは別のもので、はがきも使え、ビラも作成できるということであるとの答弁がありました。

また、この条例には供託金について書かれていない。令和2年の公職選挙法改正で入れるべきであったのではないか。しっかりと条例に入れている自治体もあるが、なぜ入れな

いのかとの質疑があり、令和2年の改正により、町議会議員選挙について、供託金制度の導入と選挙運動用ポスターやビラを公費で負担するという制度が出来た。今回はその改正である。供託金については法そのものに載っているため、町の条例には入っていない。供託金は一定以上の票を獲得しなければ没収となり、その場合は公費負担もできない。当制度は令和2年に出来たもので、松前町においては町議会議員選挙はなかったため、次回が初めての適用になる。周知については、今後検討したいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第42号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る8月30日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第42号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児

又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の改正により地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、人事院規則19-0の一部を改正し、人事院規則19-0-15が施行されることに伴い、国家公務員の取扱いに準じ非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、条例改正の概要に特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするところがあるが、特別の事情とはどのようなことかとの質疑があり、子どもが保育所に入所できなかった場合、仕事に戻れないという状況になる事例等を想定しているとの答弁がありました。

委員からは、分かりやすく事例を挙げてもらえると取得しやすい。そういうところも入れるよう検討してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第43号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第4、議案第43号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を

議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る8月30日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第43号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、水道使用者の負担の公平性を図るとともに、将来にわたり安全・安心で良質な水道水を供給するため、適正な水道料金の水準を検討するに当たり、使用者の代表者から意見を聴取する審議会を設置するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、既存の松前町水道施設整備事業評価委員会と今回新たに設置提案のあった松前町水道事業経営審議会の運用方法について確認がありました。また、審議会の委員の任期及び開催回数について質疑があり、任期は2年間で、開催回数は年に2回を予定している。事業評価委員会は施設整備事業に関する内容を評価する会であり、経営審議会は経営に関する内容を審議する会であるので、それぞれ継続的に運用していきたいとの答弁がありました。

次に、審議会の検討内容や結果の周知方法について、町政懇談会やホームページだけでなく、若い世代へ向けて、例えばPTAの総会や保育所などを利用し積極的に発信してほしいとの意見があり、SNSなどの活用も考えていきたいとの答弁がありました。

次に、審議会の開催回数について、しっかりと議論し充実した会議となるようにするため、もっと回数を多くしてもらったらどうかとの意見があり、審議の状況に応じ、さらに回数を増やすことも検討していきたいとの答弁がありました。

次に、審議会のメンバーについて、女性の割合を増やしてほしいとの意見があり、現時点では5名程度を考えているが、できるだけ女性の意見を取り入れていきたいとの答弁がありました。

次に、現在進めている浄水場の建設もあり水道料金の値上げもやむを得ないと考えるが、他市町の値上げ幅に合わせるというような考えではなく、町として適正な料金水準となるように考えてほしいとの意見があり、現在の経営状況とこれからの必要な経費を見通して、安定した水道水の供給が持続できる料金水準となるように考えていきたいとの答弁がありました。

次に、審議会の委員の構成について、地域に偏りがないようにしてほしいとの意見があり、世代や業種、大口利用者など多様な構成を考えており、できるだけ地域の偏りが生じないように配慮していきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。  
これから委員長の報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第43号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第44号 白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第44号白鶴保育所改築建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る8月30日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第44号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、白鶴保育所改築建築主体工事の落札率が100%というような入札は今まで経験したことがなく疑問が残る。普通はこのような金額はあり得ない。情報が漏れいしているとは考えられないかとの質疑があり、本町では予定価格を事前公表していない。落札率は入札の結果であり、高落札率となった理由は分からないが、昨今の社会情勢などにより短期間で物価が上昇しており、設計時からの時間経過に伴い金額が上昇している傾向にあると思われる。予定価格制限内の範囲内の金額で適正な入札であるため、問題はないと考えているとの答弁がありました。

次に、100%で落札した以上、設計どおりの見積りをしてこの金額なのだから、追加がないようにしてほしいとの意見には、現在はこの設計で建設できる見込みだが、施工の途

中で不測の事態が生じる可能性がないとは言い切れない。そういう状況になった場合、やむなく設計変更する可能性はある。変更契約が必要になった場合は、その理由づけを明確にすべきと考えているとの答弁がありました。

また、以前、高落札率入札調査に関する要綱制定についての一般質問では、予定価格を事前公表してないため要綱制定の考えはないという答弁があった。落札率100%が2回も続くということは、事後公表から事前公表に変える必要があるのではないか。その協議もしていただきたいとの意見があり、落札率はコントロールすることができないものだが、入札制度についてはこれがベストというものはないため、その時々に応じより良い制度にしていく検討はしていきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで演台を消毒するために、暫時休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第6 議案第45号 白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第45号白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結

についてを議題とします。

ここで、この件に関しまして町長より補足説明をさせていただきたいとの申入れがありましたので、これを許可します。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長のお許しをいただきましたので、白鶴保育所改築工事の入札において低入札価格調査制度を適用しなかったことについて、補足説明をさせていただきます。

この件につきましては、常任委員会において様々な議論がされているとの報告を受けておりますが、低入札価格調査制度を適用しなかったことを理由に工事請負契約締結に反対すべきであるとの意見もあるとのことでしたので、改めてなぜ低入札価格調査制度を適用しなかったのかについて、説明をさせていただきます。

白鶴保育所改築工事につきましては、当初今年度中に完成させ、令和5年4月に増員した定員で開園する予定でした。しかし、建築許可が必要である案件であったことから建築確認証が交付されるのが想定されるより遅れたため工事の発注が遅れ、新園舎の令和5年4月の供用開始がかなわなくなっていました。

しかし、工事の発注は遅れることになりましたが、発注が遅れても順調に工事が進めば旧園舎の解体や園庭の整備を含めた全ての工事の完成は10月末になるものの、新園舎の建物については令和5年7月末に完成させることができ、令和5年8月からは新園舎の供用を開始して定員を増やし待機児童の受入れを行うことができるとの見通しが立ったことから、一日も早くその時点での待機児童を受け入れることができるよう、令和5年8月の供用開始に向けて万全を期することといたしました。

このため、令和5年8月の供用開始に障害となる懸念がある事柄についてはできる限り排除しておく必要があると考え、入札方法につきましても低入札価格調査制度を適用せず最低制限価格制度を適用することとしたものです。

低入札価格調査制度というのは、工事、製造、その他の請負計画において調査基準価格、これは通常は最低制限価格制度における最低制限価格と同額とされますけれども、この調査基準価格を下回る価格の入札については入札価格について調査を行い、その入札価格ではそのものにより当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合、つまりダンピングと認められる場合でありますけれども、そういう場合は最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で入札をした者を落札者とする制度であります。

つまり、低入札価格調査制度を適用した場合は調査基準価格より低い入札があったときはその入札者を落札者とするかどうかについて調査を行う手続が必ず必要となり、工事発

注が予定よりさらに遅れ令和5年8月供用開始がおぼつかなくなるため、一日も早く新園舎を供用開始するために、そうなることを回避する措置として同制度を適用しないこととしたものでありまして、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

常任委員会では、低入札価格調査制度を適用していれば1,000万円も安い額で発注できたと考えられるので同制度を適用しなかったことは不適切であるという趣旨の御意見もあったと報告を受けておりますが、低入札価格調査制度は今御説明したとおり調査基準価格を下回る入札であっても場合によってはその入札者を落札者とすることができる制度ですので、結果として請負金額を抑えることが期待できるものではありませんが、しかし必ず請負金額を抑えられるものではありません。また、請負金額を抑えられることになるのは必ず調査を行う手続を経た上のこととなりますから、新園舎の供用開始が遅れることとなります。

このため、場合によっては請負金額が抑えられるかもしれないという程度の確実性しかないことよりも、一日も早く待機児童の受入れができるようにすることを優先して低入札価格調査制度を適用せず最低制限価格制度を適用することとしたものでございまして、誤った判断ではないと確信しております。

さらに付け加えますと、低入札価格調査制度において調査基準価格を下回る入札については、入札価格を調査してさきに述べた2つの場合に該当しないと認められて初めて落札者とされるものです。

今回の入札においては、確かに落札額よりも1,000万円余り低い入札額の入札がありました。その入札は最低制限価格を下回っていたため、最低制限価格制度を適用していた今回の入札においては失格にいたしました。低入札価格調査制度を適用した入札ではないので、その入札価格については何の調査もしていません。したがって、仮に今回の入札が低入札価格調査制度を適用したものであったとしても、その1,000万円低い入札額の入札した者を落札者にできたかどうかについては明らかではないのです。その入札はさきに述べた2つの場合に該当してその入札者を落札者とすべきではないかもしれない、2つの場合に該当して落札とすべきでない額であるかもしれないのです。低入札価格調査制度を適用していれば1,000万円安い額で発注できたというのは明確なことではないということを御理解いただきたいと思います。

現在、待機児童が生じている最大の要因は保育士不足であり、新園舎が完成しても保育士が確保できていなければ追加募集はできず、待機児童の受入れはできないかもしれません。

しかし、保育士不足解消も、施設の受皿拡充も、いずれも待機児童解消に向けた課題であり、いずれの課題に対しても全力で解決を図っていく姿勢で臨んでこそ、待機児童の解消が実現するものであると考えています。保育士の確保にも全力を挙げます。それとあわ

せて、一日も早く白鶴保育所の増員を図る必要があると考えています。

なお、白鶴保育所改築事業のうち、電気設備工事につきましては入札が不調となり改めて入札を実施することになりましたが、この入札不調による発注遅れがあっても園舎の完成時期には影響はなく、不測の事態が生じない限り、予定どおり令和5年8月に供用開始できる見通しになっております。

以上、白鶴保育所改築事業に関し、補足して説明をさせていただきました。議員各位には趣旨を御理解いただき、工事請負契約の締結につき適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本町長の補足説明を終わります。

ここで演壇を消毒しますので、暫時休憩をいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る8月30日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第45号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、本会議初日に低入札価格調査委員会を開くべきではなかったのかとの質疑に、町長より待機児童解消と予定どおり供用開始するために、今も本人から説明がありましたが、これ以上工期を遅らせることができないため、低入札価格調査制度を採用しなかったという答弁をされましたが、設計金額が5,000万円を超えており、低入札価格調査制度を採用していれば1,000万円程度安くなったのではないかと。都合のいいように入札制度を操作していると思われるとの質疑があり、入札は執行してみなければ結果がどうなるかは分からない。仮に低入札価格調査を行った結果、その業者が失格となり落札者がいなくなった場合は、設計変更し、再度の公告を行い入札を実施することになる。そうすると契約時期はさらに遅れ、全体工期や開園時期も遅れることになる。今回の最低制限価格制度の採用は、様々な状況を考えた上で、できるだけ早期に開園することを目指し採用したものであるとの答弁がありました。

次に、新園舎になると定員数が36名ほど増えるということだったが、令和5年の園児募集は待機児童解消のために受入れ定員を増やし旧園舎で保育を行うのかとの質疑があり、令和5年4月入所の園児募集は従来どおりの定員数で募集を行う。令和5年7月末の新園舎完成を予定しており、新園舎の移転後に随時募集を行い、可能な限り待機児童の解消を

図っていききたい。令和6年度の園児募集は新園舎の定員数で行うとの答弁がありました。

委員からは、町長の本会議での答弁、関係部局の説明の整合性などについて、一月遅れでも待機児童解消にはほぼ関係ない。令和6年度から対応するのなら、もう一回入札をやっても工事請負契約の締結は12月議会でも間に合う。この契約を認めたら1,000万円以上の損失になるとの意見があり、白鶴保育所は耐震性や老朽化の問題があり、新しくなれば仕事の行き帰りの送迎にも便利なため、白鶴保育所を希望する保護者も多くなる。随時募集により早く待機児童の解消も図れるのではないかとの意見もありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、可否同数により、松前町議会委員会条例第15条第1項の規定により委員長は可決と裁決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

この後演壇を整備しますので、暫時休憩をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

4番曾我部秀司議員。

（「なんで討論言わんのか」「討論」「討論でしょ」「討論あんの」「ちょっとかわつとる」「質問もなし。質問なんか」「質問なんかなし」「質問なんか自席よ」の声あり）

○4番（曾我部秀司議員） 私は、議案第45号白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結に反対です。

理由は、この入札時に低入札価格調査制度を導入していなかった、適用していれば低い金額で落札していた可能性があったからです。この制度を適用し、再度入札するべきです。

今回の入札執行表を見ると、適用していれば約1,000万円近く低く落札できたということは分かりました。ただ、制度を適用し再度入札、仮に同じ業者が入札に参加しても今回同様に約1,000万円安くなるとは限りません。業者もその制度であれば入札額を変える可能性はあるでしょう。しかし、落札額を抑えることができる、その可能性があるのなら制度を適用するべきではないでしょうか。

では、なぜその制度を適用しなかったのか。それは改築により受入れ定数が増え、待機児童解消に向け完成を遅らせたくないという理由からでした。先ほども町長から説明がありました。待機児童については後ほど話をします。

そこで、この制度を適用した場合、調査し落札者が決定するまでにかかる時間を質問すると、3週間程度ということでした。この入札は8月12日ということは、9月の上旬には決定していたということになります。

(11番村井慶太郎議員「質疑が入ってるなら討論じゃない」の声あり)

今日、9月20日の可決をもって工事に入ることになります。

(11番村井慶太郎議員「やり方おかしい」の声あり)

落札者が決定していても、可決がなければ工事はできないのです。ということは、制度を適用していても、今日のこの日に十分間に合ったということです。

できることをやっていないというのはどういうことでしょうか。落札額を抑えることができる、その可能性があるのならば、制度を適用した入札にするべきだったのではないのでしょうか。ぜひ制度を適用した入札をやっていただき、その場合、1つ提案があります。

今回の落札額と制度を適用し新たに入札したときの落札額、ここで差額が発生した場合、その差額を保育所に通う子どもたちのために、遊具などの保育に必要な設備や備品等の購入に充てていただけないでしょうか。金額によって、白鶴保育所だけでなく町立保育所4園に、また町立幼稚園2園にも。私は、これがよいお金の使い方ではないかと考えております。

では、待機児童についてですが、この改築工事完了は令和5年7月末で、令和5年度当初には待機児童解消の手だての一つにはなっていないということです。

子育て・健康課課長の話では、完成後、待機児童を速やかに受け入れたいということでしたが、しかし完成時に待機児童が発生していないこともあります。また、待機児童を受け入れたくても保育士がいない場合もあります。というように、現時点では待機児童に関しては未確定です。

そもそも、この改築工事を遅らせたくない理由に待機児童を挙げるということ自体がおかしいと思います。改築工事は、待機児童の問題とあまり関係のないことです。

あれだけ待機児童を追求しているあなたが、私ですが、そんな認識かと思われるでしょうが、話を聞いてください。なぜ、完成する7月末に待機児童ありきなのですか。待機児童ありきだから解消に向けて遅らせることができないと言っているのではないのでしょうか。職員は待機児童が発生している原因を把握していますね。園舎という箱ではなく、保育士不足でしょ。園舎という箱の準備は必要ですが、それよりも保育士を確保することが重要ではないですか。

であれば、待機児童解消に向け保育士、正規や非正規、パートにかかわらず余裕を持って確保し、まず令和5年度当初に待機児童になりましたと最大限の努力をするべきではないですか。しかし、万が一待機児童が発生した場合は7月末までに保育士を必ず確保し、8月からは受け入れられる体制を整えていきます、ではないでしょうか。そのような言葉は職員からありませんでした。

ということから、完成を遅らせたくない理由に待機児童解消を挙げることには無理があると私は思います。

話は少しずれますが、先日ある議員からあなた、私のことですが、あなたは反町長派だと認識している。職員もあなたは反町長派だと認識していると言われました。私は町長に対して何の感情もありません。一町民として議案に正対し、よいものはよいと賛成しています。ただ、おかしいものはおかしいと、その理由、修正すべき点などを言い、内容によっては反対をしているだけです。今回の私のように反対する人は反町長派と認識されるのでしょうか。しかし、私が言った反対理由、おかしいでしょうか。何も理由がなく、ただ反対というのであれば反町長派と言われても仕方がないとは思いますが。

また、こんなことを言われたり、聞いたりしたことがあります。町長があれだけ熱弁するのだからやらさないかんやろ。町長がやるって言っただからやらさんといかんとか、私は町長に反対できないとか、職員にいろいろ意見するのは構わないが、町長に意見を言うてはいけない、反対することは許されない。これが松前町の、松前町議会の現状です。

(11番村井慶太郎議員「議長」の声あり)

しかし……。

(11番村井慶太郎議員「議長、暫時休憩」の声あり)

○議長（加藤博徳） 静かに。

○4番（曾我部秀司議員） おかしいことがあれば議員間で討議し、修正するよう提案する……。

(11番村井慶太郎議員「暫時休憩、暫時休憩、暫時休憩」の声あり)

○議長（加藤博徳） 発言中。ちょっと待ってください。

(11番村井慶太郎議員「暫時休憩、暫時休憩」の声あり)

○4番（曾我部秀司議員） 修正しないなら反対するなどやっていかなければ……。

○議長（加藤博徳） 発言中です。

○4番（曾我部秀司議員） よりよいものはできないでしょ。

(11番村井慶太郎議員「暫時休憩せないかんよ、これ。暫時休憩」の声あり)

今回の件……。

○議長（加藤博徳） 静かに、発言中です。

（11番村井慶太郎議員「暫時休憩だ」の声あり）

○4番（曾我部秀司議員） 完成を遅らせたくない理由に待機児童解消を挙げる……

（11番村井慶太郎議員「討論なんかなんなんぞ」の声あり）

私……

（11番村井慶太郎議員「討論せい」の声あり）

私はストーリーをもって言っとるんです。

（11番村井慶太郎議員「討論せい、討論を。討論の時間やろうが」の声あり）

討論しとる。

○議長（加藤博徳） 静かに、発言中です。

（11番村井慶太郎議員「討論の時間やろうが。質疑、討論」の声あり）

○4番（曾我部秀司議員） 討論です。

（11番村井慶太郎議員「討論じゃないだろ、そのことは」の声あり）

討論です。

○議長（加藤博徳） 静かに。

（11番村井慶太郎議員「まだ討論なんか、討論言うてないやないか、議長が。討論の時間なんか言うてないよ、今。討論なら討論で手挙げて言わんかい。討論も何もいわせんに、だらだらだらだら話して」の声あり）

静かに。

（11番村井慶太郎議員「なら、討論なら討論がある言わんかい」の声あり）

静かに。

（11番村井慶太郎議員「なんど、このおまえルールを守れ。松前町議会のルールを守れ、議長は」の声あり）

静かに。発言中でありますので、静かに願います。

（「いやいや、発言もええけど、討論の時間でも何でもない。何の時間なんぞ、今は。討論ありますか、なんか聞いとらせんし。討論て本人が言うただけで、議長なんか討論じゃゆうてみとめとりやせんよ。今のなんか、もう意見でも何でもない。意見言うところじゃないよ。討論言うところよ」の声あり）

静かにお願いします。

(11番村井慶太郎議員「いやいや」の声あり)

発言中であります。

(11番村井慶太郎議員「ですから、松前町の議会のルールにのっとって質疑、討論をしてほしいって言いよんよ。討論じゃないが、今のなんか」の声あり)

先ほど私が討論を行いますと申し上げました。

(11番村井慶太郎議員「いや、言うてない。手も挙げてない。決もしてない。討論ございませんか言うたら番号言うて、4番言うて、言って討論せないかん。討論も何も言わず独りがそこに上がってなんかだらだらだらだら。何の時間ぞ、今。松前町議会だらだらだらだらやが。だらだらだらだら、意見か討論か。意見の時間なんかないんぞ討論やろが」の声あり)

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

討論中に不適切な発言がありましたので、後ほど確認して訂正をさせていただきます。

討論は事前に申出がありましたものについて討論を、反対者に対して発言を許し、その後賛成者の発言を許すことになっております。

それでは、休憩前に戻り、曾我部議員の討論を行います。なお、議題と関係のないことについては発言を控えていただいたらと思います。

(11番村井慶太郎議員「討論の発言をせないかんよ」の声あり)

曾我部秀司議員。

(11番村井慶太郎議員「これ何の時間よ。今までで始めてやが」の声あり)

曾我部秀司議員。

(11番村井慶太郎議員「暫時休憩。暫時休憩」の声あり)

暫時休憩。ちょっと待ってください、暫時休憩。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（加藤博徳） それでは再開します。

先ほど私が討論は事前に申出がありました順番でやっておりますと申し上げましたが、

これから討論を始めます。

(11番村井慶太郎議員「独裁か」の声あり)

もう一度、曾我部議員、曾我部秀司議員の発言を許します。

(11番村井慶太郎議員「何の、何の発言ぞ。何の発言やら分からん。質問やら何やら分からん。そんなん、そこでいこじになることないんよ」の声あり)

それでは、原案に反……

(11番村井慶太郎議員「手を挙げとるよ」の声あり)

(「ちょ、ちょ、ちょっと、暫時休憩」の声あり)

暫時休憩。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○議長(加藤博徳) 再開します。

以前に戻りまして、質疑はありませんか。

(「なし」「なし」「ちょっとまって下さい。最初からですか」の声あり)

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番曾我部秀司議員。

(「これでええんよ」の声あり)

(11番村井慶太郎議員「意味が分からん。意味が分からん。簡単なことよ」の声あり)

○4番(曾我部秀司議員) 私は、議案第45号白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結に反対です。

理由は、この入札時に低入札価格調査制度を適用していなかった、適用していれば低い金額で落札していた可能性があったからです。この制度を適用し再度入札するべきです。

今回の入札執行表を見ると、適用していれば約1,000万円近く低く落札できたということが分かりました。ただ、制度を適用し再度入札、仮に同じ業者が入札に参加しても、今回同様に約1,000万円安くなるとは限りません。業者もその制度であれば入札額を変える可能性はあるからです。

しかし、落札額を抑えることができるその可能性があるならば、制度を適用するべきで

はないでしょうか。では、なぜその制度を適用しなかったのか。それは、改築により受入れ定員数が増え、待機児童解消に向け完成を遅らせたくないという理由からでした。

待機児童については後ほど話をします。

そこで、この制度を適用した場合、調査し落札者が決定するまでにかかる時間を質問すると、3週間程度ということでした。この入札日は8月12日ということは、9月の中旬には決定していたということになります。本日9月20日の可決をもって工事に入るということ、落札者が決定していても可決がなければ工事はできないということは、制度を適用していても、本日のこの日に十分間に合ったということになります。

できることをやっていないというのはどういうことでしょうか。落札額を抑えることができる、その可能性があるならば、制度を適用した入札にするべきだったのではないのでしょうか。ぜひ制度を適用した入札をやっていただき、その場合、1つ提案があります。

今回の落札額と制度を適用し新たに入札したときの落札額、ここで差額が発生した場合、その差額を保育所に通う子どものために遊具などの保育に必要な設備や備品等の購入に充てていただけないでしょうか。金額によって、白鶴保育所だけでなく町立保育所4園に、そして町立幼稚園2園にもというように、こちらのほうがよいお金の使い方ではないでしょうか。

では、待機児童についてですが、この改築工事完了は令和5年7月末で、令和5年度当初には待機児童解消の手だての一つにはなっていないということです。

子育て・健康課課長の話では、完成後、待機児童を速やかに受け入れたいということでした。しかし、完成時に待機児童が発生していないということもあります。また、待機児童を受け入れたくても保育士がいない場合もあります。というように、現時点で待機児童に関しては未確定です。

そもそも、この改築工事を遅らせたくない理由に待機児童を挙げること自体、おかしいと思います。改築工事は、待機児童の問題とあまり関係のないことだと思っています。

あれだけ待機児童を追求しているあなたがそんな認識かと思うのですが、私の話を聞いていただきたいと思います。なぜ完成する7月末に待機児童ありきなのでしょう。待機児童ありきだから解消に向け遅らせることができないと言っているのではないのでしょうか。職員は待機児童が発生している原因を把握しているはずですが、園舎という箱ではなく、保育士不足です。園舎という箱の準備は必要ですが、それよりも保育士を確保することが重要ではないのでしょうか。であれば、待機児童解消に向け保育士、正規や非正規、パートにかかわらず余裕を持って確保し、まず令和5年度当初、待機児童になりましたと最大限の努力をするべきではないのでしょうか。しかし、万が一待機児童が発生した場合は7月末までに保育士を必ず確保し、8月から受け入れられる体制を整えますということではないのでしょうか。そのような言葉は職員からありませんでした。

ということから、完成を遅らせたくない理由に待機児童解消を挙げることには無理があるということです。

話は少しずれますが、先日ある議員からあなた、私のことですが、あなたは反町長派だと認識している。職員もあなたを反町長派だと認識していたと言われました。私は町長に対し何の感情もありません。

**○議長（加藤博徳）** 曾我部議員。契約に関係のない発言はできるだけ慎んでいただきたいと思います。

**○4番（曾我部秀司議員）** 分かりました。

私は、おかしいことがあれば、やはり議員間で討議し、修正するよう提案する、修正しないなら反対するなどやっていかなければよりよいものはできないのではないのでしょうか。今回の件、完成を遅らせたくない理由に待機児童解消を挙げることには無理がある。制度を適用した入札にしているにもかかわらず今日の採決までに間に合っていたと思います。

また、白鶴保育所改築電気工事は入札が不調に終わり、今回の定例会に間に合わず、今月末に公告、10月末に入札、入札後その週に臨時会、しかし、完成は遅らせないと説明もありました。ならば、この設備工事に関してももう一度入札をし、やり直すことは可能です。など、職員の説明は矛盾することばかりです。

この入札に限らず、高落札が続いている。低入札調査制度を適用する場合もあったり、しない場合もあったりするなど、入札の在り方について疑問を感じている議員もいるはずですよ。

この制度に関してですが、松前町低入札価格調査実施要領第2条に低入札価格調査の対象とする入札は、1件の当初設計金額が5,000万円以上の建設工事に係る入札とする。ただし、町長が特に認めた入札は、この限りでないとしてあり、この白鶴保育所改築機械設備工事は予定価格約9,900万円で、この制度の適用なしでほぼ予定価格で落札。追加議案で出される筒井地区幹線排水路改修工事は予定価格8,800万円で、制度を適用し低入札価格調査実施により約7,600万円で落札。今回の定例会で出された入札ではこのようなことがあったということで、入札状況により低入札価格調査をやらなくていい場合もあります。

ただ何度も言いますが、落札額を抑えることができる、その可能性があるならば制度を適用すべきです。

先ほどの、白鶴保育所改築電気工事ですが、この工事も5,000万円以上なので、再度入札するときこの制度を適用するか質問したところ、その考えはないということでした。行政には執行権があり議会から強制はできませんが、議会には議決権があります。議員も制度を適用すべきと不満があるならば、この議案を否決すればよいのではないのでしょうか。否決によって、今後5,000万円以上の工事に関して制度を適用していないものは審議、審査はせず否決します。つまり、必ず制度を適用しなさいという議会の意思表示をす

るべきではないでしょうか。職員も適用しない理由等、説明する必要はなくなります。

また、私がむちゃくちゃを言っているとお思いの方もいるでしょう。家庭では支出を抑えようとはできることはやっています。会社でも費用を抑えるためにできることはやっているはずですが。今回の締結に賛成の議員は、松前町はそんなことはしなくてもよいよと、町長が制度を適用しなくてもやると言っているのだからそのとおりやらすべきだとでも言うのでしょうか。私は、みんながそういった支出を抑える努力をしている、できることはやっているのであれば、町も可能性があるならば、私はやるべきだと考えております。

価格を抑えることができる、その可能性があるこの制度を適用し、安く済めばそれでよいのではないのでしょうか。そして予定価格との差も大きくなるなら、その分をその他の事業に使い、その事業を通して町民に還元する。または、家庭での貯金に当たる財政調整基金に回すなど、町民のために使うべきではないでしょうか。議員の皆さん、町民のためにここは否決すべきではないでしょうか。

○議長（加藤博徳） 曾我部議員の反対討論を終わります。

ここで演壇を消毒しますので、暫時休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

次に、原案に賛成の発言を許可いたします。

3 番渡部恵美議員。

（「何で賛成じゃって分かるの。何で賛成じゃって分かるんですか」「いらんことぎり言よる。いらんこと言わんでいい。聞いたら分かるんやろ」「おかしいじゃないか」の声あり）

○3 番（渡部恵美議員） 議案第45号白鶴保育所改築機械設備工事請負契約の締結について、委員会の決定に賛成の立場で討論いたします。

白鶴保育所は築後40年を超え、老朽化が進み耐震性も不足しています。通っている園児やその保護者の皆さんは、改築工事がやっと始まったと完成を心待ちにされています。

先ほど町長からも御説明がありましたが、白鶴保育所改築工事については、当初は令和5年4月から新園舎の供用開始を目指していましたが、建築確認の手続が遅れたため工事の発注ができず、やむなく令和5年7月末までに新園舎を建築し、同年8月からの供用開始を目指すことになりました。

改築工事の発注に当たっては、待機児童を一刻も早く受け入れるため、既に遅れている工期をもうこれ以上遅らせることができないことから、それぞれの工事で低入札価格調査制度を採用せず、最低制限価格制度を採用したものです。

建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事のうち、電気設備工事については不落札で契約締結が遅れており、今後入札を行うことになっています。10月下旬に契約締結できれば、先行して行う建築主体工事と機械設備工事になんとか追いつくことができ、現在の予定である令和5年7月末に新園舎が完成できる見込みです。

しかし、今回この白鶴保育所改築機械設備工事を否決すると、設計を変更し、改めて入札を行うこととなります。建築主体工事と機械設備工事は同時に進行させる必要があるため、改めて入札するとなると全体の工期は現在の予定よりもさらに遅れます。このため、令和5年8月からの新園舎の供用開始と待機児童の改善は到底できなくなります。

待機児童を抱える家庭にとっては、一刻も早く子どもを預かってもらいたいのです。このことは非常に深刻な問題なのです。一日も早く新園舎が完成されることを切望しています。待ったなしです。白鶴保育所は園児を抱えた家庭の希望なのです。新園舎を心待ちにしている保護者にとっては、建設金額もさることながら、いつ入園できるかということがその家庭にとっては切実な問題なのです。

待機児童は公表されている調査基準日の4月1日時点の人数だけではなく、保育所に入所できる月齢を迎えたり、育児休業期間の終了を迎えたりすることにより、年間で随時変動します。新園舎が供用開始となり、保育士の確保もできれば随時の入所申込みに対応でき、少しでも待機児童の解消ができるのではないのでしょうか。白鶴保育所は国道からも近く、松山市にお勤めの方でも通勤途中に立ち寄ることができ、利便性も良いという保護者の方がいます。年度の途中からでも入所を希望される方は、たくさんいらっしゃると思います。

先日、白鶴保育所の現地視察をしましたが、現在は先行解体工事が進み、建物の一部を解体している状況です。広かった園庭も今は使えず、送迎用の駐車場も隣接地に移動しているため、工事期間中は御不便をかけています。園児やその保護者の皆さんは、新園舎完成までは我慢しよう、協力しようという気持ちで、現在の状況を理解していただいていると思います。園庭が使用できない間、地域の公園を快く開放してくださっている地域の方々も含め、関係者の皆さんは一日も早い新園舎の完成を望んでいます。通っている在園児のためにもできる限り早期に改築工事に着手し、予定どおり7月末に完成させる必要があると思います。とにかく工事が遅れたら一番影響を受けるのは子どもたちであり、保護者の皆さんではないのでしょうか。多くの方が完成を待っています。

白鶴保育所の園児の環境が一日も早く改善されること、そして令和5年8月から新園舎を供用して園児を受け入れ、待機児童の解消が少しでも図られることを心から願っています。

松前町で育った子どもたちが、将来自分たちも松前町で子育てがしたいと思ってくれることを願っています。

これで私の賛成討論といたします。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員の討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論がほかにありませんので、これで討論を終わります。

採決の前に、町長より補足説……

（4番曾我部秀司議員「議長、暫時休憩を求めます」の声あり）

（「賛成」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後1時36分 休憩

午後1時41分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

岡本町長の発言を許します。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほどの曾我部議員の御発言についての、こちらの、私としての意見でございます。

入札の執行につきましては、地方自治法施行令に定められているほかは、執行機関であります首長の権限として首長に委ねられているところでございます。このため、どこの自治体でも首長が規則、訓令、要綱などを制定をして、どのような形で入札を執行するか、そういう制度をつくってこれを広く公表した上で、それに従って入札、執行を行っているという状況でございます。

松前町におきましても、松前町におきましてといいますか、全ての工事の入札について原則として最低制限価格制度を適用するとし、設計金額5,000万円以上の工事については原則、低入札価格調査制度適用をなしているのも、またその規定において、ただし書を置いてその例外を定めているのも、町長がその権限に基づき定めているものでございます。また、ほかにも、例えば設計金額2,000万円以上の工事について一般競争入札をしてあること、あるいは予定価格の事後公表制度にしていること、これも町長が定めているものであります。このような形で町長が権限を執行しておるというところでございます。

一方、議会では、地方自治法第96条第1項で一定の契約の締結につきまして、議決権を有するというふうに定めてございます。その趣旨は、地方公共団体の存立自体に重大な影響を及ぼす可能性のあるものについては議会の関与を認め、地方自治体が不測の損害を被るなどの悪影響を与えることを防ぐためというふうにされているところでございます。ですから、額の大きい契約について、あるいは面積の大きい土地の売買とかこういうものにつ

いての契約が議会の関与に係らしめているところでございます。

それを前提として今回の事案ですけれども、今回私が待機児童解消のために低入札調査制度をただし書を用いて適用したのも、あるいは曾我部議員がそうすべきではなかったというふうにお考えになるのも、これはそれぞれの価値観に基づいてのお考えでありまして、その差は価値観の違いだというふうに思っております。

どの入札制度適用するかということが町長の権限である以上、価値観の違いで、この自分と価値観と違う結論であるかという、それを契約締結の否定にまで持っていつてしまうのはいかなものかというふうにと考えると、まさに、価値観の違いで契約締結を認めないということになりますと、それはもう入札執行そのものが議会の権限になってしまうということでもあります。

今回のような場合、町長、私が低入札価格調査制度を設けたことが適切ではないというふうにと考えるのであるならば、それは、私町長の政治責任、あるいは行政責任として捉えるべきで、それを議会の締結を否定するという形に持っていくのは、契約にも相手方があるわけでありまして、契約の相手方は普通の場合はそのまま議会で議決が、もちろん違法なんかがあったらもう駄目ですけども、適正に入札が執行されて必要な契約であるということ、先ほどの趣旨に照らしても必要な契約だと認められるだろうという予測をしておりますから、契約が締結に至るという期待感を持っておるわけでありまして、そういう期待感を侵害することにもなりかねない。先ほどの曾我部議員の論法でいきますと、町長の入札執行がちょっと気に入らんと行って、制度が使い方も気に入らんと行ったら、全て議会でその契約に基づく契約を否決できるというようなことにもなってしまうかねないなというふうな感じがいたしました。

場合によっては、権限を越えているということで評価をされてしまうということも、ひょっとしたらあるんじゃないかなというふうなことも思ってしまったところであります。そういう権限の問題も含んでおりますので、そのあたりをお考えの上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 町長の説明を終わります。

これより採決を行います。

（「討論終わるの。討論終わり」「うん」の声あり）

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議がありますので、議案第45号を委員長の報告どおり決すること

に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤博徳) 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第45号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後1時48分 休憩

午後1時50分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第7 議案第47号 令和3年度松前町歳入歳出決算認定について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第8 議案第48号 令和3年度松前町水道事業会計決算認定について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第9 議案第49号 令和3年度松前町下水道事業会計決算認定について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第7、議案第47号令和3年度松前町歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第48号令和3年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第9、議案第49号令和3年度松前町下水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長(藤岡 緑議員) 去る8月30日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託されました議案第47号から議案第49号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第47号令和3年度松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

義農大賞の課題として、もっと地域で活躍している人を表彰することを検討してほしい。どのような考えを持っているのかとの質疑があり、地域功労賞も設けており、それらの区分も活用しながら、松前町内で頑張っている方を表彰することを検討していきたいとの答弁がありました。

また、全国から165件の応募があったが、自ら応募した件数と職員や委託業者等から依頼を受けて応募した件数はどうなっているかとの質疑があり、応募1件ごとの詳細は確認していないため、確認するとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税について、松前町として入ってきた金額と出ていった金額のプラス・マイナスはどうなっているか。また、今後のふるさと納税への取組をどう考えているかとの質疑があり、令和3年度は若干のマイナスになっている。松前町としてはネットシ

ショッピングのように商品として売りつけるような、国の制度を逸脱したやり方をするつもりはない。あくまでも、松前町を応援してくれる方から寄附を頂き、御礼をお返しするという制度の中で少しでも町の収入を増やしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、空家等活用事業補助金100万円の執行率はゼロ%である。予算編成時の想定件数は何件かとの質疑があり、2件を想定していたが、実績として申請件数がゼロであったため未執行となっているとの答弁がありました。

委員からは、令和4年度から愛媛県東京事務所に職員を派遣している。空家等のPRも含んだ派遣と考え、情報共有しながら前向きに進んでほしいとの意見がありました。

次に、総務課の通常業務の超過勤務時間が令和2年度に比べ増えた要因は何か。また、今後どのような取組をするのかとの質疑があり、企画政策係は令和2年度より国からのコロナ交付金の全体的な取りまとめ、義農大賞に関する事務が増え、時間外が増加しているが、それらも落ち着きつつあるので今後は改善が図れると考えている。また、職員係はもともとの業務量が大きかったところに新たな制度への対応が増えた。令和4年度、職員係は1名増という体制で臨んでいるが、さらに新たな制度の開始も見込まれており、今後それらの事業量を見ながら改善を図っていききたいとの答弁がありました。

委員からは、コロナはいつ収束するか分からない。労働時間が増えるようであれば他課も含めて職員にも手伝ってもらい体制を取るなど、課長にしっかりと管理をお願いしたいとの意見がありました。

次に、DX推進業務効率化促進事業について、課題として、全ての職員が利用可能なタブレット端末を整備していく必要があるとのことだが、管理職以外の職員がタブレット持参で会議をする頻度はどうなのかとの質疑があり、会議の頻度はそれほどないが、日常的な打合せでもタブレット端末を使用しており、それを含めるとかなりの回数になるとの答弁がありました。

職員は庁舎外にタブレットの持ち運びはできないと聞いているが、今後セキュリティ対策などの教育も実施した上で持ち出せるようにできないのかとの質疑に、現時点では持ち運びの想定はしていないが、今後考える必要があるかもしれないとの答弁がありました。

また、事業の成果としてペーパーレス化を実施することができたとあるが、コスト削減の実績は出ているのかとの質疑があり、具体的な数字は持ち合わせていないが、紙代、プリンターの印刷代、会議のたびに資料を印刷して配付する職員の労力等、かなりのコスト削減ができたと考えたとの答弁がありました。

次に、経常収支比率について、近年は80%後半、90%近くあったが、令和3年度は79.2%になった要因は何かとの質疑があり、経常収支比率が下がった理由は、コロナの関係で通常行う事業が中止になったり、規模が縮小されたりしたことがまずある。それに加え、令和3年度は交付税の追加交付があり、例年より多くの交付税が入ったことにより経

常収支比率が下がったとの答弁がありました。

次に、法人町民税が減った要因について質疑があり、法人町民税は、国税の法人税を基に納付されることから、コロナの影響もあり収益が減少し、法人税額が減少した企業が複数あったことが減少した主な要因と考えられるとの答弁がありました。

次に、交通安全施設整備事業について、カーブミラーの点検頻度はどのくらいかとの質疑があり、前は平成26年度に実施し、改めて令和3年度に1,246基について業者委託による点検を行ったとの答弁がありました。

また、以前カーブミラー設置の方針について尋ねた際、町から、町内がカーブミラーだらけになってしまうためカーブミラーの新設はできるだけやりたくないという方針を示されたことがあるが、新設について町の方針は変わったのかとの質疑があり、松前町道路反射鏡設置要綱を定めており、その要綱に基づいて交通安全指導員の意見も聞きながら新設についての判断をしている。課題にもあるように、老朽化に伴い維持管理コストの増大が懸念されるということは認識しているが、基本的には要綱に基づいて対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員からは、要望があれば必ず現地に行き、交通量や時間帯の状況を見て、必要であれば積極的に新設、整備をしてほしいとの意見がありました。

次に、防災士養成事業について、子育て中のお母さんたちから子どもの命を守るために専門的な知識を教えてほしいという話を聞いた。地域での講座を行いながら防災士資格を取得する方法があることを話してはもらえないかとの質疑があり、防災士養成講座については、各区長から受講者を推薦していただく際、地域で防災活動に従事していただける方をお願いしており、その中に女性や若い方を含めていただくことにしている。また、夏休みの宿題で、防災について学びたいと親子で来られ対応した事例もあり、引き続きそういった対応はしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、非常備消防一般管理事業の課題にあるライフジャケットの購入について質疑があり、平成25年度に津波対策用救助資機材として78着を購入し、各詰所及び松前消防署に配備している。消防団員302名の安全確保のためにライフジャケットは必要であるという認識は持っている。予算の都合もあるが、予算を確保していきたいとの答弁がありました。

次に、防災整備事業について、課題として備蓄品の保管場所の確保とあるのは町民の方から懸念される声が上がったのかとの質疑があり、各指定避難所に人数に応じた保管ができればよいが、各小中学校は授業をするための施設であり防災備蓄を置くスペースが想定されていない。全体的に備蓄スペースが不足しているということで、特に住民の方から声が上がったわけではないとの答弁がありました。

次に、議会費の委託料が執行率63.3%、不用額134万円となっている主な要因は何かとの質疑があり、会議録製本委託料は本会議と臨時会を見込んで予算計上している。令和3

年度は臨時会が開催されなかったため不用額が発生したとの答弁がありました。

次に、水産業施設整備事業について、船揚げ場にある引っ張り台車の改修工事を行ったが、これは港湾管理者である県からの補助金は出なかったのかとの質疑があり、調べたが県の補助金はなかった。町の水産業を振興する目的で改修を行ったとの答弁がありました。

次に、担い手総合支援事業について、認定農業者に対し農業機械等、施設の整備に要する経費の一部助成を行っているが、周知はどのように行っているのかとの質疑があり、年度始めに農家の方からの営農計画書提出時に周知をしている。さらにホームページへの掲載、農協と連携しながら周知、広報も行っているとの答弁がありました。

また、この総合支援事業に上限はあるのかとの質疑があり、県の予算もある関係から、申請した中から採択されるが、松前町は積極的に推薦しており、採択もされているとの答弁がありました。

次に、野菜・花き等産地供給力強化支援事業のさといもの産地化について、さといものは重く重労働であり、機械化を推進することはいいことだが、生産量が増え価格が暴落しないのか心配だ。さといもの6次化を考え販路拡大の努力をしていることが分かれば産地化が進むのではないのかとの質疑があり、販路については昨年度担当者がJAと何度も協議を行い、松山市農協で取り扱ってもらうことができた。今後、6次化を見据え研究、検討を続けていくとの答弁がありました。

委員からは、さといもの処理で手が荒れたり、かゆくなることがあり敬遠する人がいる。できれば、食卓に上がる前にきれいな状態であれば助かるという声をよく聞く。購入していただけるような方法を考えてほしいとの意見がありました。

次に、工場設置奨励事業について、事業の成果として税収の増加につながった。固定資産税1億5,100万円とあるが、税収は前年度より増えたのかとの質疑があり、固定資産税増加分が1億5,100万円である。令和2年度は9,700万円であった。これは東レ炭素繊維研究施設の増設によるものであるとの答弁がありました。

次に、商工振興費の負担金、補助及び交付金について、執行率95.4%で問題はないが、中小企業への補助金の申請が想定より少なかったとあるのはどの事業のことかとの質疑があり、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の中の緊急地域雇用維持助成金が、配当予算額840万円に対して執行が約130万円、執行率16%であったとの答弁がありました。

次に、筒井地区雨水対策事業で、松前保育所跡地に計画している雨水貯留施設について質疑があり、雨水貯留施設の計画としては、1万立米を貯留できる施設を計画している。現在、基本設計をしており、どのように施設を配置するかは確定してないが、保育所跡地だけでは難しいため、義農公園も若干利用して施設を配置し、水路に水を戻す場合はポンプアップして徐々に戻すというような計画になるとの答弁がありました。

次に、施設の老朽化はほかの課にも当てはまる。その中でまちづくり課は道路、河川、公園、町営住宅など多岐にわたっている。課として維持管理計画、補修計画はつくっているのかとの質疑があり、まちづくり課が管理している施設の中で、橋梁、舗装及び町営住宅については、個別に長寿命化計画を立てて計画的に修繕するようにしているとの答弁がありました。

委員からは、個別に計画を立てていると年度によって集中することも出てくるのではないかと。一覧にしておけば、集中しそうだから前倒しで実施や1年延ばすこともでき、計画も立てやすいのではないかと意見があり、長寿命化計画を立てる場合は、おおむねどの施設も10年ぐらいの計画を予算の平準化を図る形で立てている。各年度で飛び出した予算にならないように配慮しているとの答弁がありました。

また、長寿命化計画はそれぞれ所管別の管理になっていることが多い。今、DXを取り入れると効率的にさらに計画しやすいということも聞いている。今後の計画の中に取り入れることを検討していただきたいとの意見があり、今の段階では具体的に検討はできていないが、まちづくり課の施設管理に大きい事業費がかかる。庁内で共有し、今後進めていきたいとの答弁がありました。

次に、ブロック塀等安全対策事業について、令和3年度は11件の工事補助を行った。今年度は受付がもう終了ということを知ったとの質疑があり、このブロック塀安全対策工事の補助は、令和3年度は申込みが多く、補正で5件追加した。それを踏まえ、今年度は10件を予定していたが、10件の申込みがあり受付を終了した。この補助金を活用した工事を考えられている方には、来年度また申込みをしていただきたいとの答弁がありました。

次に、土地改良事業について、耕地整理が終わり30年以上たつとあぜや水路にひび割れや水漏れをしているところが見受けられる。通学路に面した水路は、子どもが誤って落ちて流されるという事故が発生することもある。施設の老朽化が進行し、今後は修正や更新に係る費用の増加が見込まれるとあるが、それも見越して、できるだけ早い段階で道路や橋と同じように水路の管理もしていただきたいとの質疑があり、農業用水路については、まちづくり課所管の土地改良事業と産業課所管の多面的事業の両面で維持管理をしている。通学路の水路については、痛ましい事故が起こってはいけないので、まちづくり課としては危険箇所については防護柵を設置する事業を進めているとの答弁がありました。

次に、町営・改良住宅管理事業について、決算額が3,300万円以上になっている。住宅使用料を差し引くとマイナスになるということは、財政面で考えた場合、厳しさがより出てくるが考えはあるのかとの質疑があり、町営住宅の維持費については、住宅の老朽化が進み修繕費が年々かさんでいる状況である。その中で、昨年度、公営住宅等長寿命化計画を策定し、残していく住宅と統廃合していく住宅を定めているところである。それにのっとり事業を進めることになるが、どのような形がいいか、今後の検討課題と考えていると

の答弁がありました。

次に、学校教育課予算配当の令和3年度教育総務一般管理費が、令和2年度に比べ500万円ほど増額している理由は何かとの質疑があり、令和3年度松前町教育系ネットワーク保守委託事業費の予算配当が財政課から学校教育課に変更されたためであるとの答弁がありました。

次に、歳入の教育費国庫補助金の収入済額が少ないこと、また歳出の小学校学校営繕費の工事請負費の執行率が低いことの原因は何かとの質疑があり、北伊予小学校屋外トイレ工事が執行できていないためであるとの答弁がありました。

次に、GIGAスクール事業の課題に教職員の育成とあるが、具体的にはどのような取組をしているのかとの質疑があり、令和3年度から導入したタブレットのソフトについて教職員が研修できる環境を整えることであるとの答弁がありました。

また、研修の具体的な実施方法はどの質疑があり、講師を各学校に派遣し、学校単位で研修会を実施したとの答弁がありました。

委員からは、教職員の働き方改革も重要であり、ICTが不得意な教職員に時間外勤務が発生しないよう教育委員会は状況を把握することや、補助金があれば活用してほしいとの意見がありました。

次に、スクール・サポート・スタッフ設置について、課題はないとしているが、教職員は多忙であり増員の考えはないのかとの質疑があり、スクール・サポート・スタッフについて愛媛県に3名で補助要求をしたが2名で決定がきた。代わりに令和3年度6月からは愛媛県費で学校補助員を1名から2名に増員し、教職員の負担軽減に努めているとの答弁がありました。

委員からは、教職員の負担軽減は子どもたちに還元される。教育委員会として教職員のため、子どものためを考えて校区別で1人、最終的には各校1人の配置を希望する意見がありました。

次に、学校生活支援員設置事業の課題に学校生活支援員の確保とあるが、支援員が足りていないのか、それとも支援が必要な児童生徒が増えたのか、その見解はどの質疑があり、令和3年度以降、学校生活支援員と支援が必要な児童生徒の数に増減はないが、学校生活支援員は辞める場合もあるので、学校生活支援員の情報を周知し、子どものサポートと学校生活支援員の働きやすい環境づくりに努めたいとの答弁がありました。

次に、松前町奨学資金返還状況調書について、取組状況が7年間徴収停止中となっているが今後の考えはどの質疑があり、今年度中に不納欠損をしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、松前町国体記念ホッケー公園施設整備事業について、公園の附帯施設を検討していく必要があるとしているが具体的にはどのような取組を考えているのかとの質疑があ

り、今後はクラブハウスのような附帯施設を充実させたいと考えているが、有効な補助金を活用し実現できないか検討していきたいとの答弁がありました。

委員からは、松前町国体記念ホッケー公園は町外からの訪問者がある。おしゃれなまさき推進事業の予算も活用してほしいとの意見がありました。

次に、松前町スポーツ少年団育成事業について、スポーツ少年団活動事業補助金が各団体2万円減額されているが、減額の経緯と理由は何かとの質疑があり、減額された教育委員会配当予算の範囲に抑えるため、事業評価の結果に基づき減額したものであるとの答弁がありました。

委員からは、スポーツによる青少年の健全育成は重要である。今後も事業評価をしっかりと行い増額を含めて検討し、分かりやすく示してほしいとの意見がありました。

次に、養護老人ホーム和楽園の定員は50人とあるが、希望しても入所できない方はいるのかとの質疑があり、和楽園の入所には所得要件などがあり希望されても入所できない方はいるが、令和3年度については希望された方は全て入所できているとの答弁がありました。

次に、防災一般管理の個別避難計画作成において、障がい者や独居高齢者への避難支援や計画自体の進捗状況について質疑があり、令和3年5月に施行された改正災害対策基本法に基づき市町村に個別避難計画を作成する努力義務が課せられており、内閣府から示された優先度の高い避難行動要支援者を踏まえて、町では自力での避難が困難な方の洗い出しに努めている。対象者が洗い出された後は、地域の自主防災組織に説明し、協力して個別避難計画の作成を進めていく。国からは令和3年度から5年間程度で作成を進めるよう示されており、町では令和7年度末までには完成させたいとの答弁がありました。

委員からは、地域の自主防災組織としっかり連携し、情報共有をして実効性のある計画の作成を進めてほしいとの意見がありました。

次に、住宅新築資金等貸付金償還調書を見ると滞納対策が進んでいるようには見えない。今後どのように滞納対策を進めていくのかとの質疑があり、住宅新築資金貸付事業の債権は私法上の債権であり、町自ら差押えができない債権である。今後はそれを踏まえ、抵当権が設定されている案件は民事手続について、また調査の結果、弁済資力がないと客観的に判断できる案件は債権放棄を視野に整理を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、保育所の調理員不足について、調理員確保にどのように努力しているのかとの質疑があり、現在調理員が1名不足しており補助員で対応している。令和5年度、会計年度任用調理員の募集を考えているとの答弁がありました。

次に、コミュニティ対策の課題として補助事業の優先基準を策定するとあるが、事業はどのように進んでいるのか。区長からの反応はどうかとの質疑があり、区長に基準を示し、補助事業の要望が上がってきているが、区長から特別の意見はない。危険性、緊急

性、機能性、継続性などの点から定めた基準により、区長立会いで補助事業候補の現場を見て採点し、納得していただいて事業を進めていくとの答弁がありました。

次に、町民課の歳入について、国庫支出金の収入未済額が450万円であるが何かとの質疑があり、社会保障・税番号制度システム整備補助金であり、繰越事業となったため令和4年度の歳入になるとの答弁がありました。

次に、マイナンバーカードの交付率を令和4年度末には70%を目指すと聞いていたが、目標はどのような形で設定しているのかとの質疑があり、70%に向け努力をするが、実情からは今年度末60%の交付率を目標としているとの答弁がありました。

委員からは、数値目標があるのであれば、それに向けて努力してほしいとの意見がありました。

次に、戸籍住民基本台帳等管理の中でコンビニで証明書等を交付する件数が増加しているが、コンビニ交付件数に伴い運営管理事務経費は増えるのかとの質疑があり、交付数に伴う増額はなく、システム導入当時から変更されていないとの答弁がありました。

次に、ごみの量について、令和2年度と令和3年度で減ってきているのか。松山市でのごみ処理に伴い松前町の費用負担増も想定される。今後の方向性として町民にどのようにごみの減量について周知していくのかとの質疑があり、令和3年度は、令和2年度に比べ家庭系のごみは23トン減となっている。事業系のごみは300トン増えている。今後、事業系のごみの減量については事業者に啓発活動を行い、家庭系のごみの減量については環境教育を行い、ごみの減量をしていきたいとの答弁がありました。

委員からは、広報に記事を掲載するなど、ごみの減量啓発に努めてほしいとの意見がありました。

次に、地域介護・福祉空間整備補助の予定事業者について質疑があり、国の交付金事業であり内示前着工は対象とならないが、内示前にクーラーなどの早急な修繕工事が必要となり、取下げとなった。予算については3月補正で減額したとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計繰出金の中で介護給付費が約1,700万円の増加、併せて後期高齢者医療特別会計繰出金も増加している。いずれも課題はないとしているが、今後の事業の進め方について伺いたいとの質疑があり、介護給付費については、ケアプラン点検等給付適正化で適正な給付に努めたい。後期高齢者医療特別会計繰出金のうち、保険基盤安定分については低所得者数に応じて繰り出すもので、令和3年度については低所得者数が増えた結果、増加したと答弁がありました。

委員からは、課題はあるのではないかと。適正給付などに取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、産後ケアの課題として必要な対象者を選定するとあるが、どのように選定するのかとの質疑があり、病院からの情報、妊婦のときからの関わり、出生届提出時の面談など

から状況を把握し選定につなげている。こんにちは赤ちゃん事業では子どもが生まれた家庭を必ず訪問し、家庭の状況を確認し、情報を収集し、支援につなげているとの答弁がありました。

委員からは、周りの人に言えない人もいると思う。子どもに悲劇が起こらないよう情報を収集し、表面に出てこない人にも気をつけてほしいとの意見がありました。

次に、愛顔の子育て応援事業で第2子以降の乳児の保護者におむつを購入できる愛顔っ子応援券を交付しているが、どのような形で幾ら交付しているのかとの質疑があり、1,000円券50枚つづりで5万円分を交付しているとの答弁がありました。

委員からは、子どもたちの未来のため、第1子から交付してほしいとの意見がありました。

次に、職員の時間外勤務について質疑があり、時間外勤務手当については、土日に勤務した場合は基本的には代休として別の日に休んでいる。代休を除く時間外勤務は、通常の時間外勤務手当としているとの答弁がありました。

また、時間外勤務が特定の職員に偏っている。業務に偏りがあるのではないかと質疑があり、職員の健康を考え偏りのない業務の振り分けを考えているが、専門的などころがあり若干偏ってしまった。今後、さらに偏りをなくしていくように指導していきたいとの答弁がありました。

委員からは、健康問題も考え、職員が同じような時間に勤務を終えることができるように業務改善を考えてほしいとの意見がありました。

次に、放課後児童クラブ支援員の雇用が見込みを下回ったのは、放課後児童クラブの子どもの数が減ったので支援員の雇用が減ったのか、募集をしたが支援員が集まらなかったのかとの質疑があり、募集をしたが支援員が集まらなかったとの答弁がありました。

また、支援員は資格が必要なのか。例えば、教員免許などの資格があれば支援員となれるのか。支援員の数は決められているのかとの質疑があり、支援員は資格制であり、研修を受けて資格を取得している。支援員の数は配置基準が定められており、足りない場合は補助員の募集で対応しているとの答弁がありました。

委員からは、定員一杯受入れができるよう努力してほしいとの意見がありました。

次に、ひとり親家庭医療費助成について、受診者、対象額は減っているが事業費が増えているのはなぜかとの質疑があり、病気の治療の内容によって医療費が変わっていくためであるとの答弁がありました。

委員からは、データ化して今後検証していくべきではないかとの意見がありました。

次に、総合健診における受診率の目標値は。その設定根拠はとの質疑があり、特定健診の目標値は49%であったが、実績が31.6%であった。受診率の目標を掲げているがコロナ禍で伸び悩んでいる。松前町では、国の指標を基に受診率の目標値を設定しているとの

答弁がありました。

委員からは、目標値を定める場合は設定根拠を明確にしてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決を行った結果、全会一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第48号令和3年度松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第49号令和3年度松前町下水道事業会計決算認定について御報告いたします。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって認定と決定しましたので、御報告いたします。

以上で議案第47号から議案第49号までの審査とその結果について御報告を終了いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第47号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。

議案第47号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第48号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。

議案第48号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第49号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。

議案第49号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第50号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第6号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第11 議案第51号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第12 議案第52号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第13 議案第53号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第50号令和4年度松前町一般会計補正予算第6号、日程第11、議案第51号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号、日程第

12、議案第52号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号及び日程第13、議案第53号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第2号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員） 失礼いたしました。

去る8月30日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託されました議案第50号から議案第53号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第50号令和4年度松前町一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ4,512万3,000円を追加し、総額を114億7,544万7,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、非常備消防一般管理事業の雨衣購入について、平成23年に購入したかっぱの経年劣化が著しいため新調するが整備基準はあるのかとの質疑があり、整備基準はなく劣化状況を確認している。購入については以前から検討していたところ、コミュニティ助成事業で補助金がついたことにより計上したとの答弁がありました。

自治体によっては3年で更新するところもある。DXを取り入れながら更新年数の基準を決めておく管理が今後大事になってくるのではないかと。効率化を図ることが職員の負担軽減、町民の方へのサービスにつながるなどの意見があり、基準等の作成については今後研究していきたいとの答弁がありました。

また、購入するかっぱの品質について質疑があり、現在のものより厚手で高機能なものに変更し、消防団員のけがの防止等に努めたいとの答弁がありました。

委員からは、消防団で未使用のものがあれば、職員用の予備としてかっぱの使用を考えてみてはどうかとの意見もありました。

続いて、産業建設部所管については、新規就農総合支援事業の新規就農総合支援事業費補助金748万5,000円は、新規就農者に対するコンバイン、トラクター、田植機の購入費用の一部を助成するが、これは農業用機械の定価、購入費用どちらになるのかとの質疑があり、購入費用に対する助成であるとの答弁がありました。

また、新規就農総合支援事業は新規事業となっているが、令和2年に改訂された松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも新規就農総合支援事業があるがとの質疑があり、国が新規就農者向けに総合的に支援する事業は従来から継続されているが、今年度からその中に新規就農者が農業用機械等を購入する際の補助制度が新たに加わった。国が行う新規就農者向けの支援事業は継続しているとの答弁がありました。

また、この支援を受ける場合の要件はあるのかとの質疑があり、年間所得はおおむね250万円以上、年間労働時間は2,000時間以内を目指した経営計画を立てることが要件であるとの答弁がありました。

次に、木造住宅耐震化促進事業の中にある耐震シェルターの補助について質疑があり、上限は40万円であるとの答弁がありました。

次に、県営事業負担金（道路橋りょう）事業について、浜交差点の整備事業は令和4年度中に完成するののかとの質疑があり、完成するまでの予算は確保しており、町の下水道工事が終われば県が道路の側溝や舗装の工事に入る。今年度の完成を目指し工事を進めているとの答弁がありました。

次に、県営事業負担金（港湾）事業の内容について質疑があり、松前港湾内の岸壁の端に設置されている車止めが古くなったため、県が補修工事を行う。補修工事費の3分の1を町が負担とするものであるとの答弁がありました。

次に、北黒田海岸整備事業の移転用地樹木等撤去業務について、実際に現地に行ってみるとごみが放り込まれたり、ドラム缶があったりと環境が悪いと感じた。町有地を管理する上でできるだけ早くきれいにしたいのか、それとも次に使う段階を考えて整備をするのかとの質疑があり、現地は樹木が生い茂り中に入れられないような状況にもなっている。御指摘のとおり、ごみ等の不法投棄もされている。町としては、移転用地として事業者の方が希望されたこの機会にまず町有地の状況を確認する必要があると考え、整地等を含め予算計上したとの答弁がありました。

委員からは、町有地の管理が十分できていない。草、木が生え放題になっている。まずは整備を行うのが大前提である。町として今までやっていないのだから今回はいい機会である。いりこ小屋の移転というのは次の問題だとの意見がありました。

また、移転用地の樹木等の撤去は当然松前町がしなくてはならないが、移転用地として準備していた土地とこの土地の金額は同じかとの質疑があり、町が造成して売るか、更地のまま事業者へ売るのかはまだ決定していない。町が造成して売るときは造成にかかった費用も含め土地代を決定するということになり、更地のまま売るときは不動産鑑定を入れて、鑑定結果の金額で売ることになるとの答弁がありました。

委員からは、知事要望では毎年北黒田海岸の整備について要望をしていると聞いたが、毎年同じ内容のものを出し続けてもインパクトがない。工夫や対策をしなければ進まない。町としての重点課題にどのように取り組むのか、計画することが必要ではないかとの意見があり、事業を進める上での計画は必要だと考えている。今日の意見を参考に、県と協力してスケジュール感も含め協議していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、事業名が北黒田海岸整備となっているが、事業内容が町有地の整備であれば事業名を変えないかとの意見があり、最終的には北黒田海岸整備のためにいりこ加工工場を移転してもらうのが目的であるため、事業名は妥当と考えているとの答弁があり、参考資料を「いりこ加工工場の移転に向けて移転先の町有地を整備します」と修正することになった。

続いて、教育委員会所管については、給食センター感染症対策事業の新型コロナウイルス感染症対策学校給食費助成金について、学校が臨時休業となった回数などの質疑があり、今年度は4月1日から9月7日の間に8回学級閉鎖をしており、261人分、7万820円になる。感染の収束が見通せない状況であり、この補助金を活用して保護者の皆さんの負担軽減に努めたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第51号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、前年度の決算に伴う精算を行い、一般会計に返還するものです。また、オンライン資格確認の運用に伴う職員の時間外勤務手当及び国民健康保険事業報告システム改修委託料をそれぞれ増額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第52号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定の補正を行うものです。

初めに、保険課所管分については、前年度の決算に伴う精算を行い、国、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計に返還するとともに、介護保険事業運営基金に積み立てるものです。

次に、福祉課所管分については、前年度の決算に伴う精算を行い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に返還するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第53号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、今後の水道事業の健全経営に生かすことを目的として、松前町水道事業経営審議会を設置することに伴い、さらに幅広く水道の利用者の方からの意見を聴取し広く検討を進めるため審議会委員数を当初の5名から15名に増員することから、令和4年度当初予算で計上していた5名分の報償費7万4,000円を減額し、15名分の報酬として科目変更を含め22万2,000円を増額し、補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第50号から議案第53号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。  
議案第50号の委員長の報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第50号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告どおり可決されました。  
議案第51号の委員長の報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第51号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告どおり可決されました。  
議案第52号の委員長の報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第53号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時37分 休憩

午後2時39分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第14 議案第54号 R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第14、議案第54号R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第54号について提案理由を申し上げます。

筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

内容につきましては、伊達会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 伊達会計課技監。

○会計課技監（伊達圭亮） それでは、議案第54号R 4-5 雨対第1号-1 筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について、参考資料により御説明いたします。

参考資料の3ページをお開きください。よろしいですかね。

それで、施工場所は伊予郡松前町大字筒井、入札日は令和4年8月4日、入札方法は低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施いたしました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和5年6月30日を予定しております。入札参加者は有限会社アールケイ総合開発、株式会社アイテック、有限会社井戸熊建設、有限会社一貴産業、株式会社鈴木建設、株式会社都築工業、松前土建株式会社、株式会社桃建設の8者です。入札の結果、株式会社桃建設及び松前土建株式会社が低入札調査対象者となりました。令和4年8月15日に調査班による調査対象者への聞き取り調査を実施いたしまして、同年8月31日に低入札価格調査委員会を開催し、審査を行いました。

同委員会において、契約内容に適した履行が可能で契約することが公正な取引の秩序を乱すことなく適当であると判断されましたので、株式会社桃建設を落札者とし、8,360万円で仮契約をしております。

それでは、次の4ページのほうを御覧ください。

こちらは位置図となっております。

そして、次の5ページですが、5ページのほうは平面図となっております。

そして次、6ページです。

6ページはこの大型水路の詳細図となっております。

7ページを御覧ください。

入札の執行表となっております。ここに記載されております金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格8,853万5,208円に対して落札金額は7,600万円ですので、落札率は85.8%となります。

以上で説明のほうを終わります。

○議長（加藤博徳） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第54号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第55号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第7号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第15、議案第55号令和4年度松前町一般会計補正予算第7号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第55号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の追加議案書5ページをお開きください。

令和4年度松前町一般会計補正予算第7号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億4,723万1,000円を追加し、総額を116億2,267万8,000円とするものです。

この補正予算は、オミクロン株対応ワクチン等の接種に必要な経費を追加計上するものです。

内容につきましては、大西子育て・健康課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 大西子育て・健康課長。

○子育て・健康課長(大西雅弘) 議案第55号について補足して御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

追加議案の参考資料、9ページを御覧ください。

4款1項3目予防費、補正額1億4,723万1,000円は、本年10月以降に実施するオミクロン株対応ワクチン等の接種に必要な経費を追加計上するものです。

主な経費は、会計年度任用職員等に係る人件費、集団接種に係る医師、看護師の報奨金、コールセンターや集団接種の設営、個別接種に係る委託料です。

続いて、歳入について御説明いたします。

予算の追加議案書、16ページを御覧ください。

16ページの上段、14款1項2目1節保健衛生費国庫負担金、補正額8,383万7,000円は、

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金となります。

その下段、14款2項3目1節保健衛生費国庫補助金、補正額6,339万4,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金となります。

合計1億4,723万1,000円になります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第55号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

なお、委員会へ付託された議案第54号及び議案第55号につきましては、休憩中に総務産業建設常任委員会及び予算決算常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

再開時間は庁内放送でお知らせをいたします。

委員長の報告が提出されるまで休憩といたします。

午後2時49分 休憩

午後4時54分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

会議時間の延長についてお諮りをします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~

日程第16 議案第54号 R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第54号R4-5雨対第1号-1筒井地区幹線排水路改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第54号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、150メートルを超えた工事になるが、分割発注は考えなかったのかとの質疑があり、現地は狭い部分の工事となり2か所同時に道路を掘ることもできない。沿道の方の車の出入りに支障があってもいけない。順次、下流側から工事を進めていくとの答弁がありました。

水路は蓋などで車の通行ができるようになるのかとの質疑があり、水路を据えた後コンクリートで蓋をし、現在の水路と道路を含めて車が通行できるようになるとの答弁がありました。

また、入札執行表にある業者が失格となった理由は何かとの質疑には、判定基準に基づき直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の4項目のうち、2項目が町の判定基準に適していなかったため失格となったとの答弁がありました。

委員からは、条件が整うようであれば、救急車や消防車が入れるように、将来のことを考えスペースを確保するようにしていただきたいとの意見がありました。

また、以前一般質問で、町長が調査基準価格を下回っても救ってあげたいと答弁されたと思うが、今回の最低制限価格は一番最低を拾っておりダンピングにならないのか。今回の取り方は前回の取り方と違うのではないかとの質疑があり、以前町長が基準価格を下回った方を救ってあげたいと答弁されたのは、低入札価格調査制度の一般的な考え方である。今回のように低入札価格調査の対象となった場合、委員会の中で施工が適切にできるか判断することになり、必ず一番下の業者が落札するものではないとの答弁がありました。

委員からは、失格の基準が4項目あり、下から順番にやっていくということをしっかり説明してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第54号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案どおり可決されました。

ここで、演台を整備しますので、暫時休憩をいたします。

午後5時0分 休憩

午後5時1分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第17 議案第55号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第7号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第17、議案第55号令和4年度松前町一般会計補正予算第7号についてを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長(藤岡 緑議員) 本会議から議案第55号令和4年度松前町一般会計補正予算第7号が予算決算常任委員会に付託されました。議案第55号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程におきまして、新型コロナワクチン接種に係るコールセンター委託料について、5人で対応していると聞いているが、対応人数は足りているのか。1日に何人程度の間合せがあるのかとの質疑があり、間合せ人数の詳細な数は手元にないが、間合せ件数は1回目、2回目の接種に比べ減少しており対応できているとの答弁がありました。

また、新型コロナワクチン接種の間合せが1回目、2回目に比べ減少しているのであれば本当にコールセンター委託料の増額が必要か検討したのかとの質疑あり、50歳代、60歳代の対応が多く、今後はオミクロン対応ワクチン接種の対象者が増加すると予想されるため増額補正するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決を行った結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案どおり可決されました。

演台を整備しますので、暫時休憩をいたします。

午後5時3分 休憩

午後5時4分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和4年第3回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。お

かげをもちまして提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして、十分に配慮してまいります。

さて、昨日本町に最接近をいたしました台風14号ですけれども、これまでにない規模の台風だということで大変心配をしておりましたが、倒木が1件あったと報告があっただけで被害はありませんでしたので、御報告申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に関しまして、現在新規感染者数は全国的に減少傾向にあり、県内においても同様の傾向となっております。町内でも9月以降は前週比を下回って推移しています。また、県は、感染者数がピーク時の3分の1程度に減少し病床利用率も30%台まで低下していることから、今月16日にB A. 5医療危機宣言を終了しました。ただし、県内の感染状況は依然として第6波のピーク時よりも高い水準にあり、保健・医療体制への負荷は継続していることから、県独自の特別警戒期間は継続しています。

この減少傾向を継続させ、再拡大を防ぎ、保健・医療のひっ迫を回避するため、町民の皆様には、引き続き気を緩めることなく感染回避行動を徹底していただきますようお願いいたします。

終わりに、日ごとに暑さは和らいでまいりましたが、日中はまだまだ残暑が残りそうですので、議員各位におかれましては、一層御自愛くださいますとともに、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和4年度松前町議会第3回定例会を閉会します。

午後5時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 田 中 周 作

